

654
56



654-56
1200501571081

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

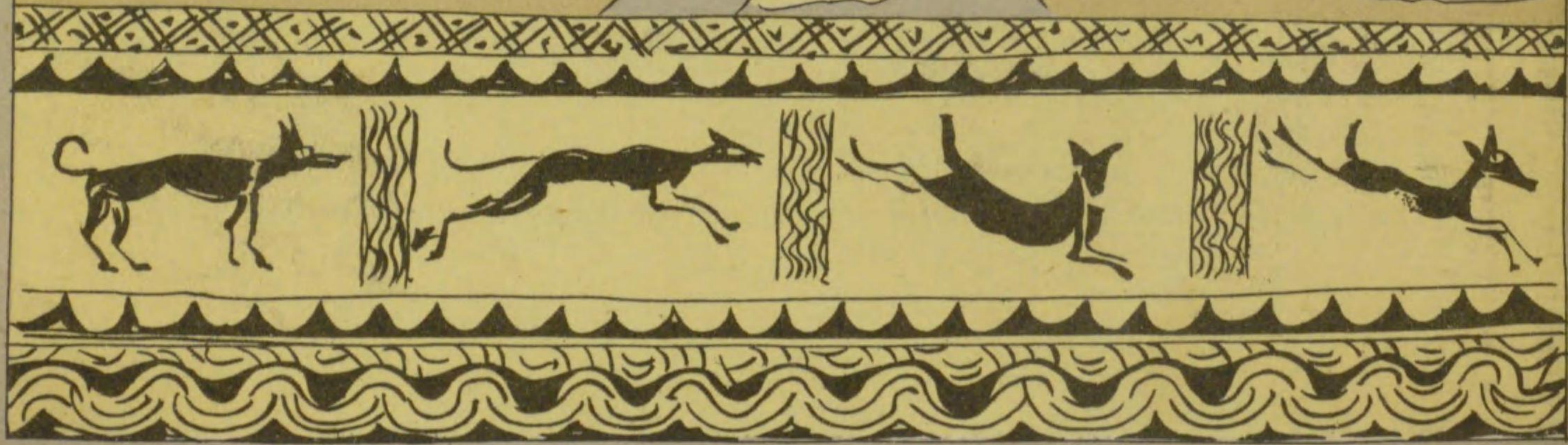
Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

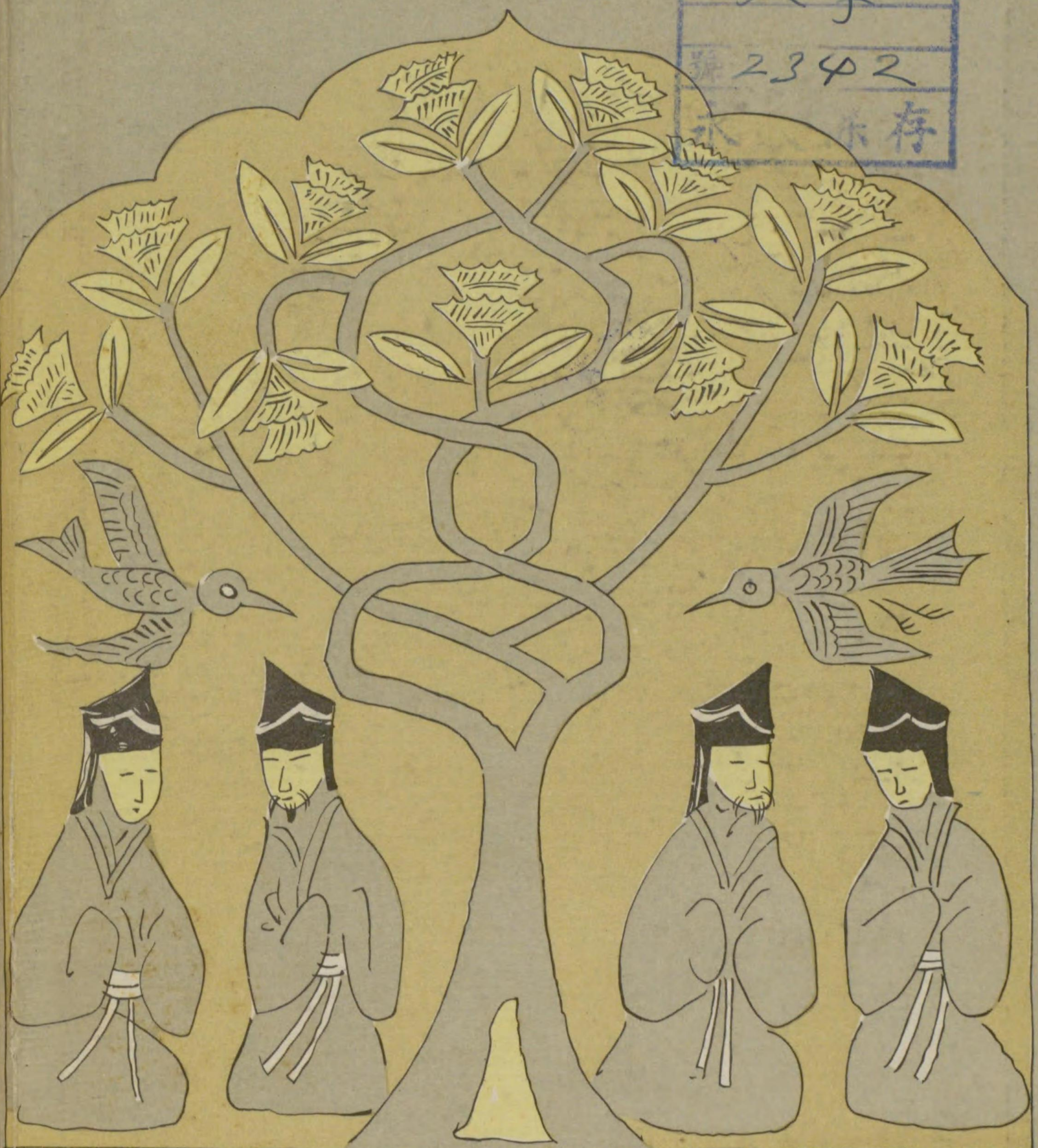


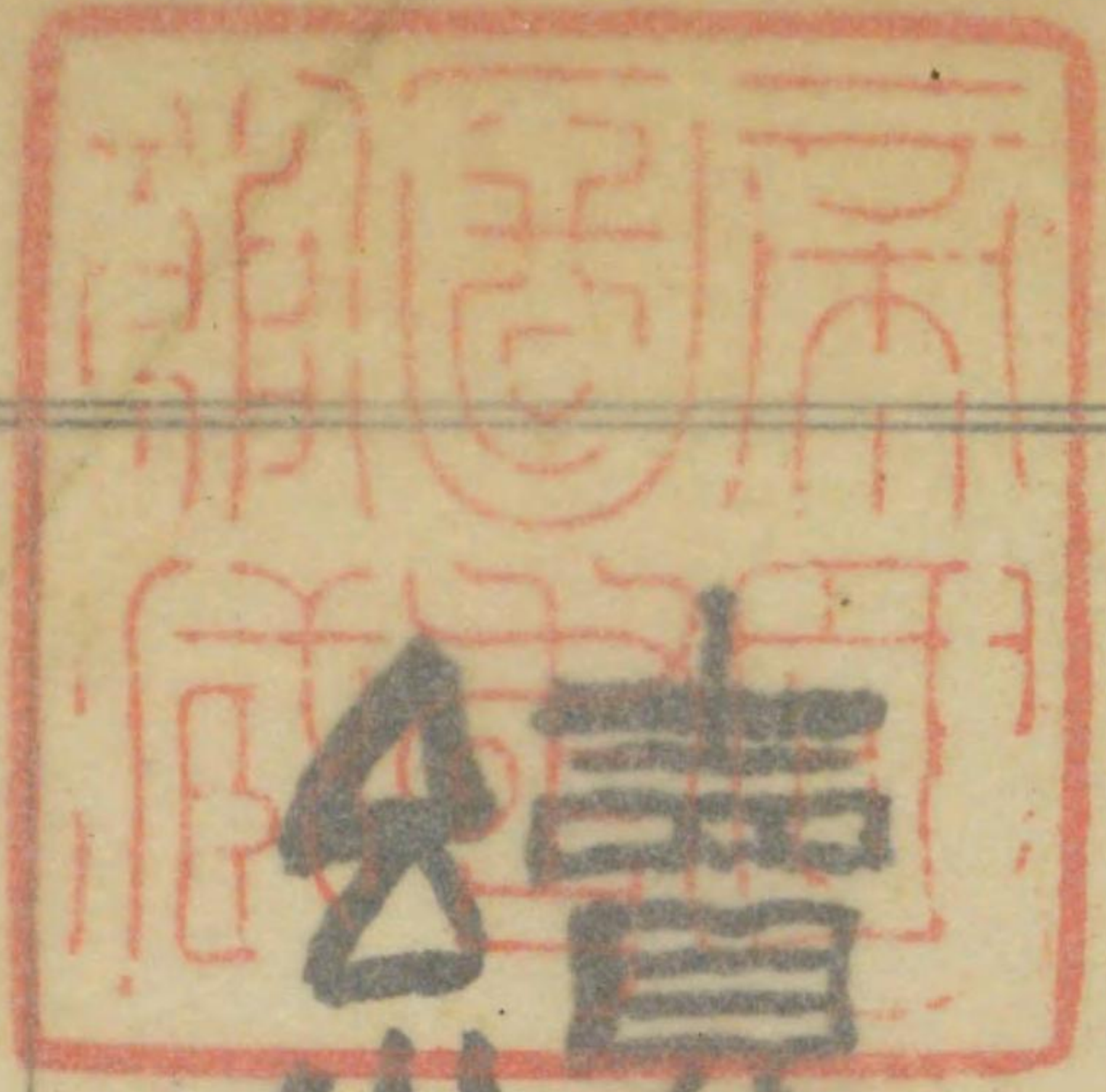
© Kodak, 2007 TM: Kodak

141



元大學
2342
本存





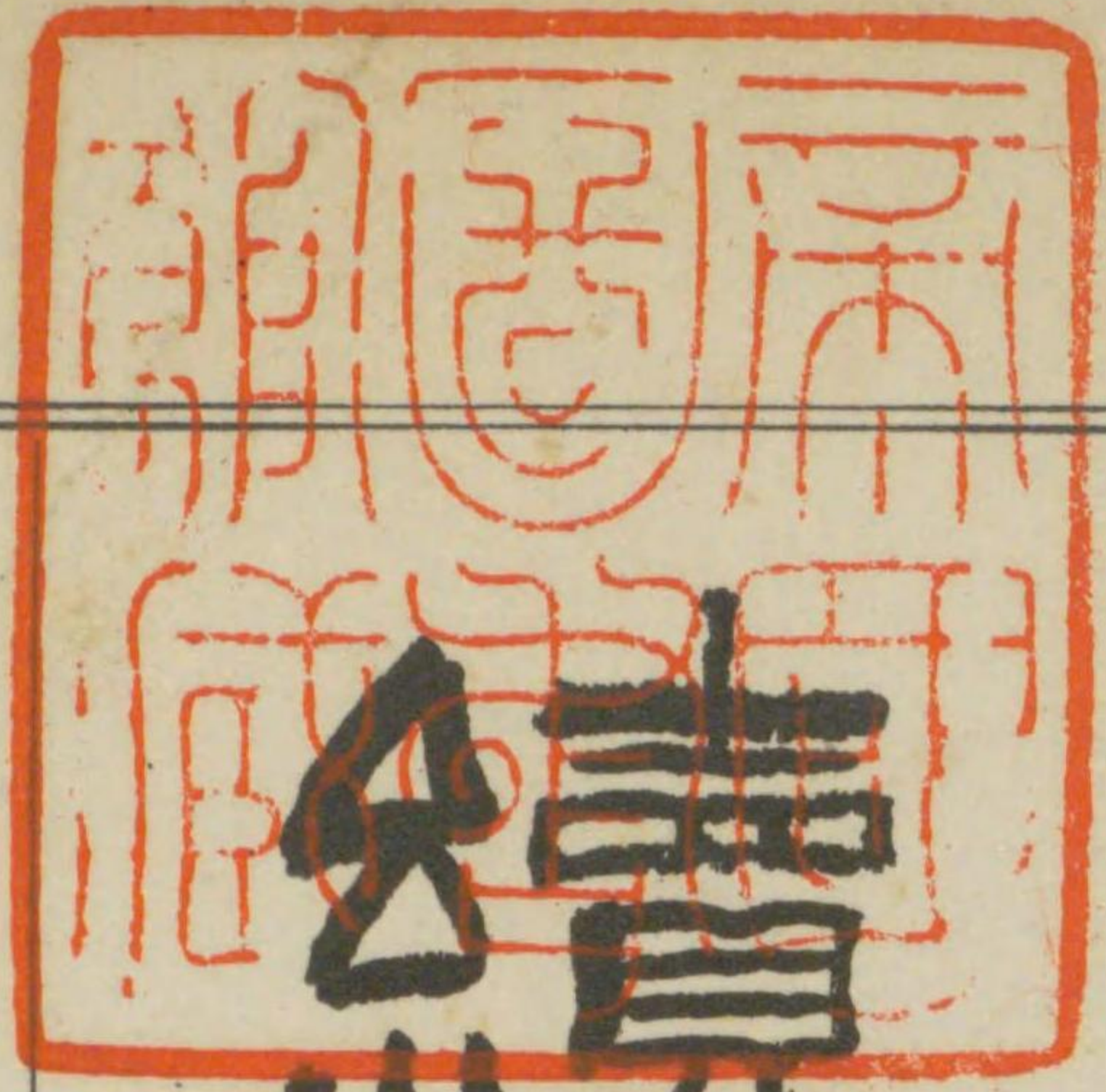
續國譯漢文大成



經子史部
第五卷

資治通鑑

第五卷

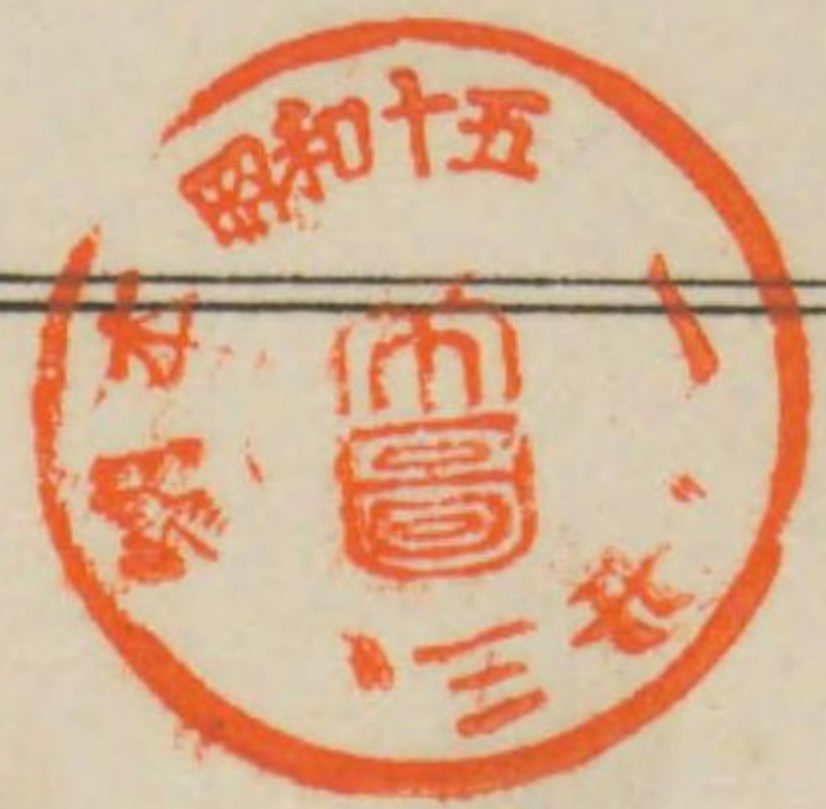


續國譯漢文大成

經子史部
第五卷

資治通鑑

第五卷





國朝新本



兩晉圖



654
56

國譯資治通鑑第五……………一六七

目次

卷の第七十四 魏紀六

明 帝 景初二年より三年に至る……………一

邵陵厲公 正始元年より六年に至る……………二

卷の第七十五 魏紀七

邵陵厲公 正始七年より嘉平元年より四年に至る……………三

卷の第七十六 魏紀八

邵陵厲公 嘉平五年……………七

高貴郷公 正元元年より二年に至る……………九

卷の第七十七 魏紀九

高貴郷公 甘露元年より四年に至る……………一三

元 帝 景元元年より二年に至る……………一三

目次

卷の第七十八

元 帝

魏 紀 十
景元三年より
四年に至る 咸熙元年
…………… 一四七

卷の第七十九

武 帝

晉 紀 一
泰始元年より
八年に至る
…………… 一八一

卷の第八十

武 帝

晉 紀 二
泰始九年より
十年に至る 咸寧元年より
五年に至る
…………… 一三三

卷の第八十一

武 帝

晉 紀 三
太康元年より
九年に至る
…………… 二五九

卷の第八十二

武 帝

晉 紀 四
太康十年
…………… 二九五

卷の第八十三

惠 帝

晉 紀 五
元康元年 永康元年
…………… 三〇一

卷の第八十四

惠 帝

晉 紀 六
元康九年 太安元年
…………… 三五九

卷の第八十五

惠 帝

晉 紀 七
太安二年 永興元年
…………… 三八九

卷の第八十六

惠 帝

晉 紀 八
永興二年 光熙元年
…………… 四二三

卷の第八十七

懷 帝

晉 紀 九
永嘉元年より
二年に至る
…………… 四四〇

卷の第八十八

懷 帝

晉 紀 十
永嘉三年より
五年に至る
…………… 四五七

卷の第八十九

愍 帝

晉 紀 十一
永嘉六年
…………… 四九三

卷の第九十

愍 帝

晉 紀 十二
建興元年
…………… 五〇九

卷の第九十一

元 帝

晉 紀 十三
建武元年 大興元年
…………… 五六七

元 帝

大興二年より四年に至る

五九七

資治通鑑自卷第七十四至卷第九十一(原文)

一一三三

附圖 一葉(兩晉圖)

卷首

國譯資治通鑑第五

文學博士 加藤 繁

公田連太郎 譯并註



卷の第七十四

魏紀六

烈祖明皇帝下

景初二年 春正月、帝、司馬懿を長安より召し、兵四萬を將ゐて遼東を討たしむ。議臣或は以爲はく、「四萬の兵は多く、役費、供し難し」と。帝曰はく、「四千里の征伐は、奇を用ふと云ふと雖も、亦當に力に任ずべし。當に稍しも役費を計るべからざるなり」と。帝、懿に謂つて曰はく、「公孫淵は、將に何の計を以てか君を待たんとせん」と。(懿)對へて

魏烈祖明皇帝景初二年

- 【一】景初二年。西紀二三八年なり。
- 【二】遼東を討つ。公孫淵を討つ也。司馬懿を長安に留めて以て蜀に備へしが、諸葛亮死したれば、乃ちこれを召して遠略するなり。
- 【三】議臣。當時の謀議の臣。
- 【四】四千里。遼東郡は洛陽の東北三千六百里に在り。

曰はく、「淵、城を棄てて豫め走らば、上計なり。遼東に據りて大軍を拒がば、其の次なり。坐ながら襄平を守らば、此れ禽と成らんのみ」と。帝曰はく、「然らば則ち三つの者(中)何れにか出でん」と。對へて曰はく、「唯だ明智のみ能く彼我を審量し、乃ち豫め割き棄つる所有り。此れ既に淵が及ぶ所に非ず。又謂はん、今往くこと孤遠にして、久しきを支ふる能はじと。必ず先づ遼水を拒ぎ、後、襄平を守るならん」と。帝曰はく、「還往幾日ぞ」と。對へて曰はく、「往くこと百日、攻むること百日、還ること百日、六十日を以て休息と爲さん。此の如くならば、一年にして足りなん」と。公孫淵、之を聞き、復た使を遣はして臣と稱し、救を吳に求む。吳人、其の使を戮せんと欲す。羊銜曰はく、「不可なり。是れ匹夫の怒を肆にして、霸王の計を捐つるなり。如かず、因つて之を厚くし、奇兵を遣はして潛に往かしめ、以て其の成を要せんには。若し魏、伐ちて克たずして、我が軍遠く赴かば、是れ恩、退夷に結び、義、萬里に形はれん。若し兵連なりて、解けず、首尾離隔せば、則ち我、其の傍郡を虜にし、驅略して歸らん。亦、以て天の罰を致し、曩事を報雪するに足らん」と。吳主曰はく、「善し」と。乃ち大に兵を勸し、淵の使に謂つて曰はく、「請ふ 後問を俟たん。當に簡書に従ひ、必ず 弟と休

【五】遼東。當に遼水に作るべし。魏志明帝紀注には遼水に作る。

【六】襄平。縣の名、漢の遼東郡の治所。公孫淵の都する所なり。故城は今の奉天省遼瀋道遼陽縣の北に在り。

【七】孤遠。孤軍遠征するをいふ。

【八】還往。往復なり。

【九】吳人云云。張彌・許晏の事に報いんと欲するなり。七十二卷青龍元年に見ゆ。

【一〇】後問。後問に同じ。

戚を同じうすべし」と。又曰はく、「(三)司馬懿は、向ふ所前無し。深く弟の爲めに之を憂ふ」と。帝、護軍將軍蔣濟に問うて曰はく、「孫權は、其れ遼東を救はんか」と。濟曰はく、「彼、(三)官備已に固く、利得可からず。深く入るは則ち力の及ぶ所に非ず。淺く入るは則ち勞して獲る無きを知る。權、子弟危きに在りと雖も、猶ほ將に動かざらんとす。況んや異域の人に於て、兼ぬるに (四)往者の辱を以てするをや。今、外に此の聲を揚ぐる所以は、其の (五)行人を誘り、之を我に疑はせ、我の克たずんば、其の節を折りて己に事へんことを冀ふのみ。然れども沓渚の間、淵を去ること尙ほ遠し。若し大軍、相守り、事、速かに決せずんば、則ち權の (六)淺規、或は輕兵の掩襲するを得んも、未だ測る可からざるなり」と。帝、吏部尙書盧毓に問ふ、「誰か司徒と爲す可き者ぞ」と。毓、處士管寧を薦む。帝、用ふる能はず。更に其の次を問ふ。對へて曰はく、「敦篤至行なるは則ち太中大夫韓暨、亮直清方なるは則ち司隸校尉崔林、貞固純粹なるは則ち太常常林なり」と。二月癸卯、韓暨を以て司徒と爲す。

【二】弟。淵、使を遣はして吳に謝し、兄弟の國たらんことを求む。故に權、因りてこれを稱して弟と爲す。

【三】司馬懿云云。胡三省曰はく、此れ晉の史臣。此の語を爲すなり、權には必ず此の語無からんと。

【四】官。魏晉の間、國家を謂つて官と爲す。

【五】往者の辱。公孫淵が吳の使臣張彌・許晏を斬りしをいふ。

【六】行人。使者なり。相守る。相持して戦はざる也。

【七】淺規。淺はかなる規畫。

漢主、皇后張氏を立つ。前後の妹なり。王貴人の子璿を立てて皇太子と爲し、瑤を安定王と爲

す。大司農河南の孟光、太子の讀書及び情性の好尚を祕書郎郤正に問ふ。正曰はく、『親に奉ずることと虔恭にして、夙夜懈らず、古の世子の風有り。羣僚を接待するに、舉動、仁恕に出づ』と。光曰はく、『君が道ふ所の如きは、皆、(一〇)家戸の有る所なるのみ。吾が今問ふ所は、其の權略智謀何如を知らんことを欲するなり』と。正曰はく、『世子の道は、(二〇)志を承け(三〇)歡を盡すに在り。既に妄に施爲する有るを得ず、智謀は智懷に藏せられ、權略は時に應じて發す。此の有無は、焉んぞ豫め知る可けんや』と。光、正が(三二)慎宜にして、放談を爲さざるを知り、乃ち曰はく、『吾、直言を好み、回避する所無し。今、天下未だ定まらず、智意を先と爲す。智意は自然にして、(三三)力強して致す可からざるなり。儲君、書を讀むは、寧ぞ當に吾等が力を竭して博く識り、以て訪問を待つに倣ひ、博士が(三四)探策講試し、以て爵位を求むるが如くなるべけんや、當に其の急なる者を務むべし』と。正深く光の言を謂つて然りと爲す。正は(三五)儉の孫なり。

吳人、(三六)當千の大錢を鑄る。

夏四月庚子、南郷の恭侯韓暨卒す。

庚戌、大赦す。

- 【一〇】 家戸云云。其の才行、中に逾えざるをいふ。
- 【二〇】 志を承く。君父の志を承くる也。
- 【三〇】 歡を盡す。左右に侍養して、顔色に承順し、以て親の歡を盡すをいふ。
- 【三二】 慎宜。言語を慎み其の宜しく言ふべき所を擇びて乃ち言ふ也。
- 【三三】 力強。勉強する也。
- 【三四】 探策。簡策難問の例を作りに案上に置き、試験せらるる者、其の一を探り取りてこれに答ふるを、射策又は探策と謂ふ。又、政化の得失を録して、顯はしてこれを問ふを對策と謂ふ。
- 【三六】 儉。益州の刺史たり、漢の靈帝中平五年、盜賊に殺さる。
- 【三五】 當千。大錢一にして小錢千に當る也。孫權赤烏元年、一當千の大錢を鑄る。徑一寸四分、重さ十六銖。
- 【三六】 首山。襄平(今の遼陽)の西南に在り。
- 【三七】 遼口。遼水の津渡の口。
- 【三六】 上庸云云。七十一卷太和二年に見ゆ。

六月、司馬懿の軍、遼東に至る。公孫淵、大將軍卑術・楊祚をして、歩騎數萬を將ゐて遼隧に屯せしむ。圍塹二十四里。諸將、之を撃たんと欲す。懿曰はく、『賊が壁を堅くする所以は、吾が兵を老らせんと欲するなり。今、之を攻めば、正に其の計に墮ちん。且つ賊の大衆、此に在り。其の巢窟空虚なり。直に襄平を指さば、之を破らんこと必せり』と。乃ち多く旗幟を張り、其の南に出でんと欲す。衍等、銳を盡して之に趣く。懿、潛に水を濟り、其の北に出で、直に襄平に趣く。衍等恐れ、兵を引きて夜走る。諸軍、進みて(一)首山に至る。淵復た衍等をして逆へ戦はしむ。懿撃ちて大に之を破り、遂に進みて襄平を圍む。秋七月、大に霖雨し、遼水暴に漲り、運船、(二)遼口より、徑に城下に至る。雨月餘にして止まず。平地水數尺。三軍恐れ、營を移さんと欲す。懿、軍中に令す、『敢て「徙さん」と言ふ者有らば、斬らん』と。都督令史張靜、令を犯す。之を斬る。軍中乃ち定まる。懿、水の特み、樵牧すること自若たり。諸將、之を取らんと欲す。懿、皆、聽かず。司馬陳珪曰はく、『昔、(三)上庸を攻むるや、八部俱に進み、晝夜息まず、故に能く一句の半にして、堅城を抜き、孟達を斬れり。今者遠く來りて、更に安緩なり。愚竊に惑ふ』と。懿曰はく、『孟達は衆少くして、食は一年を支へ、(四)將士は達に四倍

して、糧は月を淹めず。一月を以て一年を圖るは、安んぞ速かにせざる可けんや。四を以て一を撃つは、正に半を失はしめて克つとも、猶ほ當に之を爲すべし。是を以て死傷を計らずして、糧と競ひしなり。今、賊は衆くして我は寡く、賊は饑えて我は飽き、水雨乃ち爾り、功力設けられず。當に之を促かにすべしと雖も、亦何の爲す所ぞ。京師を發せしより、賊の攻むるを愛へず、但だ賊の走らんことを恐る。今、賊の糧盡くるに垂なんとして、而も圍落未だ合はざるに、其の牛馬を掠め、其の樵采を抄するは、此れ故に之を驅りて走らすなり。夫れ兵は詭道なり、善く事に因りて變ず。賊、衆を憑み雨を恃む。故に饑困すと雖も、未だ肯て手を束ねず。當に無能を示して以て之を安んずべし。小利を取りて以て之を驚かすは、計に非ざるなり。朝廷、師雨に遇ふと聞き、咸、兵を罷めんと欲す。帝曰はく、『司馬懿は、危きに臨みて變を制す。淵を禽にせんこと、日を計りて待つ可きなり』と。雨霽るるや、懿乃ち圍を合はせ、土山・地道・楯櫓・鉤衝を作り、晝夜、之を攻む。矢石、雨の如し。淵窘急し、糧盡き、人相食み、死する者甚だ多し。其の將楊祚等降る。八月、淵、相國王建、御史大夫柳甫をして請はしむ、『圍を解き兵を却けば、當に君臣面縛すべし』と。懿命じて之を斬らしめ、淵に檄告して曰はく、『楚・鄭は列國なり。而るに鄭伯猶ほ肉袒して羊を牽きて之を迎へたり。孤は天子の上公なり。而るに建等、孤が圍を解き舍を退けんことを欲す。豈に禮するを得んや。二人老耄し、言を傳ふること指を失ひしならん。已に相爲めに之を斬れり。若し意、未だ已まざる有らば、更に年少くして明決有る者をして來らしむ可し』と。淵復た侍中衛演を遣はし、日を克して任を送らんと乞ふ。懿、演に謂つて曰はく、『軍事は、大要、五有り。能く戦はば當に戦ふべし。戦ふ能はずんば當に守るべし。守る能はずんば當に走るべし。餘の二事は、但だ降ると死すると有るのみ。汝、肯て面縛せず。此れ決して死に就くと爲すなり。任を送るを須ひず』と。壬午、襄平潰え、淵、子脩と與に、數百騎を將ゐて圍を突き、東南に走る。大兵、急に之を撃ち、淵父子を梁水の上に斬る。懿既に城に入り、其の公卿以下及び兵民七千餘人を誅し、築きて京觀を爲る。遼東・帶方・樂浪・玄菟の四郡皆平ぐ。淵が將に反せんとするや、將軍綸直、賈範等苦諫す。淵、皆、之を殺す。懿、乃ち直等の墓を封じ、其の遺嗣を顯はし、淵の叔父、恭の囚

【二五】糧云。留むる所の糧は月を支へざる也。

【三〇】競。争ふ也。胡三省曰はく、懿が珪に語るには、猶ほ腹辭あり。蓋し其の急に孟達を攻めしは、豈に特に糧を競ひしのみならんや。吳蜀の救兵至らんことを懼れしなりと。

【三一】爾り。此の如し。

【三二】抄。略奪する也。

【三三】楯櫓鉤衝。楯は、たて。城を攻むる兵士、以て其の身を扞蔽す。櫓は樓車。これに登りて以て城中を望む。鉤は鉤梯。城壁に鉤引して城に入る器械。衝は衝車。以て城を衝く。

【三四】鄭伯云云。左傳に見ゆ。楚の莊王、鄭を圍みてこれに克ち、臯門より入り、遼路に至る。鄭伯、肉袒して羊を牽きて以て逆ふ。淵が降虜としての禮なきを詰れるなり。

【三五】天子の上公。懿は時に太尉たり。而るに自ら公と謂ふは、太尉を以て三公の中の上と爲す也。

【三六】日を克す。期日を定むる也。

【三七】任。質子をいふ。

【三八】梁水。太子河をいふ。

【三九】京觀。尸を積み、土を其の上に盛り上ぐる也。

【四〇】漢の帶方縣は樂浪郡に屬す。公孫氏分ちて郡を立つ。今の朝鮮の京畿道及び忠清北道の地。

【四一】恭。淵が恭を囚ふること七十一卷太和二年に見ゆ。

し』と。懿命じて之を斬らしめ、淵に檄告して曰はく、『楚・鄭は列國なり。而るに鄭伯猶ほ肉袒して羊を牽きて之を迎へたり。孤は天子の上公なり。而るに建等、孤が圍を解き舍を退けんことを欲す。豈に禮するを得んや。二人老耄し、言を傳ふること指を失ひしならん。已に相爲めに之を斬れり。若し意、未だ已まざる有らば、更に年少くして明決有る者をして來らしむ可し』と。淵復た侍中衛演を遣はし、日を克して任を送らんと乞ふ。懿、演に謂つて曰はく、『軍事は、大要、五有り。能く戦はば當に戦ふべし。戦ふ能はずんば當に守るべし。守る能はずんば當に走るべし。餘の二事は、但だ降ると死すると有るのみ。汝、肯て面縛せず。此れ決して死に就くと爲すなり。任を送るを須ひず』と。壬午、襄平潰え、淵、子脩と與に、數百騎を將ゐて圍を突き、東南に走る。大兵、急に之を撃ち、淵父子を梁水の上に斬る。懿既に城に入り、其の公卿以下及び兵民七千餘人を誅し、築きて京觀を爲る。遼東・帶方・樂浪・玄菟の四郡皆平ぐ。淵が將に反せんとするや、將軍綸直、賈範等苦諫す。淵、皆、之を殺す。懿、乃ち直等の墓を封じ、其の遺嗣を顯はし、淵の叔父、恭の囚

を釋し、中國の人、舊郷に還らんと欲する者は、恣に之を聽す。遂に師を班す。初め淵の兄晃、恭の任子と爲り、洛陽に在り。淵が未だ反せざる時に先だち、數其の變を陳べ、國家をして淵を討たしめんと欲す。淵が逆を謀るに及びて、帝、市斬するに忍びず、獄に就きて之を殺さんと欲す。廷尉高柔、上疏して曰はく、『臣竊に聞く、晃先に數自ら歸し、淵の禍萌を陳べたりと。凶族たりと雖も、心を原ぬるに恕す可し。夫れ仲尼、司馬牛の憂を亮かにし、祁奚、叔向の過を明かにす。在昔の美義なり。臣以爲へらく、晃信に言有らば、宜しく其の死を貸すべし。苟くも自ら言無くんば、便ち當に市斬すべしと。今、進みては其の命を赦さず、退きては其の罪を彰かにせず、固圜に閉著し、自ら引分せしめば、四方の觀國、或は此の舉を疑はん』と。帝聽かず、竟に使を遣はし、金屑を齎して晃及び其の妻子に飲ましめ、賜ふに棺衣を以てし、宅に殯斂す。

【四二】市斬。これを市に刑する也。晃數、淵が必ず反せんことを陳ぶ、逆を同じうする者に非ざるなり。帝、これを殺して其の類を絶たんと欲す。これを市に刑するには名無し、故に獄に就きてこれを殺さんと欲するなり。

【四三】司馬牛云云。春秋時代の故事。宋の司馬桓魋の弟なり。魋凶惡なり。牛これを憂へて曰はく、人は皆兄弟有り、我は獨り亡しと。而して子夏これを解す。事、論語顔淵篇に

【四四】祁奚云云。左傳に、晉人欒盈を逐ひ、羊舌虎を殺し、虎の兄叔向を囚ふ。祁奚、范宣子に見えて曰く、管蔡、戮せられ、周公、王を右く。これを若何ぞ其れ虎を以て社稷を棄てんやと。宣子、諸公に言ひて向を免す。

【四五】引分。引決する也。

【四六】觀國。國の様子を觀察する者。

【四七】宅。晃の居る所。

見ゆ。此に仲尼と云ふは、未だ出處を審かにせず。

九月、吳、赤烏と改元す。

吳の步夫人卒す。初め吳主、討虜將軍として吳に在るとき、吳郡の徐氏を娶る。太子登、所生庶賤なり。吳主、徐氏をして母として之を養はしむ。徐氏、妬なり、故に寵無し。吳主、西に徙るに及びて、徐氏留まりて吳に處る。而して臨淮の步夫人、寵、後庭に冠たり。吳主、立てて皇后と爲さんと欲す。而して羣臣の議は徐氏に在り。吳主、依違すること十餘年、會步氏卒す。羣臣奏し、皇后の印綬を追贈せしむ。徐氏竟に廢せられ、吳に卒す。

【四八】所生。生母。

【四九】西に徙る。吳よりして西に徙り、武昌に都せしむ。

【五〇】後庭。後宮。

【五一】依違。決せざるなり。

【五二】是儀。是は姓、儀は名。

吳主、中書郎呂壹をして諸官府及び州郡の文書を典校せしむ。壹此に因りて漸く威福を作し、深文巧詆して、無辜を排陷し、大臣を毀短し、織介をも必ず聞す。太子登數諫む。吳主聽かず。羣臣、敢て復た言ふもの莫く、皆之を畏れて目を側つ。壹、『故の江夏の太守刁嘉、國政を謗訕せり』と誣白す。吳主怒り、嘉を收へ、獄に繋ぎて驗問す。時に(嘉)坐を同じくせる人、皆壹を畏怖し、竝に『之を聞けり』と言ふ。侍中北海の是儀、獨り『聞くこと無かりき』と云ふ。(儀)遂に窮詰せらるること累日、詔旨轉た厲し。羣臣、之が爲めに息を屏む。儀曰はく、『今、刀鋸已に臣が頸に在り。臣何ぞ敢て嘉が爲めに隠し諱みて、自ら夷滅を取り、不忠の鬼と爲らん。願ふに以て聞知するに、當に本末有るべし』と。實に據りて答問し、辭、傾き移らず。吳主遂に之を舍す。嘉も亦免るを得た

り。上大將軍陸遜・太常潘濬、壹が國を亂すを憂へ、之を言ふ毎に、輒ち涕を流す。壹、丞相顧雍の過失を白す。吳主、怒りて雍を詰責す。黃門侍郎謝玄、語次、壹に問ふ、「顧公の事は何如」と。壹曰はく、「佳なる能はず」と。玄又問ふ、「若し此の公免退せば、誰か當に之に代るべき」と。壹未だ答へず。玄曰はく、「潘太常之を得る無きを得んや」と。壹曰はく、「君の語、之に近きなり」と。玄曰はく、「潘太常は、常に君に切齒せり、但だ道、因る無きのみ。今日、顧公に代らば、恐らくは明日便ち君を撃たん」と。壹大に懼れ、遂に雍の事を解散す。潘濬、朝せんことを求め、建業に詣り、辭を盡して極諫せんと欲す。至りて、太子登已に數之を言へども従はれずと聞き、濬乃ち大に百寮を請ひ、會に因りて手刃して壹を殺し、身を以て之に當り、國の爲めに患を除かんと欲す。壹密に聞知し、疾と稱して行かず。西陵の督步騭・上疏して曰はく、「顧雍・陸遜・潘濬は、志、誠を竭すに在り、寢食、寧んせず、念、國を安んじ民を利し、久長の計を建てんと欲す。心膂股肱・社稷の臣と謂ふ可し。宜しく各委任し、他の官をして其の司る所を監し、其の殿最を課せしめざるべし。此の三臣は、思慮到らざれば則ち已む、豈に敢て天とする所を欺負せんや」と。左將軍朱據の部曲、應に三萬緡を受くべし。工王遂、詐りて之を受く。壹、據が實に取りれりと疑ひ、主者を考問す。杖下に死す。據、其の辜無きを哀れみ、棺を

- 【三】 道云云。其の罪を奏舉せんと欲すれども、太常の職に非ざるが故に、其の道、因る無き也。
- 【四】 潘濬はもと武昌に留まるなり。
- 【五】 天とする所。君をいふ。
- 【六】 主者。據の軍吏。

厚くして之を斂す。壹又表す、「據の吏、據の爲めに隠せり。故に其の殞を厚くせり」と。吳主數據を責問す。據、以て自ら明かにする無く、草を藉きて罪を待つ。數日にして、典軍吏劉助、王遂が取る所なるを覺言す。吳主大に感悟して曰はく、「朱據、枉げらる。況んや吏民をや」と。乃ち壹の罪を窮治し、助に百萬を賞す。丞相雍、廷尉に至りて獄を斷す。壹、囚を以て見ゆ。雍、顔色を和げ、其の辭狀を問ふ。出づるに臨みて、又、壹に謂つて曰はく、「君が意、道ふ所有らんと欲する無きを得んや」と。壹叩頭して言無し。時に尙書郎懷叙、面のあたり壹を罵辱す。雍、叙を責めて曰はく、「官に正法有り。何ぞ此に至る」と。有司、壹を大辟に奏す。或以爲はく、「宜しく焚裂を加へ、用て元惡を彰すべし」と。吳主、以て中書令會稽の闕澤に訪ふ。澤曰く、「盛明の世、宜しく復た此の刑有るべからず」と。吳主、之に従ふ。壹既に誅に伏し、吳主、中書郎袁禮をして諸大將に告謝せしめ、因つて、時事の當に損益すべき所を問ふ。禮還る。復た詔有り、諸葛瑾・步騭・朱然・呂岱等を責めて曰はく、「袁禮還りて云はく、子瑜・子山・義封。定公と相見、竝に咨るに時事の當に先後する所有るべきを以てす。各自ら、民事を掌らざるを以て、肯て便ち陳ぶる所

- 【七】 覺言。其の事を覺りてこれを言ふ也。
- 【八】 懷は姓、叙は名。
- 【九】 焚裂。焚は燒殺する也。裂は車裂なり。
- 【一〇】 子瑜。諸葛瑾の字。
- 【一一】 子山。步騭の字。
- 【一二】 義封。朱然の字。
- 【一三】 定公。呂岱の字。
- 【一四】 時事云云。時事の當に行ふべき所、何者をか先と爲し、何者をか後と爲すべきやを問ふなり。
- 【一五】 伯言。陸遜の字。

有らず、悉く之を【六】伯言・承明に推せり。伯言・承明、禮せられ、泣涕すること懇惻に、辭旨辛苦し、乃ち危怖を懷執し、自ら安んぜざるの心有るに至れり【七】と。【八】孤之を聞きて悵然として、深く自ら【九】刻怪す。何となれば、夫れ惟だ聖人のみ、能く過行無く、明者能く自ら見るのみ。人の擧厝、何ぞ能く悉く中らん。獨だ當に已に以て衆意を傷拒し、忽ち自ら覺らざる有るべし。故に諸君、【一〇】嫌難する有るのみ。爾らずんば、何に縁りてか乃ち此に至らんや。諸君と與に事に従ひ、少より長に至り、【一一】髮に二色有り。以謂へらく、表裏、以て明露するに足り、公私、計を分ち、用て相保んずるに足ると。義は君臣と雖も、恩は猶ほ骨肉のごとく、榮福喜戚、相與に之を共にす。忠は情を匿さず、智は計を遺す無し。【一二】事、是非を統ぶ、諸君、豈に従容たるのみなるを得んや。船を同じくして水を濟る、將た誰と與にか易へん。齊桓、善有れば、管子未だ嘗て歎せずんばならず。過有れば、未だ嘗て諫めずんばならず。諫めて得ざれば、終に諫めて止まず。今、孤自ら省みるに、桓公の徳無し。而るに諸君の諫諍、未だ口より出でず、仍て嫌難を執る。此を以て之を言へば、【一三】孤、齊桓に於て良に優れり。未だ諸君の・管子に於て何如を知らざるのみ

【六】 承明。潘濟の字。
 【七】 刻怪。大に怪しむ。刻は怪しむ也。
 【八】 嫌難。うたがひ、はばかる。
 【九】 髮云云。頭髮斑白なるをいふ。
 【一〇】 事云云。事を行ふことはなれば則ち君臣、其の是を同じくし、非なれば則ち其の非を同じうするを言ふ。
 【一一】 孤云云。吾、若し諫む可きこと無くんば、則ち桓公よりも優れるなり。然れども、今、吾は桓公に及ばず、而るに諸君、諫めざるは、是れ諸君、果して能く管仲の如くなるかとの意。其の諫めざるを責むる也。

と。

冬十一月壬午、司空衛臻を以て司徒と爲し、司隸校尉崔林を司空と爲す。

十二月、漢の蔣琬、出でて漢中に屯す。

乙丑、帝、不豫なり。

辛巳、郭夫人を立てて皇后と爲す。

初め太祖、魏公たりしとき、【一四】贊の令劉放・參軍事孫資を以て、皆、祕書郎と爲す。文帝、位に即き、更めて祕書を名づけて中書と曰ひ、放を以て監と爲し、資を令と爲す。遂に機密を掌る。帝、位に即き、尤も寵任せられ、皆、侍中・光祿大夫を加へ、【一五】本縣の侯に封せらる。是の時、帝親ら萬機を覽、數、軍旅を興し、腹心の任は、皆、二人、之を管す。大事有り朝臣會議する毎に、常に、其の是非を決せしめ、擇びて之を行ふ。中護軍蔣濟・上疏して曰はく、『臣聞く、大臣太だ重き者は國危く、左右太だ親しき者は身蔽はると、古の至戒なり。【一六】往者、大臣、事を乗り、外内扇動す。陛下、卓然として、自ら萬機を覽、祇肅せざるは莫し。夫れ大臣、忠ならざるに非ざるなり。然れども威權下に在れば、則ち衆心、上を慢る。勢の常なり。陛下、既に已に之を大臣に察せり。願はくは之を左右に忘る無かれ。左右の忠正にして遠く慮ることは、未

【一四】 贊。縣の名、鄧縣は漢には沛郡に屬す。王莽改めて贊治と曰ふ。魏分ちて誰郡に屬す。
 【一五】 本縣。放は涿郡方城の人。資は太原中都の人。
 【一六】 往者云云。蓋し文帝の時をいふなり。

だ必ずしも大臣よりも賢らず、便辟にして合ふを取るに至りては、或は能く之を工にす。今、外の言ふ所は、輒ち云はく「中書」と、恭愼にして、敢て外に交はらず。但だ此の名有るのみならずしむと雖も、猶ほ世俗を惑はす。況んや實に事を握り、日に目前に在るをや。儻し（八主）疲倦の間に因りて、割制する所有らば、衆臣、其の能く事を推移するを見、即ち亦時に因りて之に向はん。一たび此の端有らば、私に朋援を招き、臧否毀譽、必ず興る所有らん、功負賞罰、必ず易ふる所有らん、直道にして上る者は或は壅がれ、曲げて左右に附く者は反つて達せん。微に因りて入り、形に縁りて出づ。（九）意の狎信する所は、復た猜覺せず。此れ宜しく聖智の當に早く聞くべき所なるべし。外以て意に經せば、則ち形際自ら見はれん。或は恐る、朝臣、言合はずして左右の怨を受けんことを畏れ、適として以て聞する莫からんことを。臣竊に、陛下の神を潛めて默思し、公聽竝觀するを亮かにす。若し事、未だ理に盡さざる有り、而して物、未だ用に周からざる有らば、（下）將に曲を改め調を易へ、遠くは黃唐と功を角し、近くは武文の績を昭かにせんとす。豈に近習に牽かれて已まんや。然れども人君は、悉く天下の事に任ず可からず。必ず當に付する所有るべし。若し之を一臣に委ねば、周公旦の忠・管夷吾の公に非ざるよりは、則ち權を弄し官を敗るの敝

- 【七五】 割制。割割制斷。
- 【七六】 功負は功罪なり。賞罰、功罪に當らざるを言ふ。
- 【七七】 意云云。放・資の二人、日に左右に在り、天子狎れてこれを信じ、復た其の姦非を爲すを覺らず。若し早く忠言を聞き、自ら萬機を覽、外以て意を國事に經するを示すときは、放・資の形際、必ず呈露して掩ふ可からざらん。
- 【七八】 黃唐。黃帝、唐堯。

有らん。當今、柱石の士、少しと雖も、行一州に稱せられ、智一官に效あり、忠信にして命を竭し、各其の職を奉ずるものに至りては、竝に驅策し、聖明の朝をして専吏の名有らしめざる可きなり」と。帝聽かず。疾に寝ぬるに及びて、深く後事を念ひ、乃ち武帝の子燕王宇を以て大將軍と爲し、（八二）領軍將軍夏侯獻・武衛將軍曹爽・屯騎校尉曹肇・驍騎將軍秦朗等と與に、對して政を輔けしむ。爽は眞の子、肇は休の子なり。帝少きとき燕王宇と善し。故に後事を以て之に屬す。劉放・孫資、久しく機任を典り、獻・肇、心内、平かならず。殿中に、（八三）鷄棲樹有り。二人相謂つて曰はく、「此も亦久しきかな、其れ能く復た幾くぞ」と。放・資、後害有らんことを懼れ、陰に之を問せんと圖る。燕王は性恭良にして、誠を陳べて固辭す。帝、放・資を引きて臥内に入らしめ、問うて曰はく、「燕王は正に爾く爲せり」と。對へて曰はく、「燕王は實に自ら大任に堪へざるを知るが故なるのみ」と。帝曰はく、「誰か任ず可き者ぞ」と。時に惟だ曹爽獨り側に在り。放・資、因つて爽を薦め、且つ言はく、「宜しく司馬懿を召し、與に相參せしむべし」と。帝曰はく、「爽、其の事に堪ふるや不や」と。爽、汗を流し、對ふる能はず。放其の足を躡み、之

- 【七九】 驅策。任用するを云ふ。
- 【八〇】 専吏。専ら放資に任ずるをいふ。
- 【八一】 魏の制、領軍將軍は、中壘・五校・武衛の三營を主る。武衛將軍は蓋し武衛營を主る也。
- 【八二】 鷄棲樹。殿中に鷄を畜うて、以て晨を司らしめ、樹上に棲む、因つてこれを鷄棲樹と謂ふ。獻・肇の二人、指して以て放・資の二人に喩ふる也。一言にして司馬氏が魏を篡ふの機を發す。言の謹まざる可からざるや、此の如し。
- 【八三】 爾く爲せり。固辭せしむる也。

に（四）耳（爽）曰はく、「臣、死を以て社稷を奉せん」と。帝、放・資の言に従ひ、爽・懿を用ひんと欲す。既にして中（中）を變じ、敕して前命を停む。放・資復た入りて見えて帝に説く。帝、又、之に従ふ。放曰はく、「宜しく手詔を爲るべし」と。帝曰はく、「我、困篤にして能はず」と。放即ち牀に上り、帝の手を執り、強ひて之を作らしめ、遂に齎して出で、大言して曰はく、「詔有り、燕王（燕）等の官を免じ、省中に停まるを得ざらしむ」と。皆、涕を流して出づ。甲申、曹爽を以て大將軍と爲す。帝、爽の才弱きを嫌ひ、復た尙書孫資を拜して大將軍の長史と爲し、以て之を佐けしむ。是の時、司馬懿、汲（汲）に在り。帝、給使（給使）辟邪をして手詔を齎して之を召さしむ。是より先、燕王、帝の爲めに計を畫して以爲はく、「關中は事重し、宜しく懿を遣はすべし。便道、軹關より、西して長安に還らしめよ」と。事已に施行す。懿、斯須にして二詔を得たるに、前後相違す。京師に變有らんことを疑ひ、乃ち疾驅して入朝す。

三年、春正月、懿至り、入りて見ゆ。帝、其の手を執りて曰はく、「吾、後事を以て君に屬す。君、曹爽と與に、少子を輔けよ。死は乃ち忍ぶ可し。吾、死を忍びて君を待てり。相見るを得、復た

- 【四】 耳。耳に附きてこれに語る也。
- 【五】 困篤。病重き也。
- 【六】 汲。縣の名、河内郡に屬す。今の河南省河北道汲縣の地。時に司馬懿、遼東より、師を遣し、汲に次りしなり。
- 【七】 辟邪。給使の名。
- 【八】 關中の事とは、蜀に備ふると氏羌を撫安するを謂ふなり。
- 【九】 軹關。今の河南省河北道濟源縣に在り。

恨むる所無し」と。乃ち齊・秦の二王を召し、以て懿に示し、別に齊王芳を指し、懿に謂つて曰はく、「此れ是れなり。君、諱かに之を視よ。誤る勿かれ」と。又、齊王に教へて、前みて懿の頸を抱かしむ。懿、頓首して涕を流す。旦日、齊王を立てて皇太子と爲す。帝尋いで殂す。（年三）帝、沈毅明敏にして、心に任せて行ひ、功能を料簡し、浮僞を屏絶す。師を行り衆を動かし、大事を論決するに、謀臣將相咸、帝の大略に服す。性特に彊識にして、左右の小臣の官簿性行・名跡の履む所及び其の父兄子弟と雖も、一たび耳目を經れば、終に遺忘せず。

孫盛論じて曰はく、之を長老に聞く、魏の明帝、天姿秀出し、立ちて髮地に垂れ、口吃して言少く、而して沈毅にして好く斷ず。初め諸公、遺を受けて輔導するや、帝、皆、方任を以て之を處き、政、己より出づ。大臣を優禮し、善直を開容す。顔を犯して極諫すと雖も、摧戮する所無し。其の・人に君たるの量、此の如く其れ偉なり。然れども徳を立て風を垂るるを思はず、維城の基を固くせず、大權をして偏に據り、社稷をして衛無からしむるに至る。悲しいかな。

太子、位に即く。年八歳。大赦し、皇后を尊びて皇太后と曰ひ、曹爽・司馬懿に侍中を加へ、節鉞

- 【一】 料簡。ばかり、えらぶ。
- 【二】 屏絶。しりぞけ。たつ。
- 【三】 彊識。記憶力強き也。
- 【四】 遺。遺命。文帝の遺命なり。
- 【五】 方任。各方面に領將としてこれを遣はしたる也。曹休をして淮南を鎮せしめ、曹真をして關中を鎮せしめ、司馬懿をして宛に屯せしめしむる也。
- 【六】 維城云云。詩に曰はく、宗子は維れ城と。此れは帝が宗室を猜忌して以て魏を亡ぼすに至れるを言ふ。

を假し、中外の諸軍を都督し、尙書の事を録せしむ。諸の興作する所の宮室の役をば、皆、遺詔を以て之を罷む。爽、懿、各、兵三千人を領し、更、殿内に宿す。爽、懿が年位素より高きを以て、常に之に父事し、事毎に諮訪し、敢て専ら行はず。初め并州の刺史東平の畢軌及び鄧颺・李勝・何晏・丁謐、皆、才名有り、而れども富貴に急にして、時に趨き執に附く。明帝、其の浮華なるを惡み、皆抑へて用ひず。曹爽素より與に親善なり。政を輔くるに及びて、驟に引擢を加へ、以て腹心と爲す。晏は、進の孫、謐は、斐の子なり。晏等、咸共に爽を推戴し、以爲へらく、重權は之を人に委ぬ可からずと。丁謐、爽の爲めに策を盡し、爽を以て天子に白し、詔を發し、司馬懿を轉じて太傅と爲さしむ。外は名號を以て之を尊び、内は、尙書の事を奏するに先づ來りて己に由らしめ、其の輕重を制するを得んと欲するなり。爽、之に従ふ。二月丁丑、司馬懿を以て太傅と爲す。爽の弟羲を以て中領軍と爲し、訓を武衛將軍と爲し、彥を散騎常侍・侍講と爲し、其餘の諸弟、皆、列侯を以て侍從し、禁闥に出入し、貴寵焉よりも盛なる莫し。爽、太傅に事ふること、禮貌は存すと雖も、而も諸の興造する所、復た之に由ること希なり。爽、吏部尙書盧毓を徒して僕射と爲し、而して何晏を以て之に代へ、鄧颺・丁謐を以て尙書と爲し、畢軌を司隸校尉と爲す。晏等、執に依りて事を用ひ、附會する者は升進し、違忤する者は罷退す。内外、風を望み、敢て旨に

- 【七】「以て」と曰ふは、遺詔に眞に此の情有るに非ざるなり。遺詔と假托せるなり。
- 【八】進、何進。漢の靈帝紀に見ゆ。
- 【九】斐、丁斐、六十六卷獻帝建安十六年に見ゆ。

忤ふもの莫し。黃門侍郎傅嘏、爽の弟羲に謂つて曰はく、（一〇）「何平叔は、外靜なれども内躁しく、銛巧にして利を好み、本を務むるを念はず。吾恐らくは必ず先づ兄弟を惑はし、仁人將に遠ざかつて朝政廢れんとすることを」と。晏等、遂に嘏と平かならず、微事に因りて、嘏の官を免す。又、盧毓を（一一）出して廷尉と爲す。畢軌、又、枉げて毓を奏して官を免す。衆論多く之を訟ふ。乃ち復た以て光祿勳と爲す。孫禮、亮直にして、撓まず。爽、心に便とせず、出して揚州の刺史と爲す。三月、征東將軍滿寵を以て太尉と爲す。
夏四月、吳の督軍使者羊衞、遼東の守將を撃ち、人民を俘にして去る。
漢の蔣琬、大司馬と爲る。東曹掾犍爲の楊戲、素性簡略にして、琬與に言論するに、時に應答せず。或るひと琬に謂つて曰はく、「公、戲と言へども、（一二）應へず。其の慢なること甚だし」と。琬曰はく、「人心同じからざることを、各其の面の如し。面従して後言するは、古人の誠むる所なり。戲、吾が是を贊せんと欲せんか、則ち其の本心に非ず、吾が言に反せんと欲せば、則ち吾の非を顯すなり。是を以て默然たり。是れ戲の快なり」と。又、督農楊敏、嘗て琬を毀りて曰はく、「事を作すこと、憤憤たり。誠に（一三）前人に及ばず」と。或るひと以て琬に白す。主者、敏を推治せんと請ふ。琬曰はく、「吾、實に前人に如かず。推す可き無きなり」と。主者、乞うて其の憤憤の狀を問ふ。

- 【一〇】何平叔。何晏、字は平叔。
- 【一一】銛。銳利なり。
- 【一二】出。尙書は内朝の官、九卿は外朝の官なり、故に「出す」と云ふ。
- 【一三】憤憤。亂るる貌。
- 【一四】前人。諸葛亮をいふ。

琬曰はく、『苟くも其れ如かざれば則ち事理まらず、事理まらざれば則ち憤懣たり』と。後、敏、事に坐して獄に繋がる。衆人、猶ほ其の必ず死せんことを懼る。琬、心に適莫無し。敏、重罪を免るを得たり。

秋七月、帝始めて親ら朝に臨む。

八月、大赦す。

冬十月、吳の太常潘潛卒す。吳主、鎮南將軍呂岱を以て潛に代らしめ、陸遜と共に荊州の文書を領せしむ。岱、時に年已に八十、體素より精勤にして、躬王事を親らし、遜と心を同じくし、規を協せ、善有れば相讓る。南土、之を稱す。

十二月、吳の將廖式、臨賀の太守嚴綱等を殺し、自ら平南將軍と稱し、零陵・桂陽を攻め、交州の諸郡を搖動す。衆、數萬人。呂岱自ら表して、輒ち行き、星夜、路を兼ぬ。吳主、使を遣はし、追うて交州の牧に拜し、及び諸將唐咨等を遣はし、絡繹として相繼ぐ。攻討すること一年にして、之を破り、式及び其の支黨を斬る。郡縣悉く平ぐ。岱復た武昌に還る。

吳の都郷侯周胤、兵千人を將ゐて公安に屯し、罪有り、廬陵に徙さる。諸葛瑾・步騭、之が爲めに請ふ。吳主曰はく、『昔、胤、年少く、初め功勞無く、横しまに精兵を受け、爵するに侯將を以てす。蓋し公瑾を念ひ、以て胤に及ぼすなり。而るに胤、此を恃み、醜淫にして自ら恣にする。前後告諭すれども、曾て悔改する無し。孤が公瑾に於けるは、義、猶ほ二君のごとし。胤が成就せんことを樂しむこと、豈に已む有らんや。胤の罪惡に迫られ、未だ宜しく便ち還すべからず。且く之を苦しめて自ら知らしめんと欲するのみ。公瑾の子を以てして、而も二君、中間に在り。苟くも(胤ヲ)能く改めしめば、亦何ぞ患へんや』と。瑜の兄の子偏將軍峻卒す。全琮、峻の子護をして其の兵を領せしめんと請ふ。吳主曰はく、『昔、曹操を走らし、荊州を拓有せるは、皆、是れ公瑾なり。常に之を忘れず。初め峻亡すと聞き、仍て護を用ひんと欲す。護が性行危険なるを聞く。之を用ふるは適、爲めに禍を作すなり。故に更に之を止む。孤、公瑾を念ふこと、豈に已む有らんや』と。

十二月、詔して復た建寅の月を以て正と爲す。

邵陵厲公上

正始元年、春、旱す。

越嶲の蠻夷、數、漢に叛き、太守を殺す。是の後、太守、敢て郡に之かず、安定縣に寄治す。郡

魏邵陵厲公正始元年

【一五】臨賀。漢は、縣として蒼梧郡に屬し、吳は分ちて郡と爲す。今の廣西省桂林道賀縣の地。

【一六】爵云。既に侯の爵を受け、又、兵に將たらしむる也。

【一七】二君。諸葛瑾・步騭をいふ。

【一八】曹操云云。六十五卷漢の獻帝建安十三年に見ゆ。

【一九】厲公、諱は芳、字は蘭卿。明帝、子無し。養うて以て子と爲す。

【二〇】正始元年。西紀二四〇年なり。

【二一】越嶲。郡名、四川省建昌道方面の地。

【二二】安定縣は志に見えず、越嶲の治を移せるに因りて暫く立てしなるべし。

を去ること八百餘里。漢主、巴西の張嶷を以て越嶲の太守と爲す。嶷、新附を招慰し、彊獫を誅討す。蠻夷畏服し、郡界悉く平ぐ。復た舊治に還る。

冬、吳饑う。

二年、春、吳人將に魏を伐たんとす。零陵の太守殷札、吳主に言つて曰はく、『今、天、曹氏を棄て、喪誅累に見はれ、虎争の際にして、而も幼童、事に泄む。陛下、身自ら戎を御し、亂を取り亡を悔る。宜しく荆揚の地を滌ひ、彊羸の數を擧げ、彊者をして戟を執り、羸者をして轉運せしむべし。西のかた益州に命じて、隴右に軍せしめ、諸葛瑾・朱然に大衆を授けて、直に襄陽を指さしめ、陸遜・朱桓は、別に壽春を征せしめ、大駕は淮陽に入り、青・徐を歴ば、襄陽・壽春は、敵を受くるに困しみ、長安以西は、蜀軍を禦ぐに務め、許・洛の衆は、執必ず分離せん。犄角して並び進まば、民必ず内應せん。將帥對向し、或は便宜を失ひ、一軍敗績せば、則ち三軍、心を離さん。便ち當に馬に秣かひ車に脂さし、城邑を陵踏し、勝に乗じ北ぐるを逐ひ、以て華夏を定むべし。若し軍を悉し衆を動かさず、前に循つて輕舉せば、則ち大に用ふるに足らず、屢退くに易く、民疲れ威

【五】舊治。越嶲郡は邛都縣に治す。四川省建昌道西昌縣の東南に在り。

【一】喪誅云云。魏累りに大喪有るをいふ。蓋し天誅なりとの意。

【二】幼童。邵陵の厲公即ち齊王芳の幼年なるをいふ。

【三】亂を取り亡を悔る。書經の仲虺之語の辭。

【四】滌。國を擧げて師を興し、後に留むる者無く其の地洗ふが如きを言ふ。

【五】益州。蜀をいふ。

消し、時往き力竭きん。上策に非ざるなり』と。吳主、用ふる能はず。夏四月、吳の全琮、淮南を略し、芍陂を決し、諸葛恪、六安を攻め、朱然、樊を圍み、諸葛瑾、柤中を攻む。征東將軍王凌、揚州の刺史孫禮、全琮と芍陂に戦ふ。琮、敗走す。荆州の刺史胡質、輕兵を以て樊を救はんとす。或るひと曰はく、『賊盛なり、迫る可からず』と。質曰はく、『樊城は卑くして兵少し。故に當に軍を進めて之が外援を爲すべし。然らずんば危からん』と。遂に兵を勸して圍に臨む。城中、乃ち安し。

五月、吳の太子登・卒す。

吳の兵、猶ほ荆州に在り。太傅懿曰はく、『柤中は、民夷十萬、隔てられ水南に在り、流離して主無し。樊城は攻められ、月を歴て解けず。此れ危事なり。請ふ自ら之を討たん』と。六月、太傅懿、諸軍を督して樊を救ふ。吳軍、之を聞き、夜遁る。追うて三州口に至り、大に獲て還る。閏月、吳の大將軍諸葛瑾・卒す。瑾の太子恪、先に已に侯に封せらる。吳主、恪の弟融を以て爵を襲ぎ、兵業を攝し、公安に駐まらしむ。

【六】芍陂。今の安徽省淮泗道壽縣の南に在り。

【七】柤中。今の湖北省襄陽道南漳縣の西に在り。

【八】荆州。魏の荆州は江夏・襄陽・南陽・新城・魏興・上庸を統ぶ。

【九】三州口。荆州・豫州・揚州三州の接壤地點を謂ふなるべし。

【一〇】太子。當に世子に作るべし。

【一一】侯に封せらる。前卷景初元年に見ゆ。

【一二】兵業を攝す。父の兵を領し、父の業を承くる也。

漢の大司馬蔣琬、諸葛亮が數、秦川に出でしが、道險にして、糧を運ぶこと難く、卒に功を成す無かりしを以て、乃ち多く舟船を作り、漢・河に乗じて東に下り。魏興・上庸を襲はんと欲す。會、舊疾連に動き、未だ時に行くを得ず。漢人咸以爲へらく、「事、捷たざる有らば、還路甚だ難からん。長策に非ざるなり」と。漢主、尙書令費禕・中監軍姜維を遣はして指を諭さしむ。琬乃ち上言す、「今、魏、九州に跨帶し、根帶滋蔓し、平除せんこと未だ易からず。若し東西、力を并せ、首尾掎角せば、未だ速かに志の如くなるを得る能はずと雖も、且く當に分裂蠶食し、先づ其の支黨を摧くべし。然れども吳、期すること二三にして、連に果を克くせず。輒ち費禕等と議して以へらく、涼州は胡塞の要にして、進退、資る有り。且つ姜胡乃ち心あり、漢を思ふこと渴くが如し。宜しく姜維を以て涼州の刺史と爲すべし。若し維・征行して、河右を衝制せば、臣當に軍を帥ゐて維の鎮繼と爲るべし。今、涪は水陸四もに通じ、惟れ急に是れ應ず。若し東北に虞有らば、之に赴かんこと難からず。請ふ徙りて涪に屯せん」と。漢主、之に従ふ。

【二四】 魏興。今の陝西省漢中道安康縣の地。
 【二五】 上庸。今の湖北省襄陽道竹山縣の地。
 【二六】 中監軍。即ち中護軍の任なり。蜀、前後中の監軍を置き、三軍師の下に位す。
 【二七】 果を克くせず。決然として兵を進むること能はざるなり。
 【二八】 涼州。涼州の地の中、蜀は惟だ武都・陰平の二郡を得たるのみ。
 【二九】 涪。縣の名、梓潼郡に屬す。今の四川省西川道縣陽縣なり。

朝廷、揚・豫の間に田を廣め穀を畜へんと欲し、尙書郎汝南の鄧艾をして陳・項以東を行り、壽春に至らしむ。艾以爲はく、「昔、太祖、黃巾を破り、因つて屯田を爲し、穀を許都に積み、以て四方を制せり。今三隅已に定まり、事、淮南に在り。大軍出征する毎に、兵を運ぶこと半に過ぎ、功費巨億なり。陳・蔡の間は、土下く田良し。許昌の左右の諸稻田を省き、水に并うて東下し、淮北には二萬人(ナ屯)淮南には三萬人・什の二は分休し・常に四萬人有りて・且つ田つくり且つ守らしめ・益、河渠を開き・以て溉灌を増し・遭運を通ず可し。衆費を計り除き、歲ごとに五百萬斛を完くし、以て軍資と爲さば、六年の間に、三千萬斛を淮上に積む可し。此れ則ち十萬の衆の五年の食なり。此を以て吳に乗せば、克たざる無からん」と。太傅懿、之を善しとす。是の歲、始めて廣漕渠を開く。東南に事有る毎に、大に軍衆を興し、舟に汎びて下り、江淮に達し、資食餘り有り、而して水害無し。管寧卒す。寧、名行高潔にして、人、之を望む者、邈然として・及ぶ可からざるが若く、之に即けば、熙熙として和易す。能く事に因りて人を善に導き、人、化服せざる無し。卒するに及びて、天下、知ると知らざると、嗟歎せざるもの莫し。

【三〇】 陳項。陳縣は漢のとき陳國に屬し、項縣は漢のとき汝南郡に屬す。共に河南省開封道に屬す。
 【三一】 太祖云云。六十二卷漢の獻帝建安元年に見ゆ。
 【三二】 陳蔡云云。汝水、潁水、漢蕩渠水、瀉水、皆、陳蔡の間を経て、東して淮に入る。

三年、春正月、漢の姜維、偏軍を率ゐる。漢中より還りて涪に住まる。

吳主、其の子和を立てて太子と爲し、大赦す。

三月、昌邑の景侯滿寵卒す。秋七月乙酉、領軍將軍蔣濟を以て太尉と爲す。

吳主、將軍聶友・校尉陸凱を遣はし、兵三萬を將ゐて、儋耳・珠崖を撃たしむ。

八月、吳主、子霸を封じて魯王と爲す。霸は和の母弟なり。寵愛崇特にして、和と殊なる無し。尙書僕射是儀、魯王の傅を領す。上疏して諫めて

曰はく、「臣竊に以爲ふに、魯王は、天挺の懿德、文武を兼ね資とす。當

今の宜、宜しく四方を鎮せしめ、國の藩輔と爲し、徳美を宣揚し、廣く威

靈を耀かすべし。乃ち國家の良規、海内の瞻望する所なり。且つ二宮は

宜しく降殺する有り、以て上下の序を正し、教化の本を明かにすべし」と。

書三四たび上る。吳主聽かず。

- 【一】 蜀の諸軍は時に皆蔣琬に屬す、姜維の領する所は偏軍のみ。
- 【二】 儋耳・珠崖。漢の武帝、開きて以て郡と爲す。交趾郡に屬す。元帝以後、これを棄つ。
- 【三】 二宮。太子和と魯王霸とをいふ。

四年、春正月、帝、元服を加ふ。

吳の諸葛恪、六安を襲ひ、其の人民を掩ひて去る。

夏四月、皇后甄氏を立て、大赦す。后は文昭皇后の兄儼の孫なり。

五月朔、日、之を食する有り、既く。

冬十月、漢の蔣琬、漢中より還りて涪に住まる。疾益甚だし。漢中の太守王平を以て前監軍・鎮

北大將軍と爲し、漢中を督せしむ。

十一月、漢主、尙書令費禕を以て大將軍と爲し、尙書の事を録せしむ。

吳の丞相顧雍卒す。

吳の諸葛恪、遠く謀人を遣はし、徑要を觀相せしめ、壽春を圖らんと欲す。太傅懿、兵を將ゐて、舒に入り、以て恪を攻めんと欲す。吳主、恪を

徙して、柴桑に屯せしむ。

步騭・朱然、各吳主に上疏して曰はく、「蜀より還る者、咸言はく、「蜀、

盟に背かんと欲し、魏と交通し、多く舟船を作り、城郭を繕治す」と。

又、蔣琬、漢中を守り、司馬懿南に向ふと聞けども、兵を出して虚に乗じて

以て之を掎角せず、反つて漢中を委て、還つて成都に近づく。事已に彰

灼にして、復た疑ふ所無し。宜しく之が備を爲すべし」と。吳主答へて曰はく、「吾、蜀を待つこと

薄からず、聘享盟誓、之に負く所無し。何を以てか此を致さん。司馬懿、前に來りて舒に入り、旬日

にして便ち退く。蜀、萬里に在り、何ぞ緩急を知りて便ち兵を出さんや。昔、魏、漢川に入らんと

- 【一】 舒。縣の名、廬江郡に屬す。時に吳魏の境に在り、土棄てて耕さず、皖口を去ること甚だ近し。今の安徽省安慶道懷寧縣の地。
- 【二】 柴桑。縣の名、漢は豫章郡に屬し、吳は武昌郡に屬す。故城は今の江西省萍陽道九江縣の西南に在り。
- 【三】 彰灼。明瞭なり。
- 【四】 魏云。曹真、漢中に入らんと欲すること、七十一卷明帝太和四年に見ゆ。

欲せしとき、此の間、始め嚴すれども、亦未だ舉動せず、會、魏還れりと聞きて止みぬ。蜀、寧んぞ復た此を以て疑有る可けんや。人言は信す可からざるが若し。朕、諸君の爲めに、家を破りて之を保せん」と。

征東將軍都督、揚豫諸軍事王昶・上言す、「地には常險有り、守には常勢無し。今、宛に屯す。襄陽を去ること三百餘里。急有りととも、相赴くに足らざらん」と。遂に徙りて、新野に屯す。

宗室曹問・上書して曰はく、「古の王者は、必ず同姓を建て、以て親を親とするを明かにし、必ず異姓を樹て、以て賢を賢とするを明かにす。親を親とするの道専ら用ふれば、則ち其の漸や微弱なり。賢を賢とするの道偏に任ずれば、則ち其の敵や、劫奪せらる。先聖は、其の然るを知る。故に博く親疎を求めて並に之を用ふ。故に能く其の社稷を保ち、紀を歴ること長久なり。今、魏は、尊を尊とするの法は明かなりと雖も、親を親とするの道は未だ備はらず、或は任じて重からず、或は釋てて任せず。臣竊に此を惟ひ、寢ぬれども席を安んぜず。謹んで聞く所を、撰合し、其の成敗を論せん。曰はく、昔、夏・商・周は、世を歴ること數十、而して秦は二世にして亡ぶ。何とな

【五】 始め云云。兵を嚴したれども未だ發せざりしをいふ。兵を嚴すとは兵備を整ふることなり。

【六】 保。保證する也。

【七】 征東。魏志王昶傳には征南に作る。

【八】 揚。王昶傳に據れば、當に荆に作るべし。

【九】 新野。縣の名、南陽郡に屬す。今の河南省汝陽道新野縣。

【一〇】 劫奪。威權陵逼して、其の君を劫してこれを奪ふをいふ。

【一一】 紀。年紀なり。

【一二】 撰合。陳述する也。

れば則ち三代の君は、天下と其の民を共にす、故に天下其の憂を同じくす。秦王は獨り其の民を制す、故に傾危して救ふもの莫きなり。秦、周の敵を觀、以爲へらく、小弱にして奪はると。是に於て、五等の爵を廢し、郡縣の官を立て、内には宗子の以て自ら、毗輔する無く、外には諸侯の以て藩衛と爲る無し。譬へば猶ほ股肱を爰刈して、獨り智腹に任ずるがごとし。觀る者之が爲めに寒心す。而るに始皇は晏然として、自ら以爲へらく、子孫の帝王萬世の業なりと。豈に悖らずや。故に漢祖、三尺の劍を奮ひ、烏合の衆を驅り、五年の中に、遂に帝業を成せり。何となれば則ち深根を伐る者は功を爲し難く、枯朽を摧く者は力を爲し易く、理勢然ればなり。漢、秦の失に監み、子弟を封殖せり。諸呂・權を擅にし、劉氏を危くせんと圖るに及びて、而も天下、傾動せざりし所以は、徒だ諸侯疆大にして盤石膠固なるを以てなり。然れども高祖封建して、地、古制に過ぎたり。故に、賈誼以爲はく、「天下の治安を欲せば、衆く諸侯を建てて其の力を少くするに若くは莫けん」と。文帝從はず。孝景に至りて、猥に鼂錯の計を用ひて、諸侯を削黜し、遂に七國の患有り。蓋し兆は高帝に發し、釁は文・景に鍾まり、之を寬にして制に過ぎ、之を急にして漸ならざるに由るが故なり。謂はゆる「末大

【一三】 天下云云。諸侯を建立し、これと共に治め、同じく其の利を有す、故に天下に難有れば、則ち諸侯同じく憂ふるをいふ。

【一四】 五等の爵。公侯伯子男。周代諸侯の等級なり。

【一五】 毗。輔くる也。

【一六】 賈誼云云。治安策の言。十四卷文帝六年に見ゆ。

【一七】 孝景云云。十六卷漢の景帝三年に見ゆ。

【一八】 鍾。聚まる也。

【一九】 末云云。左傳に見ゆ。申無字の言。

魏邵陵厲公正始四年

なれば必ず折れ、尾大なれば掉ひ難きなり。尾、體に同じきすら、猶ほ或は從はず。況んや體に非ざるの尾は、其れ掉ふ可けんや。武帝、主父の策に従ひ、推恩の命を下せり。是よりの後、遂に以て陵夷し、子孫微弱にして、租税に衣食し、政事に預らず。哀平に至りて、王氏、權を秉り、周公の事を假りて、田常の亂を爲す。宗室の諸侯、或は乃ち之が符命を爲り、莽の恩德を頌す。豈に哀しからずや。斯に由りて之を言へば、宗室獨り惠・文の間に忠孝にして、哀平の際に叛逆するに非ざるなり。徒だ權を挺で、王莽を已に成るに擒にし、漢の嗣を既に絶えたるに紹ぐ。斯れ豈に宗子の力に非ずや。而るに會ち秦の失策に監み、周の舊制を襲がず。桓靈に至りて、閹宦、事を用ひ、君は上に孤立し、臣は權を下に弄す。是に由りて、天下鼎のごとく沸き、姦宄並び争ひ、宗廟は焚かれて灰燼と爲り、宮室は變じて榛藪と爲る。太祖皇帝、龍のごとく飛び鳳のごとく翔り、凶逆を掃除す。大魏の興る、今に于て二十有四年。五代の存亡を觀て、而も其の長策を用ひず、前車の傾覆を觀て、而も轍跡を改めず、子弟は空虛の地に王たり、使はざるの民を君として有ち、宗室は閹宦に竄れ、邦國の政を聞かず、權は匹夫に均しく、執は凡庶に齊しく、内には深

- 【一〇】武帝云云。十八卷元朔二年に見ゆ。
- 【一一】宗室云云。三十六卷王莽初始元年に見ゆ。
- 【一二】董卓の亂をいふ。
- 【一三】二十有四年。黃初に禪を受けしより、是に至るまで、二十四年。
- 【一四】五代。夏商周秦漢。
- 【一五】空虛。封國の名有れども實は其の地を有する能はざるをいふ。

根のごとき抜けざるの固無く、外には盤石のごとき。宗盟の助無し。社稷を安んじ萬世の業を爲す所以に非ざるなり。且つ今の州牧郡守は、古の方伯諸侯にして、皆千里の土を跨有し、軍武の任を兼ね、或は比國數人、或は兄弟並び據る。而して宗室の子弟は、會ち一人も其の間に間廁し、與に相維制する無し。幹を彊くし枝を弱くし、萬一の虞に備ふる所以に非ざるなり。今の賢を用ふるは、或は超えて名都の主と爲し、或は偏師の帥と爲す。而して宗室は、文有る者は必ず小縣の宰に限られ、武有る者は必ず百人の上に置かる。賢能を勸進し、宗室を褒異する所以の禮に非ざるなり。語に曰はく、「百足の蟲は、死に至るまで僵れず。其の之を扶くる者衆きを以てなり」と。此の言は小なりと雖も、以て大に譬ふ可し。是を以て、聖王は、安けれども危きを忘れず、存すれども亡ぶるを忘れず。故に天下、變有れども、傾危の患無し」と。問、此の論を以て曹爽を感悟せんことを冀ふ。爽、用ふる能はず。

- 【一六】宗盟。同姓の諸侯盟會する者を謂ふ。
- 【一七】間廁。雜り居る也。
- 【一八】宗室云云。宗室の位卑きを言ふ。
- 【一九】百人の上。百夫の長。
- 【二〇】州牧云云。遜、先に、荆州の牧・右都護と爲り、武昌の事を領す。

五年、春正月、吳主、上大將軍陸遜を以て丞相と爲す。其の州牧・都護たり。武昌の事を領すること、故の如し。

征西將軍都督雍涼諸軍事夏侯玄は、大將軍爽の姑の子なり。玄、李勝を辟して長史と爲す。勝及び尚書鄧颺、爽をして威名を天下に立てしめんと欲し、勸めて蜀を伐たしむ。太傅懿、之を止むれども、得る能はず。三月、爽、西して長安に至り、卒十餘萬人を發し、玄と與に駱口より漢中に入る。漢中の守兵、三萬に滿たず。諸將皆恐れ、城を守りて出でず。以て涪の兵を待たんと欲す。王平曰はく、『漢中は、涪を去ること、千里に垂なんとす。賊若し關を得ば、便ち深禍と爲らん。今、宜しく先づ劉護軍を遣はして、興執に據らしめ、平を後拒と爲すべし。若し賊、分れて黄金に向はば、平、千人を帥ゐて、下りて自ら之に臨まん。爾間に比びて、涪の軍も亦至らん。此れ計の上なり』と。諸將皆疑ふ。惟だ護軍劉敏、平の意と同じ。遂に所領を帥ゐて、興執に據り、多旗幟を張り、百餘里に彌互す。閏月、漢主、大將軍費禕を遣はし、諸軍を督して漢中を救はしむ。將に行かんとするとき、光祿大夫來敏、禕に詣りて別れ、共に碁を圍まんことを求む。時に、羽檄交至り、人馬、甲を擐き、嚴駕已に訖る。禕、敏と對戲し、色、厭倦無し。敏曰はく、『向に聊か君を觀試するのみ。君は信に可人なり。必ず能く賊を辨せん者なり』と。

- 【一】 駱口。駱谷口。駱谷は漢中の成固縣の東北に在り、北扶風の郿縣に達す。今の陝西省關中道眉縣の西南に在り。
- 【二】 蔣琬が涪に屯せしより、蜀の重兵はここに在り。
- 【三】 關。關城。陝西省漢中道沔縣に在り。
- 【四】 劉護軍。劉敏なり。
- 【五】 興執。山坂の名、洛口の附近にあり。
- 【六】 黄金。谷の名、陝西省漢中道洋縣に在り。洛口附近。
- 【七】 嚴駕。嚴は裝する也。駕の用意をいふ。

夏四月丙辰朔、日、之を食する有り。

大將軍爽、兵、興執に距がれ、進むを得ず、關中及び氐羌、轉輸、供する能はず、牛馬騾驢多く死し、民夷、道路に號泣す。涪の軍及び費禕の兵繼ぎて至る。參軍楊偉、爽の爲めに形勢を陳べ、『宜しく急に還るべし。然らずんば將に敗れんとす』と。鄧颺、李勝、偉と、爽の前に争ふ。偉曰はく、『颺、勝は將に國家の事を敗らんとす。斬る可きなり』と。爽悦ばず。太傅懿、夏侯玄に書を與へて曰はく、『春秋に、責大なれば徳重し。昔、武皇帝、再び漢中に入り、幾ど大敗に至らんとせり。君の知る所なり。今、興執は至つて險にして、蜀已に先づ據れり。若し進みては戦ふを獲ず、退きては邀へ絶たれなば、軍を覆さんこと必せり。將に何を以てか其の責に任せんとする』と。玄懼れ、爽に言ふ。五月、軍を引き還る。費禕進みて、三嶺に據り、以て爽を截つ。爽、險を争うて苦戦し、僅に乃ち過ぐるを得たり。失亡甚だ衆し。關中、之が爲めに虚耗す。

- 【九】 責云云。責望の甚だ大なる者は、其の恩徳甚だ重し。
- 【一〇】 武帝云云。六十七卷漢の獻帝建安二十年、及び六十八卷建安二十四年に見ゆ。
- 【一一】 三嶺。駱谷より扶風に出づる間に三嶺あり、沈嶺・衛嶺・分水嶺是れなり。

秋八月、秦王詢・卒す。

冬十二月、安陽の孝侯崔林・卒す。

是の歲、漢の大司馬琬、病を以て固く州職を大將軍禕に讓る。漢主乃ち禕を以て益州の刺史と爲し、

侍中董允を以て尙書令(事)を守り、禕の副と爲す。時に(三)戦國、事多く、公務(二)煩猥なり。禕、尙書令たるや、識悟人に過ぎ、文書を省讀する毎に、目を擧げて暫く視、已に其の意旨を究め、其の速かなること人に數倍し、終に亦忘れず。常に朝晡を以て事を聽き、其の間、賓客を接納し、飲食嬉戲し、加之博奕し、毎に人の歡を盡し、事も亦廢せず。董允、禕に代るに及びて、禕の行ふ所に數はんと欲し、旬日の中に、事(四)愆滯多し。允乃ち歎じて曰はく、「人の才力相遠きこと此の若し。吾の及ぶ所に非ざるなり」と。乃ち事を聽くこと終日、而も猶ほ暇あらざる有り。

六年、春正月、票騎將軍趙儼を以て司空と爲す。

吳の太子和、魯王と宮を同じくし、禮秩、一の如し。羣臣多く以て言を爲す。吳主乃ち命じ、宮を分ち僚を別たしむ。二子、是に由りて隙有り。

衛將軍全琮、其の子寄をして魯王に事へしめ、書を以て丞相陸遜に告ぐ。遜・報じて曰はく、「子弟、苟くも才有らば、用ひられざるを憂へず。宜しく(二)私出して以て榮利を要むべからず。若し其れ佳ならずんば、終に禍を取ると爲す。且つ聞く、二宮、勢敵すと。必ず彼此有らん。此れ古人の(三)厚忌なり」と。寄果して魯王に阿附し、輕しく交構を爲す。遜・書して琮に與へて曰はく、「卿、(三)日碑を師

- 【一】 煩猥。煩雜なり。
- 【二】 愆滯。違失滯滯。
- 【三】 私出。私門を出づるを謂ふ。
- 【四】 厚忌。深く忌む所。
- 【五】 日碑の事、二十二卷漢の武帝後元二年に見ゆ。

とせずして、阿寄を宿留せば、終に足下の家門の爲めに禍を致さん」と。琮既に遜の言に答へず、更に以て隙を致す。魯王、意を曲げて當時の名士に交結す。偏將軍朱績、膽力を以て稱せらる。王自ら其の(四)廟に至り、之に就きて坐し、與に好を結ばんと欲す。績、地に下りて住立し、辭して當らず。績は然の子なり。是に於て、侍御賓客より、二端を造爲し、仇黨疑貳し、大臣に滋延し、國を擧げて中分す。吳主、之を聞き、假すに精學を以てし、賓客の往來を禁斷す。督軍使者羊衞・上疏して曰はく、「聞く、明詔、二宮の備衛を省奪し、賓客を抑絶し、四方の禮敬をして復た通するを得ざらしむと。遠近悚然として、大小、望を失ふ。或は謂はく、「二宮、典式に遵はず」と。就ひ嫌ふ所の如くなりとも、猶ほ宜しく補察し、密に斟酌を加へ、遠近をして異言を容るるを得しめざるべし。臣恐らくは疑を積みて謗を成し、久しくして將に宣流せんとするを。而して(五)西北の二隅、國を去ること遠からず、將に「二宮、不順の愆有り」と謂はんとす。不審し陛下、何を以てか之を解せん」と。吳主の長女(六)魯班、左護軍全琮に適き、少女小虎、驃騎將軍朱據に適く。全公主は、太子の母王夫人と隙有り。吳主、王夫人を立てて后と爲さんと欲す。公主、之を阻む。太子立たば己を怨まんことを恐れ、心、自ら安んぜず、數、太子を譖毀す。吳主、疾に寝ぬるや、太子を遣はして(七)長沙の桓王の廟に禱らしむ。太子

- 【一】 廟。公宇。公の役所。
- 【二】 西北の二隅。蜀は西に在り、魏は北に在り。
- 【三】 魯班・小虎。二女は歩夫人の生む所なり。
- 【四】 長沙の桓王の廟。孫策に追諡して長沙の桓王と曰ふ。孫權、建業に都して、兄長沙の桓王の廟を朱雀橋の西に立つ。



の妃の叔父張休、居、廟に近く、太子を邀へ、居る所に過らしむ。全公主、人をして覘視せしめ、因つて言はく、「太子、廟中に在らず、専ら妃の家に就きて計議す」と。又言はく、「王夫人、上が疾に寝ぬるを見て、喜色有り」と。吳主是に由りて怒を發し、夫人、憂を以て死し、太子の寵益衰ふ。魯王の黨楊竺・全寄・吳安・孫奇等、共に太子を譖毀す。吳主これに惑ふ。陸遜・上疏して諫めて曰はく、「太子は正統なり。宜しく盤石の固有るべし。魯王は藩臣なり。當に寵秩をして差有らしむべし。彼此、所を得、上下、安きを獲ん」と。書三四たび上り。辭情危切なり。又、都に詣りて口づから嫡庶の義を陳べんと欲す。吳主悦ばず。太常顧譚は、遜の甥なり。亦上疏して曰はく、「臣聞く、國を有ち家を有つ者は、必ず嫡庶の端を明かにし、尊卑の禮を異にし、高下をして差有り、等級をして躡遜せしむ。此の如くなれば則ち骨肉の恩全く、覲視の望絶ゆ。昔、賈誼、治安の計を陳べ、諸侯の執を論じて以爲はく、「執重ければ、親と雖も、必ず節に逆ふの累有り、執輕ければ、疏と雖も、必ず保全の祚有り」と。故に淮南は親弟なれども、終に國を饗けず。之を勢重きに失するなり。吳芮は疏臣なれども、祚を長沙に傳ふ。之を執輕きに得るなり。昔、漢の文帝、(二二)慎夫人をして皇后と席を同じくせしむ。袁盎、夫人の位を退く。帝、怒色有り。盎が上下の義を辨じ、人薨の戒を陳ぶるに及びて、帝既に悅懌し、夫人も亦悟れり。今、臣が陳ぶる所は、偏する所有るに

【八】 覘視。うかがひ、視る。
【九】 危切。高峻痛切。
【一〇】 躡遜。遠く隔たる也。
【一一】 慎夫人云云。十三卷漢の文帝二年に見ゆ。

非ず。誠に以て太子を安んじて魯王に便せんと欲すればなり」と。是に由りて、魯王、譚と隙有り。(二三)芍陂の役、譚の弟承及び張休、皆、功有り。全琮の子端・緒、之と功を争ひ、承・休を吳主に譖す。吳主、譚・承・休を交州に徙し、又、追うて休に死を賜ふ。太子太傅吾粲、魯王をして出でて夏口に鎮せしめ、楊竺等を出して、京師に在らしむるを得ざらんと請ひ、又、數、消息を以て陸遜に語る。魯王、楊竺と共に之を譖す。吳主怒り、粲を收へて獄に下して誅し、數、中使を遣はして陸遜を責問す。遜、憤恚して卒す。其の子抗、建武校尉たり、代りて遜の衆を領し、葬を送りて(二四)東に還る。吳主、楊竺が白す所の遜の二十事を以て抗に問ふ。抗、事事條答す。吳主の意乃ち稍解く。

【二二】 芍陂の役、二年、全琮、魏と芍陂に戦ふ。
【二三】 東に還る。荊州より東に還りて吳に葬る也。
【二四】 茂はもと魏の淮南の鍾離の長なりしが、叛きて吳に降りしなり。
【二五】 句容。縣の名、丹陽郡に屬す。今の江蘇省金陵道句容縣。
【二六】 小其より雲陽云云。句容縣より今の金陵道丹陽縣に至る。

夏六月、都郷の穆侯趙儼・卒す。
秋七月、吳の將軍馬茂、吳主及び大臣を殺して以て魏に應せんと謀る。事泄る。黨與を并せて皆誅に伏す。
八月、太常高柔を以て司空と爲す。
漢の甘太后・殂す。
吳主、校尉陳勳を遣はして、屯田及び作士三萬人を將ゐて、(二五)句容の中の道を鑿ち、(二六)小其より雲

陽の西城に至り、(二七)會市を通じ、邸閣を作らしむ。

冬十一月、漢の大司馬琬卒す。

十二月、漢の費禕、漢中に至り、(二八)圍守を行る。

漢の尚書令董允卒す。尚書呂乂を以て尚書令と爲す。董允、心を乗ること公亮にして、可を獻じ否を替て、備に忠益を盡す。漢主甚だ之を嚴憚す。宦人黃皓、便僻佞慧にして、漢主、之を愛す。允、上は則ち色を正しうして主を規し、下は則ち皓を數責す。皓、允を畏れ、敢て非を爲さず。允の世を終るまで、皓の位、黃門丞に過ぎず。費禕、選曹郎汝南の陳祗を以て允に代りて侍中と爲す。祗、矜厲にして威容有り、技藝多く、智數を挾む。故に禕、以て賢と爲し、次を越えて之を用ふ。祗、皓と相表裏す。皓始めて政に預る。果遷して中常侍に至り、威柄を操弄し、終に以て國を覆す。陳祗が寵有るよりして、漢主、董允を追怨すること日に深く、謂爲へらく、自ら(二九)輕んせらる。祗が意に阿りて迎合し、而して皓が浸潤構間するに由るが故なり。

【七】會市。市を作りて以て商旅を會する也。
【八】圍守。魏延、漢中を鎮し兵を諸圍に實して以て敵を禦ぐ、謂はゆる圍守なり。

卷の第七十五

魏紀七

邵陵厲公中

正始七年、春二月、吳の車騎將軍朱然、(三〇)祖中に寇し、數千人を殺略して去る。

幽州の刺史母丘儉、高句驪王位宮が數、(三一)侵叛を爲すを以て、諸軍を督して之を討つ。位宮、敗走す。儉遂に(三二)丸都を屠り、斬獲首虜、千を以て數ふ。句驪の臣得來、數、位宮を諫む。位宮從はず。得來、歎じて曰はく、『立ちどころに此の地將に蓬蒿を生せんとするを見ん』と。遂に食はずして死す。儉、諸軍に令して、其の墓を壞らず、其の樹を伐らざらしめ、其の妻子を得れば、皆、之を放遣す。位宮、妻子を將ゐて逃竄す。儉、軍を引き還る。未だ幾くならずして復た之を撃つ。位宮、遂に(三四)買溝に犇

魏邵陵厲公正始七年

【一】正始七年。西紀二四六年なり。
【二】祖中。今の湖北省襄陽道南漳縣の地。
【三】此の母丘儉の征伐は、魏書には正始五年六年の事と爲す。
【四】丸都。高句驪の王城の地。今の奉天省東邊道輯安縣に在り。
【五】買溝。買溝淩の略。今の朝鮮の會寧もしくは鏡城府に在らん。

る。儉、玄菟の太守王頎を遣はして之を追はしむ。沃沮を過ぐるに千有餘里、肅慎氏の南界に至り、石に刻し功を紀して還る。誅納する所八千餘口。功を論じ賞を受け、侯たる者百餘人。

秋九月、吳主、驃騎將軍步騭を以て丞相と爲し、車騎將軍朱然を左大司馬と爲し、衛將軍全琮を右大司馬と爲し、荊州を分ちて二郡と爲し、鎮南將軍呂岱を以て上大將軍と爲し、右部(卽)武昌より以西、蒲圻に至るまでを督せしめ、威北將軍諸葛恪を以て大將軍と爲し、左部を督し、陸遜に代りて武昌に鎮せしむ。

漢、大赦す。大司農河南の孟光、衆中に於て費禕を責めて曰はく、『夫れ赦は(一〇)偏枯の物にして、明世の宜しく有るべき所に非ざるなり。衰敝窮極し、必ず已むを得ずして、然る後乃ち權して之を行ふ可きのみ。今、主上仁賢にして、百僚、職に稱ふ。何ぞ旦夕の急有りて、數、非常の恩を施し、以て姦宄の惡を惠むや』と。禕但だ顧みて謝し(二)蹶踏たるのみ。初め丞相亮の時、『公、赦を惜む』と言ふ者有り。亮答へて曰はく、『世を治むるには大德を以てし、小惠を以てせず。故に(三)匡衡。吳漢は、赦を爲すを願はず。先帝も亦言はく、『吾、(四)陳元方。鄧康成の間に周

四〇

【六】沃沮。通古斯民族(Tungus)南北二部に分れたり。その分布は今の朝鮮咸鏡道一帶に互りしならん。

【七】肅慎氏。同じく通古斯民族。東北滿洲に廣く分布せしものなり。

【八】誅納。誅殺と納降と。

【九】蒲圻。縣の名、故城は今の湖北省江漢道嘉魚縣の西南に在り。

【一〇】偏枯。木の一邊繁茂して一邊枯槁する者を、偏枯と謂ふ。赦は、有罪を赦す也。有罪者赦さるときは、姦惡の人は法に抵れども罪を免るるを獲、良善の人は抑を受くれども伸ぶるを獲す、故にこれを偏枯の物と謂ふ。

旋し、毎に治亂の道を啓告するを見るに、悉せり、曾て赦を語らざるなり。劉景升、季玉父子の若きは、歳歳に赦宥す、何ぞ治に益あらん』と。是に由りて、蜀人、亮の賢を稱し、禕の及ばざるを知る。

陳壽・評して曰はく、諸葛亮、政を爲すや、軍旅數、興りて、而も赦、妄に下らず、亦卓ならずや。

吳人、(二七)大錢を便とせず、乃ち之を罷む。

漢主、涼州の刺史姜維を以て衛將軍と爲し、大將軍費禕と、竝に尙書の事を録せしむ。汝山の(二八)平康の夷・反す。維、討ちて之を平ぐ。漢主數、出でて遊觀し、聲樂を増廣す。太子の家令巴西の譙周、上疏して諫めて曰はく、『昔、王莽の敗れ、豪傑竝び起り、以て神器を争ふや、才智の士の、厚望の歸する所、未だ必ずしも其の勢の廣隘を以てせず、惟だ其の徳の厚薄のみなり。時に、更始・公孫述等、多く已に廣大なり。然れども情を快くし欲を恣にし・善を爲すに怠らざるは莫かりき。世祖初めて河北に入るや、馮異等、之に勸めて曰はく、『當に人の能く爲さざる所の者を行ふべし』と。遂に務めて冤獄を理め、節儉を崇び、北州歌歎し、聲、四遠に布く。是に於て、(三〇)鄧禹、南陽より之を追ふ。

【二】蹶踏。恭敬なる貌。

【三】匡衡。三十八卷元帝永光二年に見ゆ。

【四】吳漢。四十三卷光武建武二十二年に見ゆ。

【五】陳元方。陳紀、字は元方。

【六】鄧康成。鄧玄、字は康成。

【七】季玉。劉琮、字は季玉。

【八】大錢。青龍四年、吳、大錢を鑄る、一、五百に當る。

【九】平康。縣の名、四川省西川道舊茂州及び松潘の地を轄す。

【一〇】鄧禹。三十九卷漢の更始元年に見ゆ。

【二】 吳漢・寇恂、素未だ之を識らざるに、兵を擧げて之を助く。其餘、風を望み徳を慕ひ、邳彤・耿純・劉植の徒、病を輿にし棺を齎し・襁負して至るもの・勝けて數ふ可からざるに至る。故に能く弱を以て彊と爲し、而して帝業を成せり。洛陽に在るに及びて、嘗て小しく出でんと欲す。【三】 銚期進みて諫む。即時に車を還せり。潁川の盜起るに及びて、寇恂、世祖に請ふ、「身づから往きて賊に臨め」と。言を聞きて即ち行けり。故に急務に非ざれば、小しく出でんと欲すれども、敢てせず。急務に至りては、自ら安んせんと欲すれども、爲さず。帝者の善を欲すること此の如し。故に傳に曰はく、「百姓は徒らに附かず。(附クハ) 誠に徳を以て之に先んずればなり」と。今、漢、厄運に遭ひ、天下三分し、雄哲の士、【四】 思望の時なり。臣願はくは陛下、復た人の能く爲さざる所の者を行ひ、以て人望に副はんことを。且つ宗廟に承事するは、民を率ゐる上を尊ぶ所以なり。今、四時の祀には、或は臨まざる有り、而るに池苑の觀には、或は仍に出づる有り。臣の愚滯なる、私に自安んせす。夫れ憂責、身に在る者は、樂を盡すに暇あらず。先帝の志、【五】 堂構未だ成らず。誠に樂を盡すの時に非ず。願はくは樂官・後宮を省減し、凡そ増造する所は、但だ先帝の施す所を奉脩し、下は子孫の節儉の教と爲さんことを」と。漢主聽かず。

【二】 吳漢云云。事、竝に更始二年に見ゆ。
 【三】 銚期云云。光武嘗て期門と與に近く出づ。期、車前に頓首して曰はく、臣聞く、古今の誠、變、不意に生ずと。誠に陛下の微行して數々出づるを願はずと。帝、これが爲めに輿を回して還る。
 【四】 寇恂云云。四十二卷建武八年に見ゆ。
 【五】 思望。賢王がこれを統一せんことを思望する也。
 【六】 堂構。父の志を繼ぎて遺業を成就すること。書經大誥に曰はく、若の考、室を作さんとし、既に法を底す。厥の子乃ち肯て堂せず、矧や肯て構せんやと。是れ堂構の字の出典なり。

八年、春正月、吳の全琮卒す。二月、日、之を食する有り。時に尙書何晏等、曹爽に朋附し、好みて法度を變改す。太尉蔣濟・上疏して曰はく、「昔、大舜、治を佐くるや、戒むること比周に在り。周公、政を輔くるや、其の朋を慎む。夫れ國の法度を爲るは、惟だ命世の大才にして、乃ち能く其の綱維を張り、以て後に垂る。豈に中下の吏の、宜しく改易すべき所ならんや。終に治に益無く、適、民を傷ふに足らん。宜しく文武の臣をして、各、其の職を守り、率ゐるに清平を以てせしむべし。則ち和氣祥瑞、感じて致す可きなり」と。

【一】 大舜云云。舜の堯を佐くるや、驩兜・共工、自ら相稱引す、舜、これを流放す。比周を戒むる也。
 【二】 周公云云。尙書洛誥に曰はく、孺子其れ朋、孺子其れ朋と。朋黨を慎むべきを戒むるなり。
 【三】 二十八歳。吳、漢の獻帝建安二十四年を以て武昌に都す。是に至るまで已に二十八年なり。
 【四】 通じて。吳の境内悉くを通じての意。
 【五】 伐致。材木を伐りてこれを致すをいふ。

吳主詔して、武昌宮の材瓦を徙して、建業宮を繕脩せしむ。有司奏して言はく、「武昌宮は、已に二十八歳、恐らくは用に堪へざらん。宜しく所在に下し、通じて更に伐致すべし」と。吳主曰はく、「大禹は宮を卑くするを以て美と爲す。今、軍事未だ已まず、所在賦斂す。若し更に通じて伐らば、農桑を妨損せん。武昌の材瓦を徙さば、

自ら用ふ可きなり」と。乃ち徙りて南宮に居り、三月、改めて太初宮を作り、諸將及び州郡に令して皆義作せしむ。

大將軍爽、何晏・鄧颺・丁謐の謀を用ひ、太后を永寧宮に遷し、専ら朝政を擅にし、多く親黨を樹て、屢制度を改む。太傅懿、禁する能はず、爽と隙有り。五月、懿始めて疾と稱し、政事に與らず。

吳の丞相步騭卒す。

帝好みて羣小を襲近し、後園に遊宴す。秋七月、尙書何晏・上言す、「今より式乾殿に御幸し、及び後園に遊豫するには、宜しく皆大臣を從へ、政事を詢謀し、經義を講論し、萬世の法と爲すべし」と。冬十二月、散騎常侍諫議大夫孔父・上言す、「今、天下已に平かなり。陛下、後園に騎を習ひ馬に乗るを絶ち出づるには必ず輦に御し車に乗る可し。天下の福、臣子の願なり」と。帝、皆聽かず。

吳主、大に衆を發し、建業に集まり、「入りて揚州に寇せんと欲す」と揚聲す。刺史諸葛誕、安豐の太守王基をして之を策らしむ。基曰はく、「今、陸遜等は已に死し、孫權は年老い、内に賢嗣無く、中に謀主無し。權自ら出づるときは、則ち内讐卒に起り、癰疽發潰せんことを懼れ、將を遣はすとき

【六】義作。義務として宮室を助作するをいふ。
【七】式乾殿。皇后の宮に在る殿の名。
【八】安豐は、もと縣にして前漢には六安國に屬し、後漢には廬江郡に屬せしが、魏分ちて安豐郡を置き、豫州に屬す。故城は今の安徽省淮河道霍邱縣の西南に在り。

は、則ち舊將は已に盡き、新將は未だ信せられず。此れ支黨を補從し、還つて自ら保護せんと欲するに過ぎざるのみ」と。已にして吳果して出でず。

是の歲、雍涼の羌胡、叛きて漢に降る。漢の姜維、兵を將ひて隴右に出で、以て之に應じ、雍州の刺史郭淮、討蜀護軍夏侯霸と、洮西に戰ふ。胡王白虎文、治無戴等、部落を率ひて維に降る。維、之を徙して蜀に入る。淮進みて羌胡の餘黨を撃ち、皆、之を平ぐ。

九年、春二月、中書令孫資、癸巳、中書監劉放、三月甲午、司徒衛臻、各、位を遜れ、侯を以て第に就く。位特進たり。

夏四月、司空高柔を以て司徒と爲し、光祿大夫徐邈を司空と爲す。邈、嘆じて曰はく、「三公は道を論ずるの官にして、其の人無ければ則ち缺く。豈に老病を以て之を忝む可けんや」と。遂に固辭して、受けず。

五月、漢の費禕出でて漢中に屯す。蔣琬より禕に及ぶまで、身は外に居ると雖も、慶賞刑威は、皆遙に先づ(之)諮りて斷じ、然る後乃ち行ふ。禕、雅性謙素にして、國に當る功名、略ぼ琬と比す。

秋九月、車騎將軍王凌を以て司空と爲す。
涪陵の夷、反す。漢の車騎將軍鄧芝、討ちて之を平ぐ。

【九】補從。おぎなひ從ふ。
【一〇】洮西。洮水の西。洮水は甘肅省蘭山道にあり、洮西は蘭山道岷縣の西方か。
【一一】涪陵。漢のときは縣の名、西郡に屬す。蜀は分ちて涪陵郡を置く。今の四川省東川道彭水縣治。

大將軍爽、驕奢、度無、飲食衣服、乘輿擬、尙方の珍玩、其の家に充物す。又、私に先帝の才人を取り、以て伎樂と爲す。窟室を作り、四周を綺疏す。數、其の黨何晏等と、酒を其の中に縱にす。弟羲深く以て憂と爲し、數、涕泣して之を諫止す。爽聽かず。爽兄弟、數、俱に出で遊ぶ。司農沛國の桓範謂つて曰はく、「萬機を總べ、禁兵を典る。宜しく竝に出づべからず。若し城門を閉づる有らば、誰か復た人を内れん者ぞ」と。爽曰はく、「誰か敢て爾せんや」と。初め清河・平原、界を争ひ、八年、決する能はず。冀州の刺史孫禮、天府の藏する所の烈祖の平原を封する時の圖以て之を決せんと請ふ。爽、清河の訴を信じて云はく、「圖は用ふ可からず」と。禮、上疏して自ら辨ず。辭頗る剛切なり。爽大に怒り、「禮、怨望す」と劾し、結刑五歲。久しくして復た并州の刺史と爲る。往きて太傅懿に見ゆ。忿れる色有りて而も言ふ無し。懿曰はく、「卿、并州を得、少しとするか。分界を理めて分を失へるを悲るか」と。禮曰はく、「何ぞ明公の言の乖けるや。禮、不徳なりと雖も、豈に官位往事を以て意と爲さんや。本謂へらく、明公は、蹤を伊・呂に齊しくし、魏

- 【一】才人。女官の名。
- 【二】窟室。地を掘りて室を爲る也。
- 【三】綺疏。鏤めて綺文を爲すを謂ふ。
- 【四】人とは暗に曹爽をさす。
- 【五】烈祖云云。烈祖は明帝なり。平原王を封じて、壤を畫し國を分つとき、地圖有り、天府に藏す。天府は朝廷の府藏をいふ。
- 【六】結刑五歲。徒作すること五歲の罪と判決すれども、之をして輪作せしめざるなり。
- 【七】魏の并州は太原・上黨・西河・鴈門・新興を統ぶ。冀州は諸州よりも大に、并州は遠く荒外に接す。故に其の缺望を意ふなり。懿、權數多し、此の言を以て禮を適發するなり。
- 【八】伊・呂。伊尹・呂尙。

室を匡輔し、上は明帝の託に報い、下は萬世の勳を建てんと。今、社稷將に危からんとし、天下充宥たり。此れ禮が悦ばざる所以なり」と。因つて涕泣横流す。懿曰はく、「且く止めよ。忍ぶ可からざるを忍べ」と。冬、河南の尹李勝、出でて荊州の刺史と爲り、過りて太傅懿に辭す。懿、兩婢をして侍して衣を持たしむ。衣落つ。懿口を指して「渴けり」と言ふ。婢、粥を進む。懿、杯を持たずして粥を飲む。皆、流出して胸を濡す。勝曰はく、「衆情謂へらく、明公、舊風發動すと。何ぞ意はん尊體乃ち爾らんとは」と。懿、聲氣をして纒に屬かしめて、「年老いて疾に枕し、死、旦夕に在り。君當に并州に屈すべし。并州は胡に近し。好く之が備を爲せよ。恐らくは復た相見ざらん」と説き、子師・昭兄弟を以て託するを爲す。勝曰はく、「當に還りて本州を忝うすべし。并州に非ず」と。懿乃ち其の辭を錯亂して曰はく、「君方に并州に到る」と。勝復た曰はく、「當に荊州を忝うすべし」と。懿曰はく、「年老い意荒み、君の言を解せず。今還りて本州を爲む。盛徳壯烈なり。好く功勳を建てよ」と。勝退きて爽に告げて曰はく、「司馬公は、戸居の餘氣、形神已に離る。慮るに足らず」と。他日、又、爽等に向つて泣を垂れて曰はく、「太傅の病は、復た濟ふ可からず。人をして愴然たらしむ」と。故に爽等、復た備を設けず。何晏、平原の管

- 【一】舊風發動。魏武が懿を辟せしとき、懿辭するに風痺なるを以てせり。故に勝、斯く曰ふ。
- 【二】聲氣云云。詐りて老耄衰弱の狀を爲す也。
- 【三】本州。李勝は南陽の人なり、故に荊州を謂つて本州と爲す。
- 【四】戸居云云。形神已に離れて、惟だ戸のみ在りて殘喘を餘すのみ。

輅が術數に明かなるを聞き、與に相見んと請ふ。十二月丙戌、輅往きて晏に詣る。晏、之と易を論ず。時に鄧颺、坐に在り、輅に謂つて曰はく、「君自ら謂はく易を善くすと。而るに語初より易中の辭義に及ばざるは、何ぞや」と。輅曰はく、「夫れ易を善くする者は、易を言はざるなり」と。晏、笑を含みて之を贊して曰はく、「要言は煩はしからずと謂ふ可きなり」と。因つて輅に謂つて曰はく、「試に爲めに一卦を作れ、位當に三公に至るべきか不かを知らん」と。又問ふ、「一連に夢みて、青蠅數十・來りて鼻上に集まり・之を驅れども去らざるを見しは、何ぞや」と。輅曰はく、「昔、元・凱、舜を輔け、周公、周を佐け、皆、和惠謙恭を以て、多福を享有せり。此れ卜筮の能く明かにする所に非ざるなり。今、君侯は、位尊く、勢重く、而して徳を懷ふ者は鮮く、威を畏るる者は衆し。殆ど、小心にして福を求むるの道に非ざるなり。又、鼻は、天中の山なり。高くして而も危からざるは、長く貴を守る所以なり。今、青蠅は臭惡にして之に集まる。位峻なる者は顛り、輕豪なる者は亡ぶ。深く思はざる可からざるなり。願はくは君侯、多きを哀りて寡きを益し、禮に非ざれば履む勿かれ。然る後、三公にも至る可く、青蠅をも驅る可きなり」と。颺曰はく、「此れ老生の常譚なり」と。輅曰はく、「夫れ老

- 【四】元凱。八元、八凱。帝舜の名臣十六人。
- 【五】天中の山。人相の書に、鼻の在る所を謂つて天中と爲す。鼻は山の象有り、故に天中の山と曰ふ。
- 【六】哀。取る也。
- 【七】常譚。常に談す所の事。譚は談と同じ。
- 【八】老生云云。老人は遠からずして死すべく、常に談ずるは談ぜざると同じとの意。わざと曖昧なる語を用ひて、其の必ず死す可きを言ふなり。

生は不生を見、常譚は不譚を見る」と。輅、邑舎に還り、具に以て其の舅に語る。舅、輅の言太だ切至なるを責む。輅曰はく、「死人と語る。何ぞ畏るる所あらんや」と。舅大に怒り、輅を以て狂と爲す。

吳の交趾・九眞の夷賊、城邑を攻没し、交部騷動す。吳主、衡陽の督軍都尉陸胤を以て交州の刺史・安南校尉と爲す。胤、境に入り、諭すに恩信を以てす。降る者五萬餘家。州境復た清し。

太傅懿、陰に其の子中護軍師・散騎常侍昭と與に、曹爽を誅せんと謀る。

- 【九】邑舎。平原の邑邸。
- 【一〇】懿、病と稱すと雖も、先に已に二子を要地に置きけり。
- 【一一】高平陵。明帝の陵。
- 【一二】先帝云云。前卷明帝景初三年に見ゆ。

嘉平元年、春正月甲午、帝、高平陵に謁す。大將軍爽、弟中領軍羲・武衛將軍訓・散騎常侍彦と、皆從ふ。太傅懿、皇太后の令を以て、諸城門を閉ぢ、兵を勸し、武庫に據りて兵を授け、出でて洛水の浮橋に屯し、司徒高柔を召し、節を假して大將軍の事を行ひ、爽の營に據らしめ、太僕王觀をして、中領軍の事を行ひ、羲の營に據らしむ。因つて爽の罪惡を帝に奏して曰はく、「臣、昔、遼東より還るや、先帝、陛下・秦王及び臣に詔して、御牀に升らしめ、臣の臂を把り、深く後事を以て念と爲せり。臣言はく、「太祖・高祖、亦、臣に屬するに後事を以てせり。此れ自ら陛下の見る所なり。憂苦する所無し。萬一、意の如くならざる有

らば、臣當に死を以て明詔を奉ずべし」と。今、大將軍爽、顧命を背棄し、國典を敗亂し、内は則ち僭擬し、外は則ち權を専らにし、諸營を破壊し、盡く禁兵に據り、羣官の要職には、皆、親しむ所を置き、殿中の宿衛は、易ふるに私人を以てし、根據盤互し、縦恣なること日に甚だし。又、黃門張當を以て都監と爲し、至尊を伺察し、二宮を離間し、骨肉を傷害す。天下洵洵として、人、危懼を懷く。陛下、便ち寄坐を爲す、豈に久しく安きを得んや。此れ先帝の陛下及び臣に詔して御牀に升らしむるの本意に非ざるなり。臣、朽邁すと雖も、敢て往言を忘れんや。太尉臣濟等、皆、爽を以て君を無みするの心有りと爲し、「兄弟、宜しく兵を典り宿衛すべからず」といふ。永寧宮に奏す。皇太后、臣に令救し、奏の如く施行せしむ。臣輒ち主者及び黃門令に救し、爽・羲・訓の吏兵を罷め、侯を以て第に就き、逗留して以て車駕を稽むるを得ざらしめ、敢て稽留する有らば、便ち軍法を以て事に從はしむ。臣輒ち疾を力めて兵を將る、洛水の浮橋に屯し、非常を伺察す」と。爽、懿の奏事を得て通せず、迫窘して爲す所を知らず、車駕を留めて伊水の南に宿し、木を伐りて鹿角と爲し、屯田の兵數千人を發して以て衛と爲す。懿、侍中高陽の許允及び尙書陳泰をして爽に説かしむ、「宜しく早く自ら罪に歸すべし」と。又、爽が信ずる所の殿

- 【三】 寄坐。天子の位に處ると雖も、猶ほ寄寓するがごときを謂ふ。
- 【四】 朽邁。年老いて衰朽し、日月已に過ぎたるをいふ。邁は過ぐる也。
- 【五】 往言。往時の言。
- 【六】 魏武、州郡に令して田官を置く、故に洛陽にも亦屯田兵あり。
- 【七】 魏晉の制、殿中將軍・中郎・校尉・司馬あり。

中校尉尹大目をして爽に謂はしむ、「唯だ官を免せんのみ。洛水を以て誓を爲さん」と。泰は羣の子なり。初め爽、桓範が郷里の老宿なるを以て、九卿の中に於て特に之を禮す、然れども甚だ親しまざるなり。懿が兵を起すに及びて、太后の令を以て範を召し、中領軍を行はしめんと欲す。範、命に應せんと欲す。其の子、之を止めて曰はく、「車駕、外に在り。南に出づるに如かず」と。範乃ち出でて平昌城門に至る。城門已に閉づ。門候司蕃は、故範が擧げたる吏なり。範、手中の版を擧げて之に示し、矯りて曰はく、「詔有りて我を召す。卿促かに門を開け」と。蕃、詔書を見るを求めんと欲す。範、之を呵して曰はく、「卿は我が故吏に非ずや。何を以てか敢て爾」と。乃ち之を開く。範、城を出で、顧みて蕃に謂つて曰はく、「太傅、逆を圖る。卿、我に従つて去れ」と。蕃、徒行し、及ぶ能はず。遂に側に避く。懿、蔣濟に謂つて曰はく、「智囊往けり」と。濟曰はく、「範は則ち智なり。然れども駑馬は棧豆を戀ふ。爽必ず用ふる能はざらん」と。範至り、爽兄弟に勸む、「天子を以て許昌に詣り、四方の兵を發して以て自ら輔けよ」と。爽疑うて未だ決せず。範、羲に謂つて曰はく、「此の事昭然たり。卿、讀書を用ひて何をか爲すや。今日に於て、

- 【八】 郷里。範は沛國の人にして曹氏も亦沛國の人なり。
- 【九】 平昌門は洛城の南出西頭の第三門なり。
- 【一〇】 司蕃。司は姓、蕃は名。
- 【一一】 手中の版。此を以てこれを觀れば、詔書は當時も、猶ほ版(木板)に書かれたるものなるを知る可し。晉に至りて青紙の詔書有り。
- 【一二】 側。道旁。
- 【一三】 駑馬云云。棧豆は、うまぶねのまめ。爽が室家を顧戀して、遠く慮る能はず、必ず範の計を用ふる能はざるをいふ。

卿等の門戸、貧賤を求むとも、復た得可けんや。且つ匹夫、一人を質としてすら、尙ほ活を望まんと欲す。卿は天子と相隨ふ。天下に令せば、誰か敢て應せざらんや」と(義) 俱に言はず。範、又、義に謂つて曰はく、(二四) 卿の別營は、近く關南に在り、洛陽の典農の治は、城外に在り、呼召すること意の如し。今、許昌に詣るは、中宿に過ぎず。(二五) 許昌の別庫は、相被假するに足る。憂ふる所は當に穀食に在るべし。而して大司農の印章は我が身に在り」と。羲兄弟、默然として従はず。(二六) 甲夜より五鼓に至る。爽乃ち刀を地に投じて曰はく、「我も亦富家の翁と作るを失はず」と。範、哭して曰はく、「曹子丹は佳人なり。汝兄弟、犢犢を生めるのみ。何ぞ圖らんや今日、汝等に坐して族滅せられんとは」と。爽乃ち懿の奏事を通じ、帝に白して詔を下し、己の官を免せしめ、帝を奉じて宮に還る。爽兄弟、家に歸る。懿、洛陽の吏卒を發して之を圍み守り、(二七) 四角に高樓を作り、人をして樓上に在りて爽兄弟の舉動を察視せしむ。爽、彈を挟みて後園の中に入る。樓上(人) 便ち唱へて言はく、「故の大將軍、東南に行く」と。爽、愁悶し、計を爲すを知らず。戊戌、有司、

- 【二四】 俱に言はず。魏志曹真傳には、義、猶ほ納るる能はずしに作る。
- 【二五】 中領軍の營は、懿已に王觀を遣はしてこれに據らしむ、惟だ別營在るのみ。
- 【二六】 洛陽典農中郎將・典農都尉の治むる所なり。
- 【二七】 中宿。二晩宿泊することなり。
- 【二八】 許昌の別庫。許昌にある兵器を貯ふる所。洛陽に武庫あり、故に別庫といふ。
- 【二九】 被假。兵を授くるをいふなり。
- 【三〇】 甲夜。初夜。
- 【三一】 五鼓。五更。
- 【三二】 曹子丹。曹真字は子丹。
- 【三三】 犢犢。犢は小豕、犢は小牛。愚鈍の子に喩ふ。
- 【三四】 洛陽の吏卒。洛陽の令の主る所の吏卒。
- 【三五】 四角。四隅。

奏す、「黃門張當、私に擇ぶ所の才人を以て爽に與ふ。疑ふらくは姦有らん」と。當を收へて廷尉に付して實を考す。辭に云はく、「爽、尙書何晏・鄧颺・丁謐・司隸校尉畢軌・荊州の刺史李勝等と、陰に反逆を謀り、三月中を須ちて發せんとせり」と。是に於て、爽、義・訓・晏・颺・謐・軌・勝・并に桓範を收へ、皆、獄に下し、劾するに大逆不道を以てし、張當と俱に三族を夷ぐ。初め爽が出づるや、司馬魯芝、留まりて府に在り、變有るを聞き、營騎を將ゐて、津門を斫り、出でて爽に赴く。爽が印綬を解きて將に出でんとするに及びて、主簿楊綜、之を止めて曰はく、「公、主を挟み權を握る。此を捨てて以て東市に至らんか」と。有司、奏して芝・綜を收へて罪を治す。太傅懿曰はく、「彼は各、其の主の爲めにするなり」と。之を宥す。之を頃くして、芝を以て御史中丞と爲し、綜を尙書郎と爲す。魯芝將に出でんとするとき、參軍辛敞を呼び、與に俱に去らんと欲す。敞は毗の子なり。其の姉憲英は、太常羊耽の妻たり。敞、之と謀りて曰はく、「天子、外に在り、太傅、城門を閉づ。人は云ふ、「將に國家に利あらざらんとす」と。事に於て、爾を得可きか」と。憲英曰はく、「吾を以て之を度るに、太傅の此の舉は、以て曹爽を誅するに過ぎざらんのみ」と。敞曰はく、「然らば則ち事就らんか」と。憲英曰はく、「殆ど就る無きを得んや。爽の才は、太傅の偶に非ざるなり」と。敞曰はく、「然らば則ち敞は以て出づる無かる可

「安んぞ以て出でざる可けんや。職守は人の大義なり。凡そ人の難に在るをば、猶ほ或は之を郵む。人の執鞭と爲りて、而も其の事を棄つるは、不祥焉よりも大なるは莫し。且つ人の任と爲り、人の爲めに死するは、親昵の職なり。衆に従はんのみ」と。敞遂に出づ。事定まるの後、敞歎じて曰はく、「吾、姊に謀らざりせば、幾ど義を獲ざらんとせり」と。是より先、爽、王沈及び太山の羊祜を辟す。沈、祜に命に應せんことを勸む。祜曰はく、「質を委して人に事ふるは、復た何ぞ容易ならん」と。沈遂に行く。爽敗るるに及びて、沈、故吏を以て免せらる。乃ち祜に謂つて曰はく、「吾、卿の前語を忘れず」と。祜曰はく、「此れ始慮の及ぶ所に非ざるなり」と。爽の従弟文叔の妻、夏侯令女、早く寡にして子無し。其の父文寧、之を嫁せんと欲す。令女、刀をもて兩耳を截り、以て自ら誓ひ、居常、爽に依る。爽・誅せらるるや、其の家、上書して昏を絶ち、強ひて迎へて以て歸り、復た將に之を嫁せんとす。令女竊に寢室に入り、刀を引きて自ら其の鼻を斷つ。其の家、驚愕し、之に謂つて曰はく、「人、世間に生ずるは、輕塵の弱草に棲まるが如きのみ。何ぞ自ら苦しむこと乃ち爾るに至る。且つ夫家は夷滅して已に盡く。此を守り、誰が爲めにせんと欲するや」と。令女曰はく、「吾聞く、仁者は盛衰を以て節を改め

- 【一〇】 執鞭。馬を御する者。
- 【一一】 人云。親者は責任と爲る可く、愛昵者はこれが爲めに死す可きを言ふ。
- 【一二】 此れ云云。始め慮りしとき、爽が此に至らんことを料りに非ずとの意。幾を知るの名を受くることを欲せざるなり。
- 【一三】 夏侯令女。夏侯は姓、令女は名。
- 【一四】 驚愕。おどろき歎く。

ず、義者は存亡を以て心を易へずと。曹氏の前に盛なる時すら、尙ほ終を保たんと欲せり。況んや今衰亡せるを、何ぞ之を棄つるに忍びんや。今之ヲ棄ツルハ、此れ禽獸の行なり。吾豈に爲さんや」と。司馬懿、聞きて之を賢とし、子を乞うて字養して曹氏の後と爲さしむるを聽す。何晏等方に事を用ふるや、自ら以爲へらく、一時の才傑、人能く及ぶもの莫しと。晏嘗て名士の品目を爲りて曰はく、「唯だ深きなり、故に能く天下の志を通ず」とは、夏侯泰初是れなり。「唯だ幾なり、故に能く天下の務を成す」とは、司馬子元是れなり。「唯だ神なり、疾からずして而も速かに、行かずして而も至る」とは、吾、其の語を聞けども、未だ其の人を見ず」と。蓋し神を以て諸を己に況べんと欲するなり。選部郎劉陶は曄の子なり、少くして口辯有り。鄧颺の徒、之を稱して以て伊・呂と爲す。陶嘗て傅玄に謂つて曰はく、「仲尼は聖ならず。何を以てか之を知る。智者の羣愚に於けるは、一丸を掌中に弄ぶが如し。而るに(仲尼)天下を得る能はず。何を以てか聖と爲さん」と。玄、復た難せず、但だ之に語りて曰はく、「天下の變は常無きなり。今、卿の窮するを見ん」と。曹爽敗るるに及びて、陶退きて里舎に居り、乃ち其の言の過てるを謝す。管輅の舅、輅に謂つて曰はく、「爾前に何を以てか何・鄧の敗れんことを知れる」と。輅曰はく、「鄧の行歩は、筋、骨を束ねず、脉、肉を制せず、起立して傾倚

- 【一五】 字養。養育する也。
- 【一六】 唯だ云云。晏、易の繫辭傳の辭を引きて以て品目と爲す也。
- 【一七】 夏侯泰初。夏侯玄、字は泰初。
- 【一八】 幾。幾微を知る也。
- 【一九】 司馬子元。司馬師、字は子元。

し、手足無きが若し。此を鬼躁と爲す。何の視候は、則ち寇、宅を守らず、血、華色ならず、〔四〕精爽煙浮し、容、槁木の若し。此を鬼幽と爲す。二つの者は、皆、遐福の象に非ざるなり」と。何晏、性自ら喜び、〔五〕粉白、手を去らず、行歩するに影を顧み、尤も老莊の書を好み、夏侯玄・荀粲・及び山陽の 〔六〕王弼の徒と、競うて清談を爲し、虚無を祖尙し、六經を謂つて聖人の糟粕と爲す。是に由りて、天下の士大夫、争うて之を慕效し、遂に風流を成し、復た制す可からず。粲は彘の子なり。

丙午、大赦す。

丁未、太傅懿を以て丞相と爲し、九錫を加ふ。懿、固辭して受けず。

初め右將軍夏侯霸、曹爽に厚くせらる。〔七〕其の父淵が蜀に死せるを以て、常に切齒し、仇を報ゆるの志有り、討蜀護軍と爲り、隴西に屯し、〔八〕征西に統屬す。征西將軍夏侯玄は、霸の從子にして、〔九〕爽の外弟なり。爽既に誅せられ、司馬懿、玄を召し、京師に詣らしめ、雍州の刺史郭淮を以て之に代ふ。霸素より淮と叶はず、以爲へらく、禍必ず相及ばんと。大に懼れ、遂に漢に奔る。漢主謂つて曰はく、「卿の父、自ら害に行間に遇へるのみ。我が先人の手刃せしに非ざるなり」と。之を遇すること甚だ厚し。姜維、霸に問うて曰く、「司馬懿既に彼の政を得たり。當に復た征伐の志有

〔四〕 精爽。精神なり。
 〔五〕 粉白。おしろい。
 〔六〕 王弼。周易・老子を註し、今に傳はる。
 〔七〕 其の父淵云云。六十八卷漢の獻帝建安二十四年に見ゆ。
 〔八〕 征西云云。征西將軍府の統ぶる所に屬す。
 〔九〕 曹氏は、夏侯氏の出にして、玄の父尙、又、曹氏に娶る、故に玄、爽に於て外弟と爲す。

るべきか不か」と。霸曰はく、「彼は方に家門を營立し、未だ外事に遑あらず。鍾士季といふ者有り、其の人は少しと雖も、若し朝政を管せば、吳・蜀の憂ならん」と。士季は、鍾繇の子、尙書郎會なり。三月、吳の左大司馬朱然、卒す。然は、長、七尺に盈たず、〔一〇〕氣候分明にして、内行脩潔なり。終日、欽欽として、戰場に在るが若し。急に臨みて膽定まること、人に過絶す。世無事なりと雖も、朝夕毎に、〔一一〕嚴鼓し、兵、營に在る者、威行裝して隊に就く。〔一二〕此を以て敵を玩らし、備ふる所を知らざらしむ。故に出づれば輒ち功有り。然、疾に寢ねて増、篤きや、吳主、晝は爲めに膳を減じ、夜は爲めに寐ねず。中使・醫藥・口食の物、道に相望む。然、使を遣はして、疾病の消息を表する毎に、吳主輒ち召し見、口自ら問訊す。入りては酒食を賜ひ、出でては布帛を賜ふ。卒するに及びて、吳主、之が爲めに哀慟す。

〔一〇〕 氣候。氣品。
 〔一一〕 欽欽。嚴肅なる貌。
 〔一二〕 嚴鼓。疾撃の鼓なり。
 〔一三〕 此を以て云云。玩は習るる也。兵を出さずと雖も、常に行備を爲すを以て、敵人の

混ふ者、玩習して以て常と爲し、則ち備豫する所以を知らず。
 〔一四〕 其の言云云。爽に對して失言せしを以て深く憂ふるなり。

夏四月乙丑、改元す。

曹爽が伊南に在るや、昌陵の景侯蔣濟、之に書を與へて言はく、「太傅の旨は、官を免するに過ぎざるのみ」と。爽、誅せられ、濟、進めて都郷侯に封せらる。上疏して固辭す。許されず。濟、〔一五〕其の言の失を病へ、遂に病を發し、丙子、卒す。

秋、漢の衛將軍姜維、雍州に寇し、麴山に依り、二城を築き、牙門將 句安・李歆等をして之を守らしめ、羌胡の質任を聚め、諸郡を侵逼す。征西將軍郭淮、雍州の刺史陳泰と與に、之を禦ぐ。泰曰はく、『麴城は固しと雖も、蜀を去ること險にして遠く、當に運糧を須つべし。羌夷は維の勞役を患へ、必ず未だ肯て附かざらん。今圍みて之を取らば、刃に血ぬらずして其の城を抜く可からん。其の救有りと雖も、山道阻險にして、兵を行るの地に非ざるなり』と。淮乃ち泰をして討蜀護軍徐質・南安の太守鄧艾を率ゐ、兵を進めて麴城を圍み、其の運道及び城外の流水を斷たしむ。安等、戰を挑めども許さず。(城中)將士困窘し、糧を分ち雪を聚め、以て日月を引く。維、兵を引きて之を救ひ、牛頭山より出で、泰と相對す。泰曰はく、『兵法に、『貴きは戰はずして人を屈するに在り』と。今牛頭を絶ち、維、(五)反道無くんば、則ち我の禽なり』と。諸軍に敕し、各壘を堅くし、與に戰ふ勿からしめ、使を遣はして淮に白さしめ、淮をして牛頭に趣きて其の還路を截たしむ。淮、之に従ひ、進みて洮水に軍す。維懼れて遁走す。安等孤絶し、遂に降る。淮因つて西して諸羌を撃つ。鄧艾曰はく、『賊去ること未だ遠からず、或は能く復た還らん。宜しく諸軍を分ち、以て不虞に備ふべし』と。是に於て、艾を留めて白水の北に屯せしむ。三日、維、其の將廖化を遣はし、白水の南より、艾に向ひて營を結ばしむ。艾、諸將に謂ふ、『維今卒に還り、吾が軍は

【五二】麴山。甘肅省。蘭山道舊鞏昌府内に在り。
 【五三】句安。句は姓、安は名。
 【五四】牛頭。山の名、蓋し甘肅省渭川道武都縣に在るべし。
 【五五】反道。還るべき道。

人少し。法當に來り渡るべし。而るに橋を作らず。此れ維、化をして吾を持せしめ、還るを得ざらしめ、維は必ず自ら東し、襲うて洮城を取らんとするなり』と。洮城は、水北に在り、艾の屯を去ること六十里。艾、即夜、軍を潜めて徑に到る。維果して來り渡る。而して艾先づ至りて城に據り、以て敗れざるを得たり。漢の軍遂に還る。

【五五】平阿。淮南郡に屬す。故城は今の安徽省淮涇道懷遠縣の西南六十里に在り。
 【五六】白馬。縣の名、東郡に屬す。今の河南省河北道滑縣。
 【五七】勞精。勞は姓、精は名。
 【五八】何平叔。何晏、字は平叔。
 【五九】存云云。心を存すること。は高曠なりと雖も、事情に切ならず、下と接せざるをいふ。

兗州の刺史令狐愚は、司空王凌の甥なり、平阿に屯す。甥舅竝に重兵を典り、淮南の任を専らにす。凌、愚と、陰に謀り、帝の闇弱にして疆臣に制せらるるを以て、楚王彪が智勇有るを聞き、共に之を立て、迎へて許昌に都せんと欲す。九月、愚、其の將張式を遣はし、白馬に至り、彪と相聞せしむ。凌、又、舍人 勞精を遣はし、洛陽に詣り、其の子廣に語らしむ。廣曰はく、『凡そ大事を擧ぐるには、應に人情に本づくべし。曹爽は驕奢を以て民を失ひ、何平叔は虚華にして治めず、丁・畢・桓・鄧は、竝に宿望有りと雖も、皆、専ら世に競ひ、加ふるに朝典を變易し、政令數に改まり、(五)存する所は高しと雖も、而も事は下接せず。民、舊に習れ、衆、之に従ふもの莫し。故に勢四海を傾け、聲天下を震ふと雖も、同日に斬戮せられ、名士、半を滅す。而るに百姓、之に安んじ、之を或は哀しむもの莫し。民を失ふが故なり。今、司馬懿は、情は量り難しと雖も、事は未だ逆有らず、而して賢能

を擢用し、廣く己に勝れるものを樹て、先朝の政令を脩め、衆心の求むる所に副ひ、爽の惡たる所以の者は、彼、必ず改めざる莫く、夙夜懈らず、民を恤ふるを以て先と爲し、父子兄弟、竝に兵要を握る。未だ亡ぼし易からざるなり」と。凌從はず。

冬十一月、令狐愚、復た張式を遣はして楚王に詣らしむ。未だ還らざるに、會、愚病みて卒す。

十二月辛卯、即きて王凌を拜して太尉と爲す。庚子、司隸校尉孫禮を以て司空と爲す。

光祿大夫徐邈卒す。邈、清節を以て名を著す。盧欽嘗て書を著し、邈を稱して曰はく、「徐公は、志高く行潔く、才博く氣猛し。其の之を施すや、高けれども狷ならず、潔けれども介ならず、博けれども約を守り、猛けれども能く寛なり。聖人、清を以て難しと爲す、而も徐公の易しとする所なり」と。或るひと欽に問ふ、「徐公は、武帝の時に當りては、人以て通と爲し、涼州の刺史と爲りしより、京師に還るに及びては、人以て答へて曰はく、『往には毛孝先・崔季珪、事を用ひ、清素の士を貴ぶ。時に、皆、車服を變易し、以て名高を求む。而るに徐公は、其の常を改めず。故に人、以て通と爲せり。比來、天下奢靡にし

- 【六〇】 己に勝れるもの。蔣濟、高柔・孫禮・陳泰・郭淮・鄧艾等をいふ。
- 【六一】 即云云。壽春に就きて拜して太尉と爲す也。
- 【六二】 涼州の刺史。明帝の太和の初、邈、涼州の刺史と爲る。
- 【六三】 毛孝先云云。毛玠、字は孝先、崔瑗、字は季珪。事、六十五卷漢の獻帝建安十三年に見ゆ。
- 【六四】 比來。近來。

て、轉た相倣す。而るに徐公は、雅尚自若として、俗と同じからず。故に前日の通は、乃ち今日の介なり。是れ世人の常無きにして、徐公の常有るなり」と。欽は毓の子なり。

二年、夏五月、征西將軍郭淮を以て車騎將軍と爲す。

初め會稽の潘夫人、吳主に寵有り。少子亮を生む。吳主、之を愛す。全公主、既に太子和と隙有り、豫め自ら結ばんと欲し、數、亮の美を稱し、其の夫の兄の子尙の女を以て之に妻す。吳主、魯王霸が朋黨を結びて以て其の兄を害せしを以て、心亦之を惡み、侍中孫峻に謂つて曰はく、「子弟睦ましからず、臣下、部を分つ。將に袁氏の敗有り、天下の笑と爲らんとす。若し一人をして立たしめば、安んぞ亂れざるを得んや」と。遂に和を廢して亮を立つるの意有り。然れども猶ほ沈吟すること歷年。峻は靜の曾孫なり。秋、吳主遂に太子和を幽す。驃騎將軍朱據諫めて曰はく、「太子は國の本根なり。加以雅性仁孝にして、天下、心を歸す。昔、晉獻驪姫を用ひて、申生、存せず、漢武、江充を信じて、戾太子寃死せり。臣竊に懼らくは、太子、其の愛に堪へざらん。思子の宮を立つと雖も、復た及ぶ所無からん」と。吳主聽かず。據、尙書僕射

- 【一】 全公主云云。前卷正始六年に見ゆ。
- 【二】 部。部黨。
- 【三】 袁氏の敗。六十四卷建安七年に見ゆ。
- 【四】 沈吟。決せんとして未だ決せざる也。
- 【五】 靜。孫靜、堅の季弟。六十二卷建安元年に見ゆ。
- 【六】 漢武云云。二十二卷漢の武帝征和二年に見ゆ。
- 【七】 思子の宮。漢の武帝、戾太子が寃罪にて死せしを悔い思子の宮を建てたり。

鍾離茂・許晏を斬る。

漢の姜維、復た西平に寇す。克たず。

三年、春正月、王基・州泰、吳の兵を撃ち、皆、之を破る。降る者數千口。

二月、尙書令司馬孚を以て司空と爲す。

夏四月甲申、王昶を以て征南大將軍と爲す。

壬辰、大赦す。

太尉王凌、吳人が塗水を塞ぐを聞き、此に因りて兵を發せんと欲し、大に諸軍を嚴し、表して賊を討たんことを求む。詔報して聽さず。凌、將軍楊弘を遣はし、廢立の事を以て、兗州の刺史黃華に告げしむ。華、弘名を連ね、以て司馬懿に白す。懿、中軍を將ゐ、水道に乗じて凌を討つ。先づ赦を下して凌の罪を赦し、又、書を爲りて凌に諭す。已にして大軍、百尺に掩至す。凌、自ら執窮まるを知り、乃ち船に乗り、單り出でて懿を迎へ、掾王或を遣はして罪を謝し、印綬節鉞を送る。懿の軍、丘頭に到る。凌、水次に面縛す。懿、詔を承けて、主簿を遣はして其の縛を解か

【一】魏の荊州の刺史は、征南府と、竝に宛に屯せしが、時に已に徙りて新野に屯す。

【二】縲。大なる繩。

【三】施績は朱然の子なり。然はもと施氏なりしを朱治以て子と爲ししなり。

【四】吳の兵を敗りしを以て位を進むるなり。

【五】塗水を塞ぐ。即ち前に作る所の堂邑の塗塘なり。

【六】百尺。地名、今の河南省開封道淮陽縣に在り。

【七】掩至。不意に至る也。掩は其の備へざるを掩ふ也。

【八】丘頭。今の河南省開封道沈邱縣附近。

しむ。凌既に赦を蒙り、加ふるに舊好を恃み、復た自ら疑はず、徑に小船に乗り、懿に趨かんと欲す。懿、人をして逆へて之を止めしむ。船を淮中に住む。相去ること十餘丈。凌、外んせらるるを知り、乃ち遙に懿に謂つて曰はく、「卿、直だ折簡を以て我を召さば、我當に敢て至らざるべけんや。而るに乃ち軍を引きて來るや」と。懿曰はく、「卿が肯て折簡を逐ふ者に非ざるを以ての故なり」と。凌曰はく、「卿、我に負けり」と。懿曰はく、「我は寧ろ卿に負くとも、國家に負かず」と。遂に歩騎六百をして、凌を送りて、西して京師に詣らしむ。凌、試に棺釘を索め、以て懿の意を觀る。懿、命じて之を給せしむ。五月甲寅、凌行きて項に到り、遂に藥を飲みて死す。懿進みて壽春に至る。張式等皆自首す。懿、其の事を窮治す。諸の相連なる者、悉く三族を夷ぐ。凌、愚の冢を發き、棺を剖き、尸を近き所に暴すこと三日、其の印綬章服を燒き、土に親けて之を埋む。初め令狐愚、白衣たる時、常に高志有り、衆人謂へらく、「愚必ず令狐氏を興さん」と。族父弘農の太守邵、獨り以爲へらく、「愚は性倜儻、徳を脩めずして大を願ふ。必ず我が宗を滅ぼさん」と。愚、之を聞き、心甚だ平かならず。邵が虎賁中郎將と爲るに及びて、愚、仕進して、已に更歷する所多く、所在、名稱有り。愚、從容として邵に謂つて

【六】外。疎外する也。

【七】折簡。簡の長さ二尺、短き者はこれを半にす。折簡は即ち折半したる簡なり。其の禮輕きを言ふ。

【八】之を給す。棺釘を給するは、これに示すに必ず死せんことを以てするなり。

【九】土に親く。羸葬なり。死體を赤裸にして葬るなり。

【一〇】白衣。官位なきものをいふ。

【一一】倜儻。卓異の貌。

魏邵陵厲公嘉平三年

曰はく、『先時聞けり、大人、愚を謂つて繼がずと爲せりと。今竟に云何ぞや』と。邵・熟視して答へず、私に妻子に謂つて曰はく、『公治の性度は猶ほ故の如きなり。吾を以て之を觀れば、終に當に敗滅すべし。但だ、我が久しくして當に之に坐すべきか不かを知らず、將に汝が曹に逮ばんとするのみ』と。邵没して後十餘年にして、愚・族滅せらる。愚、兗州に在るとき、山陽の單固を辟して別駕と爲す。治中楊康と、竝に愚の腹心たり。愚が卒するに及びて、康、司徒の辟に應じ、洛陽に至り、愚の陰事を露はす。愚、是に由りて敗る。懿、壽春に至り、單固を見、問うて曰はく、『令狐・反せしか』と。(四)曰はく、『有る無し』と。楊康、事を白す。事、固と連なる。遂に固及び家屬を收捕し、皆、廷尉に繋ぐ。考實すること數十たび、固・固く『有る無し』と云ふ。懿、楊康を(三)録し、固と對して相詰らしむ。固・辭窮まり、乃ち康を罵りて曰はく、『老備、既に(二)使君に負き、又、我が族を滅ぼす。願ふに汝當に活くべけんや』と。康、初め自ら封侯を冀ふ。後、(一)辭頗る參錯するを以て、亦并せて之を斬る。刑に臨みて、俱に獄を出づるや、固又康を罵りて曰はく、『老奴、汝死するは自ら分とするのみ。若し死者をして知る有らしめば、汝、何の面目ありて以て地下に行かんや』と。詔して、揚州の刺史諸葛誕を以て鎮東將軍と爲し、揚州の諸軍事を都督せしむ。

- 【一】 公治。令狐愚の字。
- 【二】 録。收録する也。
- 【三】 老備。老奴と言ふが如き也。
- 【四】 使君。令狐愚をいふ。
- 【五】 辭頗る參錯す。獄辭、單固と參雜するを言ふ。

吳主、潘夫人を立てて皇后と爲し、大赦し、太元と改元す。

六月、楚王彪に死を賜ふ。盡く諸王公を録して鄴に置き、有司をして之を察せしめ、(諸王公)人と交關するを得ざらしむ。

秋七月壬戌、皇后甄氏・殂す。

辛未、司馬孚を以て太尉と爲す。

八月戊寅、舞陽の宣文侯司馬懿・卒す。詔して、其の子衛將軍師を以て撫軍大將軍と爲し、尙書の事を録せしむ。

初め南匈奴、自ら謂へらく、其の先は本漢室の甥なりと。因つて姓劉氏を冒す。(七)太祖、單于呼厨泉を鄴に留め、其の衆を分ちて五部と爲し、并州の境内に居らしむ。左賢王豹は、單于於扶羅の子なり、左部の帥と爲り、部族最も彊し。城陽の太守鄧艾・上言す、『單于、内に在り、羌夷、統を失ひ、合散、主無し。今、(八)單于の尊は日に疏にして、外土の威は日に重し。則ち胡虜には深く備へざる可からざるなり。聞く劉豹の部に叛胡有りと。叛に因りて割きて二國と爲し、以て其の執を分つ可し。(九)去卑の功、前朝に顯はる。而るに子、業を繼がず。宜しく其の子に顯號を加へ、鴈門に居らしめ、(一〇)國を離し寇を弱くし、舊勳を追録すべし。此れ邊を御する長計

- 【七】 太祖云云。六十七卷漢の獻帝建安二十一年に見ゆ。
- 【八】 單于云云。南單于は鄴に留まり、尊名有りとも雖も、日に部落と疏にして、左賢王豹は外に居り、部落最も強く、其の威、日に重きをいふ。
- 【九】 去卑の功。去卑、漢の獻帝の東還に侍衛せしを謂ふ。六十一卷興平元年に見ゆ。
- 【一〇】 國を離す。匈奴劉豹の國を離して二と爲す也。

なり』と。又陳ぶ、『羌胡の、民と同じく處る者をば、宜しく漸を以て之を出し、(三)民表に居らしめ、

以て廉恥の教を崇び、姦宄の路を塞ぐべし』と。司馬師、皆、之に従ふ。

吳の立節中郎將陸抗、柴桑に屯し、建業に詣りて病を治し、病差え、還るに當りて、吳主涕泣して

與に別れ、謂つて曰はく、『吾、前に讒言を聽用し、汝が父と、大義篤からず、此を以て汝に負けり。

(三)前後、問ふ所、一に之を焚滅し、人をして見しむる莫きなり』と。是の時、吳主頗る太子和の罪無きを寤る。冬十一月、吳主、南郊に祀り、還り

て風疾を得、和を召して還さんと欲す。全公主及び侍中孫峻・中書令孫弘、

固く之を争ふ。乃ち止む。吳主、太子亮の幼少なるを以て、付託する所を

議す。孫峻、『大將軍諸葛恪、大事を付す可し』と薦む。吳主、恪が剛狠

にして自ら用ふるを嫌ふ。峻曰はく、『當今、朝臣の才、恪に及ぶ者無し』

と。乃ち恪を武昌より召す。恪將に行かんとするや、上大將軍呂岱、之

を戒めて曰はく、『世方に多難なり。子、事毎に、必ず十たび思へよ』と。恪曰はく、『昔、(三)季文子、

三たび思つて而る後行ふ。夫子曰はく、『再び思へば可なり』と。今、君、恪をして十たび思はしむ。

恪の劣れるを明かにするなり』と。岱、以て答ふる無し。時に威、之を失言と謂ふ。

虞喜・論じて曰はく、夫れ託するに天下を以てするは、至重なり。人臣を以て主威を行ふは、至

難なり。二至を兼ねて萬機を管るは、能く之に勝ふる者は鮮し。呂侯は、國の(二)元者にして、

志度經遠なり。甫めて十思を以て之を戒む。而るに便ち劣を示すを以て拒まる。此れ(三)元遜の(三)

疏にして、(三)機神・俱にせざる者なり。若し十思の義に因り、廣く當世の

務を諮り、善を聞くこと雷動よりも速かに、諫に従ふこと風移よりも急

ならば、豈に(三)身を殿堂に隕し凶、豎の刃に死するを得んや。世人、其

の英辯の造次にも觀る可きを奇として、呂侯の對無きを哂うて陋と爲し、

安危終始の慮を思はず。是れ春藻の繁華を樂しみ、秋實の・口に甘き

を忘るるなり。昔、魏人、蜀を伐ち、蜀人、之を禦ぐや、(三)精嚴して發

- 【二】 民表。表は外なり。編民の外に居らしむる也。
- 【三】 前後問ふ所。陸遜を責問すること、前卷正始六年に見ゆ。
- 【三】 季文子云云。論語公治長篇に見ゆ。季文子は魯の大夫、季孫行父なり。

- 【二】 元者。元老。
- 【三】 元遜。諸葛恪の字。
- 【三】 疏。疎漏。
- 【三】 機神。機微を知り靈明なること。
- 【二】 身云云。恪が後に孫峻に殺されたるをいふ。
- 【三】 精嚴。十分に出發の準備を爲す也。
- 【三】 費禕云云。前卷正始五年に見ゆ。
- 【三】 況長寧は人名なれども、未だ詳かならず。
- 【三】 郭循。當に郭脩に作るべし。
- 【三】 甄。明かに鑑別する也。

元遜の・呂侯に逆ふを觀る。二事は體同じく、皆、以て世鹽と爲すに足るなり。格、建業に至り、吳主に臥内に見え、詔を牀下に受け、大將軍を以て太子太傅を領し、孫弘、少傅を領す。有司に詔して、諸事、一に格に統べ、惟だ殺生の大事にして、然る後以て聞せしむ。爲めに羣官百司の拜揖の儀を制し、各、品序有り。又、會稽の太守北海の滕胤を以て太常と爲す。胤は吳主の婿なり。

十二月、光祿勳滎陽の鄭冲を以て司空と爲す。

漢の費禕、成都に還る。望氣者云はく、『都邑に宰相の位無し』と。乃ち復た北して、漢壽に屯す。

是の歲、漢の尙書令呂乂卒す。侍中陳祗を以て尙書令(事)を守らしむ。

四年、春正月癸卯、司馬師を以て大將軍と爲す。

吳主、故の太子和を立てて南陽王と爲し、長沙に居らしめ、仲姬の子奮を齊王と爲し、武昌に居らしめ、王夫人の子休を琅邪王と爲し、虎林に居らしむ。

二月、皇后張氏を立て、大赦す。后は故の涼州の刺史既の孫、東莞の太守緝の女なり。緝を召して光祿大夫に拜す。

吳、神鳳と改元し、大赦す。

吳の潘后、性剛戾なり。吳主の疾病なるや、后、人をして孫弘に問はしむるに、呂后が制を稱せし故事を以てす。左右、其の虐に勝へず、其の昏睡を伺うて、之を縊り殺し、中惡と託言す。後、

事泄れ、坐して死する者六七人。吳主・病困するや、諸葛恪・孫弘・滕胤及び將軍呂據・侍中孫峻を召して、臥内に入らしめ、屬するに後事を以てす。

夏四月、吳主・殂す。(十七)孫弘、素より諸葛恪と平かならず、恪に治せられんことを懼れ、祕して喪を發せず、詔を矯めて恪を誅せんと欲す。孫峻、以て恪に告ぐ。恪、弘を請うて事を咨り、坐中に於て之を殺す。乃ち喪を發し、吳主に諡して大皇帝と曰ふ。

太子亮、位に即く。(時二年)大赦し、建興と改元す。閏月、諸葛恪を以て太傅と爲し、滕胤を衛將軍と爲し、呂岱を大司馬と爲す。恪乃ち命じて視聽を罷め、校官を息め、通責を原し、關稅を除き、恩澤を崇ぶ。衆、悦ばざるもの莫し。恪、出入する毎に、

百姓、頸を延ばし、其の狀を見んと思ふ。恪、諸王が江に濱する兵馬の地に處るを欲せず、乃ち齊王奮を豫章に、琅邪王休を丹陽に徙す。奮、徙るを肯せず。恪、牋を爲りて以て奮に遺りて曰はく、

『帝王の尊きことは、天と位を同じうす。是を以て天下を家とし、父兄を臣とす。仇讎も善有れば、

魏邵陵厲公嘉平四年

【一】漢壽。葭萌縣は漢・廣漢郡に屬す。劉の先主改めて漢壽縣と曰ひ、梓潼郡に屬す。故城は今の四川省嘉陵道昭化縣の東南五十里に在り。
【二】虎林。地名、今の安徽省蕪湖道貴池縣の西六十五里に在り。

【一】中惡。惡暴の病に中りて死する也。
【二】孫亮は字は子明、權の少子なり。
【三】校官。吳主權、校官を置き、諸官府及び州郡の文書を校するを典らしめ、専ら任じて以て耳目と爲せり。今、校官を息むるは、即ち謂はゆる視聽を罷むる也。
【四】奮・休は皆吳主亮の兄なり。

擧げざるを得ず、親戚も悪有れば、誅せざるを得ず。天を承け物を理め、國を先にし家を後にする所以なり。蓋し聖人、制を立て、百代易らざるの道なり。昔、漢初めて興るや、多く子弟を王とす。太だ疆きに至りて、軌不軌を爲し、上は則ち幾ど社稷を危くし、下は則ち骨肉相殘ふ。其の後懲戒し、以て大諱と爲す。光武より以來、諸王、制有り、惟だ自ら宮内に娛むを得るのみ、民に臨み政事に干與するを得ず、其の輿に交通するは、皆、重禁有り。遂に以て全安にして、各福祚を保てり。此れ則ち前世の得失の驗なり。大行皇帝、古を覽今を戒め、(一〇)牙を防ぎ萌を遏め、千載を慮る。是を以て、疾に寝ぬるの日、諸王を分遣し、各早く國に就かしめ、詔策、(一一)勤渠に、科禁嚴峻に、其の戒敕する所、至らざる所無し。誠に、上は宗廟を安んじ、下は諸王を全くし、各早く國に就き、(一二)承けて、國に凶に家被害の悔無からんことを欲すればなり。大王、宜しく上は、太伯の父の志に順へるを惟ひ、中は、(一三)河間の獻王・東海王疆の恭順の節を念ひ、下は前世の驕恣荒亂の王を(一四)存し、以て

- 【六】 吳楚七國・淮南・濟北・燕・廣陵をいふ。
- 【七】 廣川王去の如きの類をいふ。
- 【八】 干與。關係する也。
- 【九】 其云云。光武、藩王が賓客に交通するを禁ぜしむをいふなり。
- 【一〇】 牙。芽と通ず。
- 【一一】 勤渠。慇懃なり。
- 【一二】 一説に、承は永の誤と爲す。
- 【一三】 太伯云云。周の大王、三子あり、長を太伯と曰ひ、次を仲雍と曰ひ、次を季歴と曰ふ。季歴の子を昌と曰ひ、盛徳有り。大王、國を季歴に傳へて以て昌に及ぼさんと欲す。太伯、仲雍、遂に逃れて蠻に之き、國を季歴に讓り、以て父の志を成す。
- 【一四】 河間云云。漢の河間の獻王は武帝の兄なり、東海王疆は明帝の異母兄なり。二王の二帝に事ふるや、極めて恭順なり。事、漢紀に見ゆ。

警戒と爲すべし。而るに聞く、頃、武昌に至りて以來、多く詔敕に違ひ、制度に拘はらず、擅に諸將の兵を發し、宮室を治護す。又、左右常從、罪過有る者は、當に以て表聞し、公に有司に付すべし。而るに擅に私に殺し、事、明白ならず。中書楊融、親しく詔敕を受く。當に恭肅すべき所なり。(一五)乃ち云はく、「正に自ら、(一六)禁を聽かず。當に我を如何すべき」と。此を聞くの日、小大驚き怪しみ、寒心せざるは莫し。里語に曰はく、「明鑑は形を照らす所以、古事は今を知る所以」と。大王、宜しく深く、魯王を以て戒と爲し、其の行を改易し、戰戰兢兢として、禮を朝廷に盡すべし。此の如くならば、則ち求むるとして得ざる無からん。若し先帝の法教を棄忘し、輕慢の心を懷かば、臣下、寧ろ大王に負くとも、敢て先帝の遺詔に負かじ。寧ろ大王に怨疾せらるるとも、豈に敢て主の威を尊ぶを忘れて、詔敕をして藩臣に行はれざらしめんや。向に魯王をして早く忠直の言を納れ、(一七)驚懼の慮を懷かしめば、則ち祚を享くること窮り無かりしならん。豈に滅亡の禍有らんや。夫れ良薬は口に苦し、唯だ病者能く之を甘んず。忠言は耳に逆ふ、唯だ達者能く之を受く。今者恪等、(一八)懷懼として、大王の爲めに危殆を萌牙に除き、福慶の基原を廣めんと欲す。是を以て、自ら言の(一九)至るを

- 【一五】 禁約を聽かざるを謂ふ。
- 【一六】 魯王。魯王霸をいふ。
- 【一七】 驚。當に兢に作るべし。
- 【一八】 懷懼。恭謹の貌。
- 【一九】 萌牙。萌芽に同じ。きざし、めばえ。
- 【二〇】 至。極めて切なるをいふなり。
- 【二一】 南昌。縣の名、豫章郡の治所。今の江西省豫章道南昌縣の地。
- 【二二】 吳の大帝云云。吳主權黃龍二年、東興隄を築く。今の安徽省安慶道含山縣の西南に在り、巢縣の界に接す。
- 【二三】 淮南云云。正始二年の芍

知らず。願くは三思を蒙らんことを」と。王、牋を得て懼れ、遂に南昌に移る。

初め 吳の大帝、東興隄を築き、以て巢湖を遏む。其の後、淮南に入寇するや、敗るるに内船を以てす。遂に廢して復た治めず。冬十月、太傅恪、衆を東興に會し、更に大隄を作り、左右に山を結び、俠みて兩城を築き、各千人を留め、將軍全端をして西城を守らしめ、都尉留略をして東城を守らしめ、軍を引きて還る。鎮東將軍諸葛誕、大將軍師に言つて曰はく、『今、吳の内侵するに因りて、文舒をして江陵に逼り、仲恭をして武昌に向はしめ、以て吳の上流を羈し、然る後、精卒を簡びて其の兩城を攻めば、救至る比ほひ、大に獲可きなり』と。是の時、征南大將軍王昶、征東將軍胡遵、鎮南將軍母丘儉等、各、吳を征するの計を獻す。朝廷、三征の計異なるを以て、詔して尙書傅巖に問ふ。巖對へて曰はく、『議者、或は舟を汎べて徑に濟りて江表に横行せんと欲し、或は四道より竝び進みて其の城壘を攻めんと欲し、或は大に疆場に佃して衆を觀て動かんと欲す。誠に皆、賊を取るの常計なり。然れども兵を治めてより以來、出入三載。掩襲の軍に非ざるなり。賊の寇を爲すこと、幾ど六十年、君臣相保ち、吉凶

波の敗を謂ふ。巢湖を遏むるは、舟師を利する所以なり、而るに反つて湖内の船の爲めに敗らる、故に廢して治めざりし也。

- 【一】 俠。挾む也。
- 【二】 留略。留は姓、略は名。
- 【三】 文舒。王昶の字。
- 【四】 仲恭。母丘儉の字。
- 【五】 三征。三將軍。
- 【六】 佃。田なり。耕作する也。
- 【七】 幾ど六十年。漢の建安十三年、赤壁の戰に吳魏始めて寇敵となりしより、是の年に至るまで、凡そ五十五年。

共に患ふ。又、其の元帥を喪ひ、上下憂へ危む。設し(賊)船を津要に列し、城を堅くし險に據らしめば、(我)横行の計は、其れ殆ど捷し難からん。今、邊壤の守は、賊と相遠し。賊、羅落を設け、又特に重密なり。(我)間諜行はれず、耳目聞く無し。夫れ軍に耳目無く、校察すること未だ詳かならざるに、大衆を擧げて、以て巨險に臨むは、此を、幸を希ひ功を徼め、先づ戰つて而る後勝を求むと爲す。軍を全くするの長策に非ざるなり。唯だ軍を進めて大に佃するのみ有り、最も差完牢なり。和・遵等に詔し、地を擇びて險に居り、錯置する所を審かにせしめ、及び三方をして一時に前みて守らしむ可し。其の肥壤を奪ひ、(賊)塔土に還らしめん。一なり。兵、民表に出で、(敵)寇鈔(我)犯さじ。二なり。近路を招懐し、降附日に至らん。三なり。(我)羅落遠く設け、(敵)間構來らじ。四なり。賊、其の守を退け、羅落必ず淺く、(我)佃作立ち易からん。五なり。坐ながら積穀を食ひ、士、運輸せざらん。六なり。覺隙時に聞え、討襲速かに決せん。七なり。凡そ此の七つの者は、軍事の急務なり。據らずんば則ち賊、便資を擅にせん。之に據らば則ち利、國に歸せん。察せざる可からざるなり。夫れ屯壘相偪り、形勢已に交はり、智勇、陳ぶるを得、巧拙、用ふるを得、之を策りて得失の計を知り、之を角べて、餘り有ると足らざるとを知らば、虜の情偽、將た焉にか逃るる所あらん。夫れ小を以て大に敵すれば、則ち役煩はしく力竭き、貧を以て富に敵すれば、則ち斂重く財匱し。故

- 【一】 羅落。烽燧を設け候望を遠くし、以て邊面を羅落するを謂ふ。羅は布也。落は絡と同じ、聯絡なり。
- 【二】 故に云云。孫子の言。



に曰はく、「敵逸すれば能く之を勞し、飽けば能く之を饑ゑしむ」と。此の謂なり」と。司馬師從はず。十一月、王昶等に詔して、三道より吳を撃たしむ。十二月、王昶は南郡を攻め、母丘儉は武昌に向ひ、胡遵・諸葛誕は、衆七萬を率ゐ、東興を攻む。甲寅、吳の太傅恪、兵四萬を將ゐ、晨夜兼行し、東興を救ふ。胡遵等、諸軍に救して、浮橋を作りて以て度り、堤上に陳し、兵を分ちて兩城を攻む。城、高峻に在り、卒に抜く可からず。諸葛恪、冠軍將軍丁奉をして、呂據・留贊・唐咨と與に、前部を爲り、山西より上らしむ。奉、諸將に謂つて曰はく、「今、諸軍、行くこと緩なり。若し賊、便地に據らば、則ち以て鋒を争ひ難からん。我請ふ之に趨かん」と。乃ち、諸軍を辟して、道を下らしめ、奉自ら麾下三千人を率ゐて徑に進む。

【三】 諸軍を辟す。辟は開くなり。諸軍をして路を避けしめ而して軍前進する也。

【四】 徐塘は蓋し東關に近し。【五】 兜鍪。かぶと。【六】 塙。隄(つつみ)。

時に北風ふく。奉、帆を舉げて、二日にして即ち東關に至り、遂に徐塘に據る。時に天雪ふりて寒し。胡遵等、方に酒を置きて高會す。奉、其の前部の兵少きを見、其の下に謂つて曰はく、「封侯爵賞を取らんこと、正に今日に在り」と。乃ち兵をして皆鎧を解き、矛戟を去り、但だ兜鍪刀楯、保身にして塙に緣らしむ。魏人望み見て、大に之を笑ひ、即ち兵を嚴せず。吳の兵、上るを得、便ち鼓譟し、斫りて魏の前屯を破る。呂據等繼ぎて至る。魏の軍、驚擾して散走し、争うて浮橋を渡る。橋壞絶し、自ら水に投じ、更に相蹈藉す。前部督韓綜・樂安の太守桓嘉等、皆没す。死す

る者數萬。綜は故吳の叛將にして、數、吳の害を爲し、吳の大帝、常に切齒して之を恨む。諸葛恪、命じて其の首を送らしめ、以て大帝の廟に白す。車乘牛馬騾驢を獲ること、各千を以て數へ、資器山のごとく積み、振旅して歸る。

初め漢の姜維、西平に寇せしとき、中郎將郭脩を獲たり。漢人、以て左將軍と爲す。脩、漢主を刺さんと欲すれども、親近するを得ず。因つて壽を上る毎に、且つ拜し且つ前む。左右に遏められ、事輒ち果さず。

【七】 綜が吳に叛きしこと、七十卷明帝太和元年に見ゆ。【八】 西平に寇す。前卷嘉平二年に見ゆ。【九】 郭脩。當に郭脩に作るべし。

卷の第七十六

魏紀八

邵陵厲公下

嘉平五年、春正月朔、蜀の大將軍費禕、諸將と、大に漢壽に會す。郭循、坐に在り。禕、歡飲して沈醉す。循起ちて禕を刺し、之を殺す。禕、資性汎く愛し、人を疑はず。越嵩の太守張嶷、嘗て書を以て之を戒めて曰はく、「昔、岑彭、師を率ゐ、來歙、節に杖り、咸刺客に害せられき。今、明將軍、位尊く權重く、新附を待信すること太だ過ぎたり。宜しく前事を鑒み、少しく以て警と爲すべし」と。禕從はず。故に禍に及ぶ。詔して、郭循を追封して長樂郷侯と爲し、其の子をして爵を襲がしむ。

王昶、母丘儉、東軍敗れぬと聞き、各、屯を燒きて走る。朝議、諸將を貶黜せんと欲す。大將軍師曰はく、「我、公休に聽かずして、以て此に至れり。此れ我が過なり。諸

魏邵陵厲公嘉平五年

【一】 嘉平五年。西紀二五三年なり。

【二】 岑彭云云。岑彭・來歙の事、四十二卷漢の光武建武十一年に見ゆ。

【三】 東軍。時に三道より吳を伐ち、東關最も東に在り、故に東軍と曰ふ。

【四】 公休。諸葛誕の字。

將、何の罪かあらん』と。悉く之を宥す。師の弟安東將軍昭、時に監軍たり。唯だ昭の爵を削るのみ。諸葛誕を以て鎮南將軍と爲し、豫州を都督し、母丘儉を鎮東將軍と爲し、揚州を都督せしむ。是の歳、雍州の刺史陳泰、并州に敕して力を并せて胡を討たんことを求む。師、之に従ふ。未だ集らざるに、新興・鴈門の二郡の胡、遠役を以て、遂に驚き反す。師、又、朝士に謝して曰はく、『此れ我が過なり。陳雍州の責に非ず』と。是を以て、人皆愧ぢ悦ぶ。

習鑿齒論じて曰はく、司馬大將軍二敗を引きて以て己が過と爲し、過消えて業隆なり。智と謂ふ可し。若し乃ち敗を諱み過を推し、咎を萬物に歸し、常に其功を執り、而して其喪を隱さば、上下、心を離し、賢愚解體せん。謬の甚だしきなり。人に君たる者、苟くも斯の理を統べて以て國を御せば、行失うて而も名揚り、兵挫かれて而も戰勝たん。百敗すと雖も、可なり。況んや再びに於てをや。

光祿大夫張緝、師に言つて曰はく、『恪は克捷すと雖も、誅せられんこと久しからず』と。師曰はく、『何が故ぞ』と。緝曰はく、『威、其の主を震ひ、功、一國を蓋ふは、死せざらんことを求むとも、得んや』と。

二月、吳の軍、東興より還る。太傅恪を陽都侯に進め封じ、荆・揚(三)州の牧を加へ、中外の諸軍事

を督せしむ。恪、遂に敵を輕んずるの心有り、復た軍を出さんと欲す。諸大臣以爲へらく、數、出でて罷勞すと。辭を同じくして恪を諫む。恪聽かず。中散大夫蔣延固争ふ。恪、命じて扶けて出でしむ。因つて論を著して以て衆を諭す。曰はく、『凡そ敵國、相呑まんと欲するは、即ち仇讎、相除かんと欲するなり。讎有りて而も之を長せば、禍、己に在らずんば則ち後人に在らん。遠慮を爲さざる可からざるなり。昔、秦は但だ關西を得たるのみ、尙ほ以て六國を并呑せり。今、魏を以て古の秦に比すれば、土地數倍し、吳と蜀とを以て古の六國に比すれば、半なる能はざるなり。然れども今、能く之に敵する所以は、但だ操の時の兵衆・今に於て適に盡き、而して後生者未だ長大に及ばざるを以てなり。正に是れ賊衰少して未だ盛ならざるの時なり。加ふるに司馬懿、先に王凌を誅し、續きて自ら隕斃し、其の子幼弱にして、彼の大任を専らにし、智計の士有りと雖も、未だ施し用ふるを得ず。今に當りて之を伐たば、是れ其の厄會なり。聖人は時に趨くに急なりとは、誠に今日を謂ふ。若し衆人の情に順ひ、偷安の計を懷き、長江の險は以て世に傳ふ可しと以爲ひ、魏の終始を論せずして、今日を以て、遂に其の後を輕んせば、此れ吾が長く歎息する所以

【七】漢の制、中散大夫は秩六百石、陳議大夫の上に在り、顧問應對を掌り、常事無し。
 【八】關西、函谷關以西。
 【九】是の時、魏興りて三十餘年、生衆教訓し、精兵良將、方面を分鎮す。諸葛・蔣・費・陸遜・朱全、相繼いで凋謝し、吳獨蓋し小懦なり。恪、兢懼して以て勝を保つ能はず、一時の捷を恃み、遂に魏人を謂つて衰少未盛の時と爲す、其の敵を輕んずること甚だし。
 【一〇】事、前卷嘉平三年に見ゆ。
 【一一】既に司馬師を以て幼弱と爲し、又、其の未だ人を用ふる能はざるを謂ふは、善く敵を料らざる者と謂ふ可し。

の者なり。今聞く、衆人、或は百姓尙ほ貧しきを以て、閑息を務めんと欲すと。此れ其の大危を慮るを知らずして、其の小勤を愛む者なり。昔、漢祖、幸に已に自ら三秦の地を有てるに、何ぞ關を閉ぢ險を守りて以て自ら娛樂せずして、空しく出でて楚を攻め、身には創痕を被り、介冑には蟻蝨を生じ、將士は困苦に厭けるや。豈に鋒刃を甘んじて安寧を忘るるならんや。長久には兩つながら存するを得ざるを慮る者なるのみ。毎に 荆邯が公孫述に説くに進取の圖を以てせしを鑒み、近くは 家叔父が賊と争競するの計を表陳せしを見、未だ嘗て喟然として歎息せずんばあらざるなり。夙夜反側し、慮る所此の如し。故に聊か愚言を疏し、以て一二君子の末に達す。若し一朝にして隕没し、志盡立たずんば、來世をして我が憂ふる所後に思ふ可きを知らしむるを貴ぶのみ」と。衆人、皆心に以て不可と爲すと雖も、然れども敢て復た難するもの莫し。丹陽の太守聶友、素より恪と善し。書を以て恪を諫めて曰はく、(一)『大行皇帝 本、東關を遏むるの計有りしが、計未だ施行せざりき。(二)寇遠く自ら送り、將士、威徳に憑頼し、身を出し命を用ひ、一旦、非常の功有り。豈に宗廟の神靈・社稷の福に非ずや。宜しく且く兵を案じ銳を養ひ、釁を觀て動くべし。今、此の勢に乗じ、復た大に出でんと欲す。天時未だ可ならず。而るに苟くも盛意に任せば、私心以て安からずと

- 【一】 荆邯云云。四十二卷漢の光武建武六年に見ゆ。
- 【二】 家叔父。諸葛亮をいふ。亮の表は七十一卷明帝太和二年に見ゆ。
- 【三】 吳主の喪、未だ年を踰えず、故にこれを大行皇帝と稱す。
- 【四】 寇云云。魏の兵遠く來りて自ら死を送るをいふ。

爲す」と。恪、(一)論の後に題し、書を爲りて友に答へて曰はく、『足下、自然の理有りと雖も、然れども未だ 大數を見ず。此の論を熟省せば、以て開悟す可し』と。滕胤、恪に謂つて曰はく、『君、伊・霍の託を受け、入りては本朝を安んじ、出でては疆敵を摧き、名聲、海内に振ひ、天下、震動せざるもの莫し。萬姓の心、君に蒙りて息を得んことを冀ふ。今、猥に 勞役の後を以て、師を興して出征せば、民疲れ力屈し、(二)遠主備ふる有らん。若し城を攻めて・克たず、野略して・獲る無くば、是れ前勞を喪うて後責を招くなり。甲を案じ師を息め・隙を觀て動くに如かず。且つ兵は大事なり。事は衆を以て濟る。衆苟くも悦ばずんば、君獨り之に安んせんや』と。恪曰はく、『諸の「不可なり」と云ふは、皆、計算を見ず、居を懷ひ苟くも安んずる者なり。而るに子復た以て然りと爲す。吾、何をか望まんや。夫れ曹芳の關劣なるを以てして、政、私門に在り。彼の民臣、固より離心有り。今、吾、國家の資に因り、戰勝の威に藉らば、則ち何に往きてか克たざらんや』と。三月、恪、大に州郡の二十萬の衆を發し、復た入寇す。滕胤を以て都下督と爲し、留事を統ぶるを掌らしむ。

夏四月、大赦す。

漢の姜維、自ら、西方の風俗に 練せりと以ひ、兼ねて其の才武を負み、

- 【一】 論。即ち前に著して以て衆に諭す所の論。
- 【二】 大數。勝負存亡の大數。
- 【三】 伊霍。伊尹、霍光。
- 【四】 勞役。内には山陵營作の事有り、外には東關の師有りしをいふ。
- 【五】 遠主。魏をいふ。
- 【六】 私門。司馬氏をいふ。
- 【七】 練は熟知する也。姜維は本と天水の冀の人、故に自ら、西方の風俗を熟知せりと以爲ふ也。

諸羌胡を誘うて以て羽翼と爲さんと欲し、謂へらく、隴より以西は、斷ちて有す可しと。軍を興して大舉せんと欲する毎に、費禱常に裁制して、從はず、其の兵を與ふること萬人に過ぎず、曰はく、「吾等、丞相に如かざることも、亦已だ遠し。丞相すら猶ほ中夏を定むる能はざりき。況んや吾等をや。且く國を保ち民を治め、謹んで社稷を守るに如かず。其の功業の如きは、以て能者を俟たん。微倖を希冀して、成敗を一舉に決するを爲す無かれ。若し志の如くならずんば、之を悔ゆとも及ぶ無からん」と。禱が死するに及びて、維、其の志を行ふを得、乃ち數萬人を將ゐて、石營に出で、(三)狄道を圍む。

吳の諸葛恪、入りて淮南に寇し、民人を驅略す。諸將、或は恪に謂つて曰はく、「今、軍を引き深く入らば、疆場の民、必ず相率ゐて遠く遁れ、恐らくは兵勞して功少からん。止まりて(二)新城を圍むに如かじ。新城困し、救必ず至らん。至りて之を圖らば、乃ち大に獲可からん」と。恪、其の計に従ひ、五月、軍を還して新城を圍む。太尉司馬孚に詔して、軍二十萬を督し、往きて之に赴かしむ。大將軍師、虞松に問うて曰はく、「今、東西に事有り、二方皆急なり。而して諸將、意沮む。之を若何せん」と。松曰はく、「昔、(三)周亞夫、壁を昌邑に堅くし、而し

- 【三】丞相。諸葛亮をいふ。
- 【四】石營。董亭の西南に在り。甘肅省蘭山道舊鞏昌府内。蓋し維、武都より石營に出づる也。
- 【五】狄道。縣の名、隴西郡に屬す。今の甘肅省蘭山道狄道縣の地。
- 【六】新城。即ち合肥の新城。
- 【七】東西云云。吳が東のかた淮南を攻め、蜀が西のかた隴西を攻むるを謂ふ。
- 【八】周亞夫云云。十六卷漢の景帝二年に見ゆ。

て吳楚自ら敗れぬ。事、弱きに似て強き有り。察せざる可からざるなり。今、恪、其の銳衆を悉し、以て暴を肆にするに足り、而も坐ながら新城を守るは、以て(我)致して一戦せんと欲するのみ。若し城を攻むるも拔けず、戦を請ふも可かずんば、師老れ衆疲れ、勢將に自ら走らんとす。諸將の徑に進まざるは、乃ち公の利なり。姜維は、重兵を有し、而して縣軍、恪に應じ、(二)我が麥を投食す。深根の寇に非ざるなり。且つ謂へらく、我、力を東に并す、西方必ず虚ならんと。是を以て徑に進むなり。今若し關中の諸軍をして、道を倍して急に赴き、其の不意に出でしめば、殆ど將に走らんとす」と。師曰はく、「善し」と。乃ち郭淮・陳泰をして、關中の衆を悉して、狄道の圍を解かしめ、母丘儉に救して、兵を案じて自ら守り、新城を以て吳に委せしむ。陳泰進みて(三)洛門に至る。姜維、糧盡き、退き還る。揚州の牙門の將涿郡の張特、新城を守る。吳人、之を攻むること連月、城中の兵、合はせて三千人、疾病戦死する者半に過ぎ。而して恪、土山を起し、急に攻む。城將に陥らんとし、護る可からず。特乃ち吳人に謂つて曰はく、「今、我、復た戦ふに心無きなり。然れども魏の法、攻めらるること百日を過ぎて、而も救至らざる者は、降ると雖も、家は(罪)坐せず。敵を受けてより以來、已に九十餘日なり。此の城中、本四千餘人有り。戦死する者已に半を過ぎ。城、陥ると雖も、尙ほ半人の降るを欲せざる有り。我、當

- 【二】我が麥を投食す。維の軍は後に糧食を運送する無く、兵を魏の地に投じて、其の麥を以て食と爲さんとするのみなるをいふ。
- 【三】洛門。天水の鞏縣の洛門聚。今の甘肅省渭川道通渭縣に在り。

に還りて爲めに相語り、善惡を條別し、明日早く名を送るべし。且く我が印綬を以て、去りて信と爲せ」と。乃ち其の印綬を投じて之に與ふ。吳人、其の辭を聽し、而して印綬を取らず。特乃ち夜に投じて、諸の屋材を徹し、其の缺を桐補し、二重と爲す。明日、吳人に謂つて曰はく、「我、但だ鬪死有るのみ」と。吳人大に怒り、進みて之を攻む。拔く能はず。會、大に暑く、吳士疲勞し、水を飲み、泄下し、腫し、病む者大半にして、死傷、地に塗る。諸營の吏、日に病を白す者多し。恪、以て詐と爲し、之を斬らんと欲す。是より、敢て言ふもの莫し。恪、内に失計を惟ひ、而して城の下らざるを恥ぢ、忿、色に形はる。將軍朱異、軍事を以て恪に進ふ。恪立ちどころに其の兵を奪ひ、斥けて建業に還す。都尉蔡林、數、軍計を陳ぶ。恪、用ふる能はず。(林)馬に策うちて(魏)來奔す。諸將、吳の兵已に疲れたるを伺ひ知り、乃ち救兵を進む。秋七月、恪、軍を引きて去る。士卒傷病し、道路に流曳し、或は坑壑に頓仆し、或は略獲せられ、存亡哀痛し、大小嗟呼す。而して恪、晏然として自若たり。出でて江渚に住まること一月、田を潯陽に起さんと圖る。(三六)詔召相銜む。徐ろに乃ち師を旋す。是に由りて衆庶、望を失ひ、怨讟興る。汝南の太守鄧艾、司馬師に言つて曰はく、

- 【三二】徹。撤なり。
- 【三三】泄下。下痢。
- 【三四】流腫。脚の腫るる病。
- 【三五】流曳。流は離散する也。
- 【三六】曳は羸困して自ら扶くる能はず、相牽引して行く也。
- 【三七】頓仆。つまづき、たふる。
- 【三八】江渚。渚は水中の洲なり。
- 【三九】潯陽。漢の尋陽故縣の地にして、大江の北に在り。故城は今の湖北省江漢道黄梅縣の界に在り。
- 【四〇】詔召相銜む。召命相繼ぐを言ふ。

「孫權已に没し、大臣未だ附かず、吳の名宗大族、皆、部曲有り、兵を阻み執に仗り、以て命に違ふに足る。諸葛恪、新に國政を乗り、而して内に其の主無く、上下を撫恤して以て根基を立つるを念はず、外事を競ひ、其の民を虐用し、國の衆を悉して、堅城に頓らし、死する者萬數、禍を載せて歸る。此れ恪が罪を獲るの日なり。昔、子胥、吳起、商鞅、樂毅は、皆、時君に任せられ、主没して猶ほ敗れき。況んや恪の才は四賢に非ず、而も大患を慮らず、其の亡びんこと待つ可きなり」と。八月、吳の軍、建業に還る。諸葛恪、兵を陳して導從し、歸りて府館に入る。即ち中書令孫暉を召し、聲を厲まして謂つて曰はく、「卿等、何ぞ敢て數、妄に詔を作れる」と。嘿、惶懼して辭して出で、病に因りて家に還る。恪が征行の後、曹が奏署する所、令長、職司をば、一に更に罷選す。愈、威嚴を治め、罪責する所多し。進見に當る者、竦息せざるは無し。又、宿衛を改易し、其の親近を用ふ。復た兵嚴を敕し、青、徐に向はんと欲す。孫峻、民の多く怨み、衆の嫌ふ所に因り、恪を吳主に構へて云はく、「變を爲さんと欲す」と。冬十月、孫峻、吳主と謀り、酒を置きて恪を請ふ。恪、將に入らんとするの

- 【三六】詔召相銜む。詔召相銜む。
- 【三七】潯陽。漢の尋陽故縣の地にして、大江の北に在り。故城は今の湖北省江漢道黄梅縣の界に在り。
- 【三八】詔召相銜む。召命相繼ぐを言ふ。
- 【三九】潯陽。漢の尋陽故縣の地にして、大江の北に在り。故城は今の湖北省江漢道黄梅縣の界に在り。
- 【四〇】詔召相銜む。詔召相銜む。
- 【四一】子胥。伍子胥、吳王闔閭に信任せらる。閭闔死し、夫差、其言を用ふる能はずしてこれを殺す。
- 【四二】吳起。一卷周の安王二十一年に見ゆ。
- 【四三】商鞅。二卷顯王二十一年に見ゆ。
- 【四四】樂毅。四卷赧王三十六年に見ゆ。
- 【四五】府館。府舎なり。
- 【四六】卿等云云。其の數、詔を作りにてこれを召せるを怒るなり。
- 【四七】曹。選曹をいふ。
- 【四八】一に云云。一切罷免して更に選任する也。
- 【四九】兵嚴を敕す。兵士を戒めて、嚴装せしむる也。

夜、(四)精爽擾動し、通夕寐ねず。又、家に數、妖怪有り。恪、之を疑ふ。旦日、車を宮門に駐む。峻已に兵を帷中に伏し、恪が時に入らずして事泄れんことを恐れ、乃ち自ら出でて恪を見て曰はく、「使君、若し尊體安からずんば、自ら後を須つ可し。峻當に具に主上に白すべし」と。以て恪の意を嘗み知らんと欲す。恪曰はく、「當に自ら力めて入るべし」と。散騎常侍張約・朱恩等、密書を恪に與へて曰はく、「今日の張設は常に非ず。疑ふらくは他故有らん」と。恪、書を以て膝胤に示す。胤、恪に還るを勸む。恪曰はく、「兒輩、何ぞ能く爲さん。正に恐らくは酒食に因りて人にてんとせんのみ」と。恪入り、劍履して殿に上り、進み謝して坐に還る。酒を設く。恪疑うて未だ飲まず。孫峻曰はく、「使君、病、未だ善平ならず。常服の藥酒有らば、之を取る可し」と。恪、意乃ち安んじ、別に齋す所の酒を飲む。(酒)數行にして、吳主、内に還る。峻起ちて廁に如き、長衣を解き、短服を著け、出でて曰はく、「詔有り、諸葛恪を收ふ」と。恪驚き起ち、劍を抜かんとして未だ得ず、而して峻の刀交下る。張約、旁より峻を斫る。裁に左手を傷つく。峻、手に應じて約を斫り、右臂を斷つ。(五)武衛の士、皆、趨りて殿に上る。峻曰はく、「取る所の者は恪なり。今已に死せり」と。悉く、刃を復せしむ。乃ち地を除うて更に飲む。恪の二子竦・建、難を聞き、

- 【四】 精爽擾動。精爽は、たましひ。擾動は、安からざる也。胸騒ぎする也。
- 【五】 當に云云。當に自ら疾を力めて入りて吳主に見ゆべし。
- 【六】 善平。全快する也。
- 【七】 武衛の士は武衛將軍これを領す。
- 【八】 刃を復せしむ。刃を鞘に納めしむる也。

其の母を載せ、(三)來犇せんと欲す。峻、人をして追うて之を殺さしむ。葦席を以て恪の尸を裹み、譽を篋束し、之を石子岡に投ず。又、無難の督施寬を遣はし、將軍施績、孫壹の軍に就き、恪の弟奮威將軍融を公安に殺し、其の三子に及ぶ。恪の外甥都郷侯張震・常侍朱恩、皆、三族を夷げらる。臨淮の臧均、表して恪を收め葬らんとことを乞うて曰はく、「震雷電激するも、一朝を崇へず、大風衝發するも、日を極むる有る希なり。然も猶ほ之に繼ぐに雲雨を以てし、因つて以て物を潤す。是れ則ち天地の威、日を経辰に決る可からず。帝王の怒、宜しく情を訖し意を盡すべからず。臣、狂愚を以て、忌諱を知らず、敢て破滅の罪を冒し、以て風雨の會を邀ふ。伏して念ふに、故の太傅諸葛恪、罪積り惡盈ち、自ら夷滅を致す。父子三首、市に梟せらるること日を積む。觀る者數萬、冒聲、風を成す。國の大刑、震はざる所無く、長老孩幼、畢く見ざるは無し。人情の品物に於ける、樂極まれば則ち哀生ず。恪の貴盛なるを見るに、世、與に貳ぶもの莫く、身、台輔に處り、中間、年を歴たり。今の誅夷は、禽獸に異なる莫し。觀訖りて情反す。能く愴然たらざらんや。且つ已に死するの人は、土壤と域を同じうし、鑿掘斫刺も、復た加ふる所無し。願はくは聖

- 【三】 葦席。割りたる竹にて束める也。
- 【四】 石子岡。今の江蘇省金陵道江寧縣の南に在り。
- 【五】 施績。時に江陵に在り。
- 【六】 孫壹。時に夏口に在り。
- 【七】 崇。終ふる也。
- 【八】 辰に決る。十二日の間續くこと。辰は十二辰なり。決は周きなり。
- 【九】 訖。盡す也。
- 【一〇】 破滅。家を破り身を滅ぼす也。
- 【一一】 品物。衆物。
- 【一二】 愴然。哀痛する貌。

朝、則を乾坤に稽へ、怒、句を極めず、其の郷邑若しくは故の吏民をして、收むるに【三】士伍の服を以てし、恵むに【四】三寸の棺を以てせしめんことを。昔【五】項籍、殯葬の施を受け、韓信【六】收斂の恩を獲たり。斯れ則ち漢高、神明の譽を發するなり。惟だ陛下【七】三皇の仁を敦くし、哀矜の心を垂れ、國澤をして幸戮の骸に加はり、復た已まざるの恩を受けしめ、於に以て遐方に揚聲し、天下を沮勸せば、豈に大ならずや。昔【八】欒布、命を彭越に矯む。臣竊に之を恨む。先づ主上に請はずして、名を専らにして以て情を肆にせば、其の誅せられざるを得るは、實に幸と爲すのみ。今、臣、敢て愚情を章宣して以て天恩を露さざらんや。謹んで伏して手書し、冒昧して陳聞す。乞ふ聖明哀察せよ」と。是に於て吳主及び孫峻、恪の故吏の斂葬するを聽す。初め恪、少きとき盛名有り。大帝深く之を器重す。而して恪の父瑾、常に以て戚と爲し、曰はく、「家を保つの主に非ざるなり」と。父の友奮威將軍張承も亦以爲はく、「恪必ず諸葛氏を敗らん」と。陸遜嘗て恪に謂つて曰はく、「我が前に在る者は、吾、必ず之を奉じて同じく升り、我が下に在る者は、則ち之を扶接す。今、君を觀るに、氣、其の上を陵ぎ、意、下を蔑にす。徳を安んずるの基に非ざるなり」と。

九〇

【三】 士伍。秦漢の制、官爵を奪はるる者は士伍と爲す。
【四】 三寸。薄き板をいふ。
【五】 項籍云云。項籍を葬ること、十一卷漢の高帝五年に見ゆ。
【六】 收斂。收めて斂葬するなり。
【七】 三皇の仁。上古、屍はただ原野に棄てしのみ。後世聖人これに易ふるに棺槨を以てす。此れ謂はゆる三皇の仁なり。
【八】 欒布云云。十二卷漢の高帝十一年に見ゆ。
【九】 冒昧。其の死罪を冒昧する也。

漢の侍中諸葛瞻は、亮の子なり。恪が再び淮南を攻むるや、越雋の太守張嶷、瞻に書を與へて曰はく、「東主初めて崩じ、帝實に幼弱なり。太傅、寄託の重きを受く。亦、何ぞ容易ならん。親しくして周公の才有るすら、猶ほ管蔡の流言の變有り。霍光、任を受くるも、亦、燕蓋・上官の逆亂の謀有り。成昭の明に頼り、以て斯の難を免れしのみ。昔毎に聞く、東主、殺生賞罰を、下人に任せずと。又、今、没するに垂なんとするの命を以て、卒に太傅を召し、屬するに後事を以てす。誠に實に慮る可し。加ふるに吳楚の剽急なるは、乃ち昔の記する所なり。而るに太傅、少主を離れ、敵庭を履むは、恐らくは良計長算に非ざらん。東家の綱紀肅然として、上下輯睦すと云ふと雖も、百に一失有らば、明者の慮に非ざるなり。古を取りて今に則とすれば、今は則ち古なり。郎君が忠言を太傅に進むるに非ざるよりは、誰か復た言を盡す者有らんや。軍を旋し農を廣め、務めて徳惠を行はば、數年の中に、東西竝に舉らんこと、實に晩からずと爲す。願はくは深く採察せよ」と。恪果して此を以て敗る。吳の羣臣共に議して上奏し、孫峻を推して太尉と爲し、滕胤を司徒と爲さんとす。峻に

九一

【一〇】 東主。吳は蜀の東に在り、故に其の君を謂つて東主と爲す。
【一一】 帝。吳主亮をいふ。
【一二】 太傅。諸葛恪、吳の太傅たり。
【一三】 周公の才にして、叔父の親あるすら、管蔡の流言を免るる能はず。
【一四】 霍光云云。二十三卷漢の昭帝元鳳元年に見ゆ。
【一五】 成昭。成王、昭帝。
【一六】 剽急。輕疾性急。周亞夫曰く、吳楚は剽輕なりと。太史公曰く、楚の俗は剽輕にして發怒し易しと。漢より以來皆、此の言あり。
【一七】 東家。吳を謂ふ。
【一八】 郎君。漢より以來、門生故吏、率れ恩門の子弟を稱して郎君と爲す。

媚ぶる者有り、言つて曰はく、「萬機は宜しく公族に在るべし。若し承嗣を亞公と爲さば、聲名素より重く、衆心の附く所なれば、量る可からざるなり」と。乃ち峻を表して丞相・大將軍と爲し、中外の諸軍事を督せしめ、又、御史大夫を置かず。是に由りて、士人、望を失ふ。滕胤の女、恪の子竦の妻たり。胤、此を以て位を辭す。孫峻曰はく、「蘇禹は、罪、相及ばず。滕公何爲るぞ」と。峻、胤と、内は、沾治せずと雖も、而も外は相苞容し、胤の爵を高密侯に進め、事を共にすること前の如し。齊王奮、諸葛恪・誅せらるると聞き、下りて蕪湖に住まり、建業に至りて變を見んと欲す。傅相謝慈等諫む。奮、之を殺す。坐して廢せられて庶人と爲り、(一)章安に徙さる。南陽王和の妃張氏は、諸葛恪の甥なり。是より先、恪、遷都の意有り、武昌宮を治めしむ。民間或は言ふ、「恪、和を迎へて之を立てんと欲す」と。恪が誅せらるるに及びて、丞相峻、此に因りて、和の(二)璽綬を奪ひ、新都に徙す。又、使者を遣はし、追うて死を賜ふ。初め和の妾何氏、子皓を生み、諸姬の子、徳・謙・俊あり。和將に死せんとし、張妃と別る。妃曰はく、「吉凶當に相隨ふべし。終に、獨り生きず」と。亦自殺す。何姬曰はく、「若し皆從つて死せば、誰か當に孤を字ふべき」と。遂に皓及び其の三弟を撫育す。皆、頼りて以て全きを獲たり。

高貴郷公上

(三) 正元元年、春二月、中書令李豐を殺す。初め豐、年十七八、已に清名有り、海内・翕然として之を稱す。其の父太僕恢、其の然るを願はず、敕して・門を閉ぢ客を斷たしむ。曹爽、政を専らにし、司馬懿、疾と稱して・出でざるや、豐、尙書僕射たり、二公の間に依違す。故に爽と同じく誅せられず。豐の子韜、選を以て、齊の長公主に尙す。司馬師、政を乗るや、豐を以て中書令と爲す。是の時、太常夏侯玄、天下の重名有り、曹爽の親なるを以て、執任に在るを得ず、居常快快たり。張緝、後の父なるを以て、郡を去りて家居し、亦、意を得ず。豐、皆之と親善なり。師、豐を擢用すと雖も、豐の私心、常に玄に在り。豐、中書に在ること二歳、帝、數、豐を召して與に語る。説く所を知らず。師、其の己を議するを知り、豐を請うて相見、以て豐を詰る。豐、實を以て告げず。師怒り、刀鏝を以て之を築殺し、尸を送りて廷尉に付す。遂に豐の子韜及び夏侯玄・張緝等を收へ、皆、廷尉に下す。鍾毓・案治す。(獄辭)云はく、「豐、

- 【一】 諱は暉、字は彦士、文帝の孫東海の定王霖の子なり。正始五年、高貴郷公に封ぜらる。高貴郷は郡縣に屬す。
- 【二】 正元元年。西紀二五四年なり。是の年は嘉平六年なり。冬十月、高貴郷公、方めて正元と改元す。通鑑、是の年を以て高貴郷公に繫く、因つて正元元年と書す。
- 【三】 曹爽云云。前卷郭芝萬云。正始八年九年に見ゆ。
- 【四】 齊の長公主。帝の姉妹を長公主と曰ふ。齊主は蓋し明帝の女なり。
- 【五】 執任。權勢の任。
- 【六】 張緝が東莞より召さるること前卷嘉平四年に見ゆ。
- 【七】 刀鏝。刀の把の上に鏝有り。
- 【八】 築殺。搦き殺す。

黃門監蘇鑠、永寧署令樂敦、宥從僕射劉賢等と謀りて曰はく、「貴人を拜するの日、諸營兵、皆、門に屯し、陛下、軒に臨まん。此に因りて、同に陛下を奉じ、羣僚人兵を將りて、就きて大將軍を誅せん。陛下、儻し人に從はずんば、便ち當に劫して將る去るべきのみ」と。又云はく、「玄を以て大將軍と爲し、緝を車騎將軍と爲さんと謀れり。玄、緝、皆、其の謀を知れり」と。庚戌、韜・玄、緝・鑠・敦賢を誅し、皆、三族を夷ぐ。夏侯霸が蜀に入るや、玄を邀へ、之と俱にせんと欲す。玄從はず。司馬懿が薨するに及びて、中領軍高陽の許允、玄に謂つて曰はく、「復た憂ふる無し」と。玄、歎じて曰はく、「士宗、卿、何ぞ事を見ざるや。此の人は、猶ほ能く通家の年少を以て我を遇せり。子元、子上は、吾を容れざるなり」と。獄に下るに及びて、玄、肯て辭を下さず。鍾毓自ら臨みて之を治す。玄、色を正しうして毓を責めて曰はく、「吾、何の罪にか當らん。卿、令史と爲りて人を責むるならば、卿便ち吾が爲めに作れ」と。毓、玄が名士にして、節高くして屈す可からず。而して獄當に、竟ふべきを以て、夜、爲めに辭を作り、事と相附かしめ、涕を流して以て玄に示す。玄視て之を領く。

- 【九】 漢に黃門令あり、宦者、れと爲る。黃門監は蓋し魏置く也。永寧宮は魏の太后の宮の名、永寧署令は太后の宮の官、亦、宦者これと爲る。
- 【一〇】 門。宮城の門。
- 【一一】 軒に臨む。檐宇の末を軒と曰ふ。御座を促して前みて殿陛に臨むを、軒に臨むと曰ふ。
- 【一二】 夏侯霸云云。前卷嘉平元年に見ゆ。
- 【一三】 士宗。許允の字。
- 【一四】 事を見ず。事を曉らざる也。
- 【一五】 此の人。司馬懿をさす。
- 【一六】 子元。司馬師の字。
- 【一七】 子上。司馬昭の字。
- 【一八】 令史。漢より以來、公府には令史有り、廷尉には則ち獄史有るのみ。玄蓋し毓を責めて、九卿の身を以て、乃ち公府の指を承けて、自ら臨みて我を治するは、是れ公府の令史と爲りて人を責むるなりと言ふ也。
- 【一九】 竟。終決する也。
- 【二〇】 爲めに云云。爲めに獄辭を作りて、案する所の事と相附合せしむる也。
- 【二一】 發。發覺する也。
- 【二二】 今云云。兄に從つて罪に坐するは、一身に止まる。若し吳に奔りて違せずんば、禍、妻子に及ぶべきをいふ。
- 【二三】 孝懿。李恢の字。
- 【二四】 君謀。郭智の字。
- 【二五】 太初。夏侯玄の字。

み。東市に就くに及びて、顔色、變せず、舉動・自若たり。李豐の弟翼、兖州の刺史たり。司馬師、使を遣はして之を收へしむ。翼の妻荀氏、翼に謂つて曰はく、「中書の事、發せり。詔書未だ至らざるに及びて吳に赴くべし。何爲れぞ坐ながら死亡を取らん。左右の同じく水火に赴く可き者は、誰とか爲す」と。翼思うて未だ答へず。妻曰はく、「君、大州に在り、與に死生を同じくす可き者を知らず。去ると雖も亦免れじ」と。翼曰はく、「二兒小なり。吾、去らじ。今但だ從坐して身死せんのみ。二兒は必ず免れん」と。乃ち止まりて死す。初め李恢、尙書僕射杜畿及び東安の太守郭智と善し。智の子冲は、内實有りて而も外觀無く、州里、稱せざるなり。冲嘗て李豐と俱に畿を見る。既に退く。畿、歎じて曰はく、「孝懿は子無し。徒に子無きのみに非ず、殆ど將に家無からんとす。君謀は死せずと爲すなり。其の子、其の業を繼ぐに足る」と。時の人、皆、畿を以て誤れりと爲す。豐が死するに及びて、冲、代郡の太守と爲り、卒に父の業を繼ぐ。正始中、夏侯玄・何晏・鄧颺、俱に盛名有り。尙書郎傅嘏に交はらんと欲す。嘏受けず。嘏の友人荀粲、怪しみて之を問ふ。嘏曰はく、「太初は、志、其の量を大にし、能く虚聲に合すれども、而も

實才無し。何平叔は、言遠くして而も情近く、辯を好みて而も誠無し。謂はゆる利口にして邦國を覆すの一人なり。鄧玄茂は爲す有りて而も終無く、外は名利を要め、内は關鑰無く、同を貴び異を惡み、多言にして前むを妬む。多言なれば釁多く、前むを妬めば親無し。吾を以て此の三人の者を觀るに、皆、將に家を敗らんとす。之に遠ざかるとも猶ほ禍の及ばんことを恐る。況んや之に昵くをや」と。赧、又、李豐と善からず、同志に謂つて曰はく、「豐は偽を飾りて疑多く、小智に矜りて權利に味し。若し機事に任せば、其の死せんこと必せり」と。

辛亥、大赦す。

三月、皇后張氏を廢す。夏四月、皇后王氏を立つ。奉車都尉 夔之の女なり。

狄道の長李簡、密書して降を漢に請ふ。六月、姜維、隴西に寇す。

中領軍許允、素より李豐・夏侯玄と善し。秋、允を鎮北將軍と爲し、節を假し、河北の諸軍事を都督せしむ。帝、允が當に出づべきを以て、詔して羣臣を會し、帝、特に允を引き以て自ら近づく。允、帝と別るるに當りて、涕泣獻歎す。允未だ發せず、有司奏す、「允前に官物を放散せり」と。收へて廷尉に付し、樂浪に徙す。未だ至らず、道にして死す。

- 【一】 何平叔。何晏、字は平叔。
- 【二】 利口云云。論語の陽貨篇に、孔子曰はく、利口の、邦家を覆すを惡むと。
- 【三】 鄧玄茂。字は玄茂。
- 【四】 前む云云。己に勝るを忌むときは、これに親しむ者無し。
- 【五】 夔之の之の字は衍なり。

吳の孫峻、驕矜淫暴にして、國人、目を側つ。司馬桓慮、峻を殺し、太子登の子吳侯英を立てんと謀り、克たず。皆死す。

帝、李豐が死せるを以て、意殊だ平かならず。安東將軍司馬昭、許昌に鎮す。詔して之を召し、姜維を撃たしむ。九月、昭、兵を領して入りて見ゆ。帝、平樂觀に幸し、以て軍の過ぐるに臨む。左右、帝に勸む、「昭の辭するに因りて之を殺し、兵を勒して以て大將軍を退げよ」と。己に詔を前に書す。帝懼れ、敢て發せず。昭、兵を引きて城に入る。大將軍師、乃ち帝を廢せんと謀る。甲戌、師、皇太后の令を以て、羣臣を召して會議し、以はく、「帝、荒淫にして度無く、倡優を褻近す。以て天緒を承く可からず」と。羣臣、皆、敢て違ふもの莫し。乃ち奏して帝の璽綬を收め、藩に齊に歸らしめんとし、「郭芝をして入りて太后に白さしむ。太后方に帝と對坐す。芝、帝に謂つて曰はく、「大將軍、陛下を廢して、彭城王據を立てんと欲す」と。帝乃ち起ち去る。太后悦ばず。芝曰はく、「太后、子有りて教ふる能はず。今、大將軍の意已に成り、又、兵を外に勒し、以て非常に備ふ。但だ當に旨に順ふべし。將た復た何をか言はん」と。太后曰はく、「我、大將軍を見て口づから説く所有らんと欲す」と。芝曰はく、「何をを見る可けんや。但當に速かに璽綬を取るべし」と。太后、意折け、乃ち傍侍御を遣はして璽綬を取らしめ、坐側に著く。芝出でて師に報す。師甚だ喜ぶ。又、使

- 【一】 平樂觀。洛陽城西に在り。
- 【二】 皇太后云云。太后の令を矯めて以て羣臣を召すなり。

者を遣はして帝に齊王の印綬を授けしめ、出でて西宮に就かしむ。帝、太后と、涕を垂れて別る。遂に王車に乗り、太極殿より南に出づ。

羣臣送る者數十人、司馬孚、悲、自ら勝へず、餘、涕を流すもの多し。(廢帝時)師、又、使者をして璽綬を太后に請はしむ。太后曰はく、『彭城王は我の季叔なり。今、來りて立たば、我當に何にか之くべき。且つ明皇帝、當に永く嗣を絶つべけんや。』高貴郷公は、文帝の長孫、明皇帝の弟の子なり。禮に於て、小宗、大宗に後たるの義有り。其れ詳かに之を議せよ」と。丁丑、師、更に羣臣を召し、太后の命を以て之に示し、乃ち(議)定めて高貴郷公髦を元城より迎ふ。髦は、東海の定王霖の子なり。時に年十四。太常王肅をして節を持して之を迎へしむ。師、又、(入)璽綬を(太后)請はしむ。太后曰はく、『我、高貴郷公の小時を見て之を識る。我、自ら、璽綬を以て手づから之に授けんと欲す』と。冬十月己丑、高貴郷公、玄武館に至る。羣臣奏して、前殿に舍せんと請ふ。公、先帝の舊處なるを以て、避けて西廂に止まる。羣臣、又、法駕を以て迎へんと請ふ。公聽かず。庚寅、公、洛陽に入る。羣臣迎へて西掖

者を遣はして帝に齊王の印綬を授けしめ、出でて西宮に就かしむ。帝、太后と、涕を垂れて別る。遂に王車に乗り、太極殿より南に出づ。羣臣送る者數十人、司馬孚、悲、自ら勝へず、餘、涕を流すもの多し。(廢帝時)師、又、使者をして璽綬を太后に請はしむ。太后曰はく、『彭城王は我の季叔なり。今、來りて立たば、我當に何にか之くべき。且つ明皇帝、當に永く嗣を絶つべけんや。』高貴郷公は、文帝の長孫、明皇帝の弟の子なり。禮に於て、小宗、大宗に後たるの義有り。其れ詳かに之を議せよ」と。丁丑、師、更に羣臣を召し、太后の命を以て之に示し、乃ち(議)定めて高貴郷公髦を元城より迎ふ。髦は、東海の定王霖の子なり。時に年十四。太常王肅をして節を持して之を迎へしむ。師、又、(入)璽綬を(太后)請はしむ。太后曰はく、『我、高貴郷公の小時を見て之を識る。我、自ら、璽綬を以て手づから之に授けんと欲す』と。冬十月己丑、高貴郷公、玄武館に至る。羣臣奏して、前殿に舍せんと請ふ。公、先帝の舊處なるを以て、避けて西廂に止まる。羣臣、又、法駕を以て迎へんと請ふ。公聽かず。庚寅、公、洛陽に入る。羣臣迎へて西掖

【三】 倡優。女樂。
【四】 郭芝。太后の従父。これを入して太后を脅さしむるなり。

【三三】 彭城王據。文帝の子。

【三五】 傍侍御。當時太后の傍側に在りたる侍御。

【三七】 王車。諸王の乗る所の青蓋車。

【三八】 高貴郷公。文帝の黃初三年、初めて制して、王の庶子を封じて郷公と爲し、嗣王の

庶子を侯公と爲し、公侯の庶子を亭伯と爲す。

【元】 小宗云。世嫡を大宗と爲し、支子の子、各其の父を宗とするを小宗と爲す。禮に、王后、嗣無きときは、擇びて支子を立てて以て太宗を繼がしむ。

【四〇】 元城。縣の名、今の直隸省大名道大名縣の地。

【四二】 玄武館。洛城の北に在り。

【四三】 前殿。玄武館の前殿。

庶子を侯公と爲し、公侯の庶子を亭伯と爲す。

【元】 小宗云。世嫡を大宗と爲し、支子の子、各其の父を宗とするを小宗と爲す。禮に、王后、嗣無きときは、擇びて支子を立てて以て太宗を繼がしむ。

【四〇】 元城。縣の名、今の直隸省大名道大名縣の地。

【四二】 玄武館。洛城の北に在り。

【四三】 前殿。玄武館の前殿。

庶子を侯公と爲し、公侯の庶子を亭伯と爲す。

【元】 小宗云。世嫡を大宗と爲し、支子の子、各其の父を宗とするを小宗と爲す。禮に、王后、嗣無きときは、擇びて支子を立てて以て太宗を繼がしむ。

【四〇】 元城。縣の名、今の直隸省大名道大名縣の地。

【四二】 玄武館。洛城の北に在り。

【四三】 前殿。玄武館の前殿。

庶子を侯公と爲し、公侯の庶子を亭伯と爲す。

【元】 小宗云。世嫡を大宗と爲し、支子の子、各其の父を宗とするを小宗と爲す。禮に、王后、嗣無きときは、擇びて支子を立てて以て太宗を繼がしむ。

【四〇】 元城。縣の名、今の直隸省大名道大名縣の地。

【四二】 玄武館。洛城の北に在り。

【四三】 前殿。玄武館の前殿。

庶子を侯公と爲し、公侯の庶子を亭伯と爲す。

【元】 小宗云。世嫡を大宗と爲し、支子の子、各其の父を宗とするを小宗と爲す。禮に、王后、嗣無きときは、擇びて支子を立てて以て太宗を繼がしむ。

【四〇】 元城。縣の名、今の直隸省大名道大名縣の地。

【四二】 玄武館。洛城の北に在り。

【四三】 前殿。玄武館の前殿。

庶子を侯公と爲し、公侯の庶子を亭伯と爲す。

【元】 小宗云。世嫡を大宗と爲し、支子の子、各其の父を宗とするを小宗と爲す。禮に、王后、嗣無きときは、擇びて支子を立てて以て太宗を繼がしむ。

【四〇】 元城。縣の名、今の直隸省大名道大名縣の地。

【四二】 玄武館。洛城の北に在り。

【四三】 前殿。玄武館の前殿。

庶子を侯公と爲し、公侯の庶子を亭伯と爲す。

【元】 小宗云。世嫡を大宗と爲し、支子の子、各其の父を宗とするを小宗と爲す。禮に、王后、嗣無きときは、擇びて支子を立てて以て太宗を繼がしむ。

【四〇】 元城。縣の名、今の直隸省大名道大名縣の地。

【四二】 玄武館。洛城の北に在り。

【四三】 前殿。玄武館の前殿。

庶子を侯公と爲し、公侯の庶子を亭伯と爲す。

【元】 小宗云。世嫡を大宗と爲し、支子の子、各其の父を宗とするを小宗と爲す。禮に、王后、嗣無きときは、擇びて支子を立てて以て太宗を繼がしむ。

【四〇】 元城。縣の名、今の直隸省大名道大名縣の地。

【四二】 玄武館。洛城の北に在り。

【四三】 前殿。玄武館の前殿。

庶子を侯公と爲し、公侯の庶子を亭伯と爲す。

【元】 小宗云。世嫡を大宗と爲し、支子の子、各其の父を宗とするを小宗と爲す。禮に、王后、嗣無きときは、擇びて支子を立てて以て太宗を繼がしむ。

【四〇】 元城。縣の名、今の直隸省大名道大名縣の地。

【四二】 玄武館。洛城の北に在り。

【四三】 前殿。玄武館の前殿。

庶子を侯公と爲し、公侯の庶子を亭伯と爲す。

【元】 小宗云。世嫡を大宗と爲し、支子の子、各其の父を宗とするを小宗と爲す。禮に、王后、嗣無きときは、擇びて支子を立てて以て太宗を繼がしむ。

【四〇】 元城。縣の名、今の直隸省大名道大名縣の地。

【四二】 玄武館。洛城の北に在り。

【四三】 前殿。玄武館の前殿。

庶子を侯公と爲し、公侯の庶子を亭伯と爲す。

門の南に拜す。公、輿を下りて答拜す。僕者請うて曰はく、『儀には拜せず』と。公曰はく、『吾は人臣なり』と。遂に答拜す。止車門に至り、輿を下る。左右曰はく、『舊、乘輿して入る』と。公曰はく、『吾、皇太后の徴を被り、未だ爲す所を知らず』と。遂に歩して、太極の東堂に至り、太后に見ゆ。其の日、皇帝の位に太極の前殿に即く。百僚、位に陪する者、皆、欣欣焉たり。大赦し、改元す。齊王の爲めに宮を河内に築く。漢の姜維、狄道より進み、河間・臨洮を抜く。將軍徐質與に戦ひ、其の盪寇將軍張嶷を殺す。漢の兵乃ち還る。初め揚州の刺史文欽、驍果、人に絶る。曹爽、其の郷里なるを以ての故に、之を愛す。欽、爽の執を恃み、陵傲する所多し。爽が誅せらるるに及びて、又好みて虜級を増し、以て功賞を邀む。司馬師、常に之を抑ふ。是に由りて怨望す。鎮東將軍母丘儉、素より夏侯玄・李豐と善し。玄等が死するや、儉も亦自ら安んぜず。乃ち計を以て厚く欽を待つ。儉の子治書侍御史甸、儉に謂つて曰はく、『大人、方嶽の重任に居り、國家

【四〇】 僕者。贊導者。
【四一】 儀云云。儀に於て、當に答拜すべからず。
【四二】 吾云云。唯だ天子のみ、乘輿して正車門に入る可し。吾、方に徴を被り、未だ何如を知らず。天子を以て自ら居る可からざるなりとの意。
【四三】 河間。當に河間に作るべし。河間縣は隴西郡に屬す。
【四四】 臨洮は狄道の西に在り。姜維、狄道より西して河間・臨洮を抜くは、魏の邊縣を收めて自ら廣めんと欲する也。
【四五】 其の郷里。欽は爽の邑の人なり。
【四六】 爽誅せらる。前卷嘉平元年に見ゆ。
【四七】 虜級。捕虜と斬首。
【四八】 方嶽の重任。古は天子、四方を巡狩するとき、其の方諸侯、各一方嶽の下に會朝す。魏舜に、四岳の官有り、儉、鎮東將軍と爲り、専ら一方面に任ず。故にこれを方嶽の重任と謂ふ。

傾覆し、而も晏然として自ら守る。將に四海の責を受けんとす」と。儉、之を然りとす。

二年、春正月、儉、欽、太后の詔と矯り、兵を壽春に起し、檄を州郡に移し、以て司馬師を討つ。乃ち表して言はく、「相國懿は、忠正にして、社稷に大勳有り。宜しく宥すこと後世に及ぶべし。請ふ師を廢し、侯を以て第に就かしめ、弟昭を以て之に代らしめよ。太尉孚は、忠孝にして小心なり。護軍望は、忠公にして事を親らす。皆、宜しく親寵し、授くるに要任を以てすべし」と。望は孚の子なり。儉、又、使を遣はして鎮南將軍諸葛誕を邀へしむ。誕、其の使を斬る。儉、欽、五六萬の衆を將ゐ、淮を渡り、西して項に至る。儉堅く守り、欽をして外に在りて游兵と爲らしむ。司馬師、計を河南の尹王肅に問ふ。肅曰はく、「昔、關羽、于禁を漢濱に虜にし、北に向つて天下を争ふの志有り。後、孫權襲うて其の將士の家屬を取る。羽の士衆、一旦にして瓦解せり。今、淮南の將士の父母妻子、皆、内州に在り。但だ急に往きて禦衛し、前むを得ざらしめよ。必ず關羽の土崩の勢有らん」と。時に師新に目瘤を割き、創甚だし。或は以爲はく、「大將軍、宜しく自ら行くべからず。太尉孚を遣はして之を拒がしむるに如かず」と。唯だ王肅と、尙書傅嘏・中書侍郎鍾會とのみ、師に、自ら行かんことを勸む。師疑うて未だ

【一】孫權云云。六十八卷漢の獻帝建安二十四年に見ゆ。

【二】禦衛云云。儉の衆を禦

ぎて、進むを得ざらしめ、又、其家屬を衛る也。

決せず。嘏曰はく、「淮楚は兵勁し。而して儉等、力を負みて遠く鬪ふ。其の鋒、未だ當り易からざるなり。若し諸將、戰に利鈍有り、大勢一たび失せば、則ち公の事敗れん」と。師、蹶然として起ちて曰はく、「我、請ふ疾を興して東せん」と。戊午、師、中外の諸軍を率ゐ、以て儉、欽を討ち、弟昭を以て中領軍を兼ね、留まりて洛陽を鎮せしめ、三方の兵を召し、陳、許に會せしむ。師、計を光祿勳鄭袤に問ふ。袤曰はく、「母丘儉は、謀を好めども事情に達せず、文欽は勇なれども算無し。今、大軍、其の不意に出では、江淮の卒、銳なれども固き能はじ。宜しく溝を深くし壘を高くし、以て其の氣を挫くべし。此れ、亞夫の長策なり」と。師、善しと稱す。師、荊州の刺史王基を以て、行監軍と爲し、節を假し、許昌の軍を統べしむ。基、師に言つて曰はく、「淮南の逆は、吏民が亂を思ふに非ざるなり。儉等誑誘迫脅し、目下の戮を畏れ、是を以て尙ほ屯聚するのみ。若し大兵一たび臨まば、必ず土崩瓦解し、儉、欽の首、朝を終へずして、軍門に致されん」と。師、之に従ひ、基を以て前軍と爲す。既にして復た基に敕して停駐せしむ。基以爲へらく、「儉等、軍を擧ぐれば以て深く入るに足る。而るに久しく進まざ

【三】壽春は、故の楚の都にして、時に淮南の重鎮たり、以て南のかた吳に備ふ、勁兵ここに集まる。

【四】蹶然。急遽にして起つての貌。

【五】中外。中は中軍を謂ふ。外は城外の諸營兵を謂ふ。

【六】三方。東西北。

【七】亞夫云云。漢の周亞夫、壁を堅くして以て吳楚を破りしをいふ。

【八】魏晉の制、持節都督將軍を上と爲し、假節都督これに次ぎ、假節監諸軍又これに次ぎ、假節行監軍又これに次ぐ。

【九】魏、漢の禪を受け、許昌を以て別宮と爲し、重兵を屯し、以て東南一方の根本と爲す。

るには是れ其の詐偽已に露はれ、衆心疑沮すればなり。今、威形を張り示し以て民望に副はずして、軍を停め壘を高くするは、畏懼に似たる有り、兵を用ふるの執に非ざるなり。若し儉・欽、民人を虜略して以て自ら益し、又、州郡の兵、家の賊の得る所と爲る者、更に離心を懷き、儉等が迫脅する所の者、自ら罪の重きを顧み、敢て復た還らずんば、此れ、兵を無用の地に錯き、而して姦宄の源を成すと爲す。吳寇、之に因らば、則ち淮南は國家の有に非ず、(一) 譙・沛・汝・豫は、危くして安からじ。此れ計の大失なり。軍宜しく速かに進みて、南頓に據るべし。南頓に大邸閣有り。計るに軍人四十日の糧に足らん。堅城に保し、積穀に因り、人に先だちて人の心を奪ふ有るは、此れ賊を平ぐるの要なり」と。基屢請ふ。乃ち聽す。進みて、灑水に據る。(二) 閏月甲申、師、灑橋に次る。儉の將史招・李續、相次ぎて來り降る。王基復た師に言つて曰はく、(三) 兵は拙速を聞く、未だ巧を爲すの久しきを觀ざるなり。方今、外に疆寇有り、内に叛臣有り。(四) 若し時に決せずんば、則ち事の深淺、未だ測る可からざるなり。議者多く言ふ、將軍、重きを持すと。將軍、重きを持するは、是なり。軍を停めて進まざるは、非なり。重きを持す

- 【一〇】 州郡の兵云云。州郡の兵の中、其の家族が賊の得る所と爲りたる者有らば、必ず反顧を懷きて離散の心有らん。
- 【一一】 譙沛汝豫。豫は即ち潁川なり、豫州は時に潁川に治す。四郡は皆豫州に屬す。
- 【一二】 南頓。縣の名、汝南郡に屬す。故城は今の河南省開封道項城縣の北に在り。
- 【一三】 灑水。水の名、南頓縣に至りて潁に入る。
- 【一四】 閏月。閏二月なり。
- 【一五】 二句は孫子の言。
- 【一六】 若し云云。儉欽の變を、若し時を以て定めずんば、恐らくは吳寇これに乗じて來らん。則ち禍の深淺、未だ測る可からざる者有らん。

るは、行かざるの謂に非ざるなり。進みて而も犯す可からざるなるのみ。今、壁壘に保し、積實を以て虜に資し、而して遠く軍糧を運ぶは、甚だ計に非ざるなり」と。師猶ほ未だ許さず。基曰はく、(一) 將軍、軍に在りては、君令をも受けざる所有り。(二) 彼得れば亦利し、我得れば亦利する、是を爭地と謂ふ。南頓是れなり」と。遂に輒ち進み、南頓に據る。儉等、項より、亦、往きて争はんと欲し、發して十餘里、基先づ到れりと聞き、乃ち復た還りて項に保す。
 癸未、征西將軍郭淮卒。雍州の刺史陳泰を以て之に代らしむ。
 吳の丞相峻、驃騎將軍呂據、左將軍會稽の留贊を率る、壽春を襲ふ。
 司馬師、諸軍に命じ、皆、壁を深くし壘を高くし、以て東軍の集まるを待たしむ。諸將、軍を進めて項を攻めんと請ふ。師曰はく、(三) 諸軍、其の一を知りて、未だ其の二を知らず。淮南の將士、本反志無し。儉・欽説き誘ひ、之と與に事を舉げ、謂へらく、遠近必ず應せんと。而るに事起るの日、(四) 淮北、從はず、史招・李續、前後瓦解す。内垂き外叛き、自ら必ず敗れんことを知らん。困獸は鬪はんことを思ふ。速かに戦はば、更に其の志を合はせん。必ず克たんと云ふと雖も、人を傷ぶことも亦多からん。且つ儉等、將士を欺誑し、詭變萬端なり。小しく與へて久しきを持せば、詐情自ら露はれん。此れ戦はずして克つの術なり」と。乃ち諸葛誕を遣はし、豫州の諸軍を督し、安風より

- 【一七】 孫子及び司馬穰苴に皆是の言有り。
- 【一八】 孫子の言なり。
- 【一九】 項。今の河南省開封道項城縣。
- 【二〇】 東軍。青・徐・兗の軍。
- 【二一】 諸軍。當に諸君に作るべし。
- 【二二】 淮北。豫兗をいふ。
- 【二三】 安風。安徽省淮泗道霍丘縣の西南百三十里に在り。

壽春に向はしめ、征東將軍胡遵をして、青徐の諸軍を督し、譙宋の間に出で、其の歸路を絶たしめ、師は汝陽に屯す。母丘儉・文欽、進みては鬪ふを得ず、退きては壽春の襲はれんことを恐れ、計窮まり、爲す所を知らず。淮南の將士、家皆北に在り、衆心沮散し、降る者相屬く。惟だ淮南の新附の農民のみ之が用を爲す。儉の初めて起るや、健歩を遣はして書を齎して兗州に至らしむ。兗州の刺史鄧艾、之を斬り、兵萬餘人を將る、道を兼ねて前進し、先づ樂嘉城に趨き、浮橋を作り、以て師を待つ。儉、文欽をして兵を將るて之を襲はしむ。師、汝陽より、兵を潜めて、艾に樂嘉に就く。欽、疾に大軍を見、驚愕して未だ爲す所を知らず。欽の子鴛、年十八、勇力、人に絶る。欽に謂つて曰はく、「其の未だ定まらざるに及びて、之を撃たば破る可きなり」と。是に於て、分ちて二隊と爲し、夜夾みて軍を攻む。鴛、壯士を帥るて、先づ至りて鼓譟す。軍中震擾す。師、驚駭し、病む所の目突出す。衆の之を知らんことを恐れ、被を齧み、皆破る。欽、期を失して應せず。會明、鴛、兵盛なるを見、乃ち引きて還る。師、諸將に謂つて曰はく、「賊走る。之を追ふ可し」と。諸將曰はく、「欽父子、驍猛にして、未だ屈する所有らず。何を苦しんでか走らん」と。師曰はく、「夫れ一鼓して氣を作し、再びして衰ふ。

【二四】宋は梁國の地を謂ふ。梁國は睢陽に都す、故の宋の都なり。

【二五】汝陽。縣の名、汝南郡に屬す。汝水の北に在り。故城は今河南省開封道商水縣の西北に在り。

【二六】健歩。能く疾走する者。飛脚。

【二七】樂嘉。河南省開封道項城縣の北に在り。

【二八】被を齧む。被を齧みて以て疹みを忍ぶ也。

【二九】一鼓云云。左傳に見ゆ。魯の曹劌の言。

【三〇】鴛。左右翼を張りてこれを追はしむる也。

【三一】尹大目は時に殿中校尉たり。

【三二】天子の郷里。文欽は譙の人なり、故に曰ふ。

【三三】君侯云云。大目の意、蓋し、文欽、何ぞ數日を堅忍して師と相持せざるや、師の病は已に篤し、必ず當に變有るべしと謂ふなり。

【三四】解。曉る也。

鴛、鼓譟して應を失ひ、其の執已に屈せり。走らずして何をか待たん」と。欽將に引きて東せんとす。鴛曰はく、「先づ其の執を折かずんば、去るを得ざらん」と。乃ち驍騎十餘と與に、鋒を推き陳を陷る。向ふ所皆披靡す。遂に引き去る。師、左長史司馬班をして、驍騎八千を率ゐ、翼して之を追はしむ。鴛、匹馬を以て數千騎の中に入り、輒ち百餘人を殺傷し、乃ち出づ。此の如くすること六七たび、追騎、敢て逼るもの莫し、殿中の人尹大目、小にして曹氏の家奴と爲り、常に天子の左右に在り。師將るて與に俱に行く。大目、師の一目已に出でたるを知り、啓して曰はく、「文欽は本是れ明公の腹心なり、但だ人に誤られしなるのみ。又、天子の郷里にして、素より大目と相信ず。乞ふ公の爲めに追うて之に解語し、還た公と好を復せしめん」と。師、之を許す。大目、單身、大馬に乗り、鎧冑を被り、欽を追ひ、遙に相與に語る。大目、心、實は曹氏の爲めにせんと欲し、謬りて言はく、「君侯、何を苦しみて、復た數日の中を忍ぶ可からざるや」と。欽をして其の旨を解せしめんと欲す。欽、殊えて悟らず、乃ち更に聲を厲まし、大目を罵りて曰はく、「汝は先帝の家人なるに、恩を報ゆるを念はず、反つて司馬師と與に逆を作し、上天を顧みず。天、汝を祐けず」と。弓を張り矢を傳け、大目を射んと欲す。大目涕泣して曰はく、「世事敗れ

ぬ。善く自ら努力せよ」と。是の日、母丘儉、欽退くと聞き、恐懼して夜走る。衆遂に大に潰ゆ。欽還りて項に至る。孤軍にして繼ぐ無きを以て、自ら立つ能はず、壽春に還らんと欲す。壽春已に潰ゆ。遂に吳に奔る。吳の孫峻、東興に至り、儉等敗ると聞き、壬寅、進みて、秦阜に至る。文欽父子、軍に詣りて降る。母丘儉走り、慎縣に至る。北ほひ、左右の兵、稍く儉を棄てて去る。儉、水邊の草中に藏る。甲辰、安風津の民張屬、就きて儉を殺し、首を京師に傳ふ。屬を封じて侯と爲す。諸葛誕、壽春に至る。壽春の城中に十餘萬口あり、誅せられんことを懼れ、或は山澤に流進し、或は散走して吳に入る。詔して、誕を以て鎮東大將軍・儀同三司と爲し、揚州の諸軍事を都督せしむ。母丘儉の三族を夷ぐ。儉の黨七百餘人、獄に繋がる。侍御史杜友、之を治し、惟だ、首事者十餘人を誅し、餘は皆奏して之を免す。儉の孫女、劉氏に適く。死に當す。孕みたるを以て廷尉に繋がる。司隸主簿程咸、議して曰はく、「女の・人に適きたる者、若し已に産育すれば、則ち他家の母と成る。(之三) 防に於ては、以て姦亂の源を懲らすに足らず、情に於ては、則ち孝子の恩を傷ふ。男は罪に他族に遇はざるに、女獨り戮に (四) 二門に嬰るは、女弱を哀矜し、法制を均しくする所以の大分に

【三五】 秦阜。今の安徽省安慶道巢縣の折阜鎮なり。

【三六】 慎縣。汝陰郡に屬す。今の安徽省淮泗道潁上縣の西北に在り。

【三七】 北。比の字の誤。

【三八】 安風津。今の安徽省淮泗道霍丘縣の北に在り。

【三九】 首事者。事を首唱したる者。

【四〇】 魏晉の制、列卿には各一丞・功曹・主簿・五官等の員を置く。

【四一】 防。防禁なり。

【四二】 二門。父母の家及び夫の家をいふ。

非ざるなり。臣以爲ふに、室に在るの女は、父母の刑に従ふ可く、既に醜するの婦は、夫家の戮に従はしむべし」と。朝廷、之に従ひ、仍つて律令に著す。

舞陽の忠武侯司馬師、疾篤く、許昌に還る。中郎將參軍事賈充を留めて諸軍の事を監せしむ。充は、遠の子なり。衛將軍昭、洛陽より往きて師を省す。師、昭をして諸軍を總統せしむ。辛亥、師、許昌に卒す。中書侍郎鍾會、師に従つて密事を典知す。中詔して、尙書傅嘏に敕して、東南新に定まるを以て、權に衛將軍昭を留めて、許昌に屯し、内外の援を爲さしめ、嘏をして諸軍を率ゐて還らしむ。會、嘏と謀り、嘏をして表上せしめ、輒ち昭と俱に發して還り、洛水の南に到り、屯住す。二月丁巳、詔して、司馬昭を以て大將軍と爲し、尙書の事を録せしむ。會、是に由りて、常に自ら矜るの色有り。嘏、之を戒めて曰はく、「子、志、其の量を大にすれども、而も勳業は爲し難きなり。慎まざる可けんや」と。吳の孫峻、諸葛誕已に壽春に據ると聞き、乃ち兵を引き還る。文欽を以て都護鎮北大將軍・幽州の牧と爲す。

【四三】 女は陰の類にして柔弱、家に在りては父母に従ひ、既に嫁しては夫に従ふ、故に女弱と曰ふ。

【四四】 醜。嫁するをいふ。酌みて而かも酬酢する無きを醜と曰ふ。古の冠婚の禮に皆これを用ふ。

【四五】 遠。賈逵。武帝・文帝に事ふ。

【四六】 中詔。詔、中より出づ。上意なり。是の時、詔命、皆、司馬氏の意を以て、これを行ふ。此の詔は禁中の意に出づ。故に特に中詔と曰ふ。

三月、皇后下氏を立て、大赦す。后は武宣皇后の弟秉の曾孫女なり。
 秋七月、吳の將軍孫儀・孫怡・林恂、孫峻を殺さんと謀る。克たず。死する者數十人。全公主、【四七】朱峻を峻に譖して曰はく、「儀と謀を同じくせり」と。峻遂に朱公主を殺す。峻、衛尉馮朝をして廣陵に城かしむ。功費甚だ衆し。舉朝、敢て言ふもの莫し。唯だ滕胤のみ之を諫止す。峻従はず。功卒に成らず。

漢の姜維、復た軍を出さんと議す。征西大將軍張翼、廷争して以爲は

く、「國小に民勞す。宜しく武を驢すべからず」と。維聽かず、車騎將軍

夏侯霸を率ゐ、翼と同じく進む。八月、維、數萬人を將ゐ、枹罕に至り、

狄道に趨く。征西將軍陳泰、雍州の刺史王經に救し、進みて狄道に屯し、

泰の軍到るを須ち、東西、執を合はせて乃ち進ましむ。泰、陳倉に軍す。

經が統ぶる所の諸軍、【四八】故關に於て、漢人と戦ひ、利あらず。經輒ち洮水

を渡る。泰以へらく、經、堅く狄道に據らず、必ず他の變有らんと。諸軍を率ゐて以て之に繼ぐ。經

已に維と洮西に戦ひ、大に敗れ、萬餘人を以て還り、狄道城に保す。餘は皆犇り散ず。死する者萬

計。張翼、維に謂つて曰はく、「以て止まる可し。宜しく復た進むべからず。或は此の大功を毀らば、

蛇の爲めに足を畫くなり」と。維大に怒り、遂に進みて狄道を圍む。辛未、長水校尉鄧艾に詔して、

【四七】 朱公主。吳主權の女、朱據に適きたる者なり。

【四八】 魏の廣陵郡は淮陰に治す。漢の廣陵の故城は廢棄して治めざりしなり。故城は今の江蘇省淮揚道江都縣の東北に在り。

【四九】 故關。漢の時の故の邊關なり。洮水の西に在り。甘肅省蘭山道舊蘭州府内。

安西將軍【事】を行ひ、陳泰と力を并せて維を拒がしむ。戊辰、復た太尉孚を以て後繼と爲す。泰進みて隴西に軍す。諸將皆曰はく、「王經新に敗れ、賊衆大に盛なり。將軍、烏合の衆を以て、敗軍の後

に繼ぎ、勝に乗するの鋒に當るは、殆ど必ず不可なり。古人言へる有り、【五〇】蝮蛇、手を螫せば、壯

士、腕を解く」と。孫子曰はく、「兵には撃たざる所有り、地には守らざる所有り」と。蓋し小、失ふ所有れども、大、全うする所有るが故なり。

險に據りて自ら保ち、釁を観敵を待ち。然る後進み救ふに如かず。此れ計の得たる者なり」と。泰曰はく、「姜維、輕兵を提げて深く入るは、正に、

我と鋒を原野に争ひ、一戦の利を求めんと欲するなり。王經、當に壁を高

くし壘を深くし、其の銳氣を挫くべきに、今乃ち輿に戦ひ、賊をして計を

得しむ。經既に破れ走る。維若し戰克の威を以て、兵を進めて東に向ひ、

【五一】櫟陽の積穀の實に據り、兵を放ち降を收め、羌胡を招納し、東して關

隴を争ひ、檄を【五二】四郡に傳へば、此れ我の惡む所なり。而るに【五三】乃ち勝

に乗するの兵を以て、峻城の下に挫け、銳氣の卒、力を屈し命を致す。

攻守は執殊に、客主は同じからず。【五四】兵書に曰はく、「櫓・輶・輜を脩むるは、三月にして乃ち成り、

拒堙は三月にして而る後已む」と。誠に輕軍遠く入るの利に非ざるなり。今、維は孤軍遠く【五五】僑し、

魏高貴郷公正元二年

【五〇】 蝮蛇云云。漢書田儼傳に曰はく、蝮、手を螫せば則ち手を斬り、足を畫せば則ち足を斬ると。

【五一】 櫟陽は略陽の誤なるべし。櫟陽は長安の東北に在り。略陽の故城は今の甘肅省渭川道秦安縣の東北に在り。

【五二】 四郡。隴西・南安・天水・略陽をいふ。

【五三】 兵書云云。孫子の言。櫓は大楯。輶輜は城を攻むる車。拒堙は土山。

【五四】 僑。客兵たるをいふ。

糧穀繼がす。是れ我が速かに進みて賊を破るの時、謂はゆる「疾雷、耳を掩ふに及ばざる」は、自然の執なり。洮水、其の表に帯び、維等、其の内に在り。今、高きに乗じ、執に據り、其の項領に臨まば、戦はずして必ず走らん。寇をば縦す可からず、圍をば久しうす可からず。君等、何ぞ言ふことは是の如くなる」と。

遂に軍を進めて、高城嶺を度り、潜に行き、夜、狄道の東南の高山の上に至り、多く烽火を擧げ、鼓角を鳴らす。狄道の城中の將士、救至るを見、皆憤踊す。維、救兵卒に至らんことを意はず、山に縁うて急に來りて之を攻む。泰與に交戦す。維退く。泰、兵を引き揚言す、「其の還路に向はんと欲す」と。維懼る。九月甲辰、維遁れ走る。城中の將士、乃ち出づるを得たり。王經・歎じて曰はく、「糧・旬に至らず。向に救兵速かに至るに非ざりせば、城を擧げて屠裂せられ、一州を覆喪せしならん」と。泰、將士を慰勞し、前後遣り還し、更に軍守を差び、并に城壘を治め、還りて上邽に屯す。泰、毎に以へらく、一方に事有れば、輒ち虚聲を以て天下を擾動すと。故に事を上すこと、希簡にして、驛書すること六百里に過ぎず。大將軍昭曰はく、「陳征西は、沈勇にして能く斷じ、方伯の重きを荷ひ、將に陥らんと

【五五】 高城嶺。隴西の首陽縣に在り。即ち今の甘肅省蘭山道渭陽縣に在り。

【五六】 糧云。糧食、十日を支ふるに足らざるなり。

【五七】 更に云云。王經が統ぶる所の將士を遣り還し、更に軍を擧げて以て狄道を守らしむる也。

【五八】 希簡。稀少簡約。

【五九】 驛書云云。狄道より洛陽に至るまで、二千二百餘里なり。而るに驛書すること六百里に過ぎざるは、蓋し驛傳を以て洛陽に近き郡縣に書を送りたる後、常郵筒の如くにして以て洛陽に達せしむるなり。

するの城を救ひ、而も兵を益すを求めず、又、事を上すこと希簡なり。必ず能く賊を辨せん者なり。都督大將は、當に爾るべからずや」と。姜維退きて、鍾提に駐まる。

初め吳の大帝、太廟を立てず、武烈嘗て長沙の太守たるを以て、廟を臨湘に立て、太

守をして奉祠せしむるのみ。冬十月、始めて太廟を建業に作り、大帝を尊びて太祖と爲す。

【六一】 鍾提。當に羌中に在るべし。蜀の涼州の界なり。今の

甘肅省渭川道成縣の西北に在るべし。

【六二】 武烈。吳の大帝、其父暨

を諡して武烈皇帝と曰ふ。

【六三】 臨湘。縣の名、長沙郡の治所。故城は今の湖南省湘江道長沙縣の南に在り。

卷の第七十七

魏紀九

高貴郷公下

甘露元年、春正月、漢の姜維、位を大將軍に進む。

二月丙辰、帝、羣臣を太極の東堂に宴し、諸儒と、夏の少康と漢の高祖との優劣を論じ、少康を以て優れりと爲す。

夏四月、大將軍昭に袞冕の服を賜ふ。赤舄、焉に副ふ。

丙辰、帝、太學に幸し、諸儒と、書・易及び禮を論ず。諸儒、能く及ぶもの莫し。帝、嘗て

魏高貴郷公甘露元年

【一】甘露元年。西紀二五六年なり。是の年六月改元す。

【二】夏の少康云云。帝謂へらく、少康は、滅亡の後に生れ、降りて諸侯の隸と爲り、能く其の徳を布き、卒に克く禹の績を復し、夏を祀りて天に配し、舊物を失はず、至徳弘仁に非ずんば、豈に斯の勳を濟さんや。漢祖は、土崩の勢に因り、一時の權に仗り、専ら智力に任じて、以て功業を成し、

行事動靜、多く聖檢に違ひ、人の子と爲りては則ち數々其の親を危くし、人の君と爲りては則ち賢相を囚繋し、人の父と爲りては則ち子を衛る能はず、身没するの後、社稷幾ど傾かんとせり。若し少康と時を易へて處らば、未だ必ずしも能く大禹の績を復せざらん。これを推してこれを言へば、宜しく夏康を高しとして漢祖を下とすべしと。

中護軍司馬望・侍中王沈・散騎常侍裴秀・黃門侍郎鍾會等と、東堂に講宴し、異を加へ、秀を謂つて儒林丈人と爲し、沈を文籍先生と爲す。帝、性急に於て、請召、速かならんことを欲す。望が職外に在るを以て、特に追鋒車・虎賁五人を給す。集會有る毎に、輒ち犇馳して至る。秀は潛の子なり。

六月丙午、改元す。

姜維、鍾提に在り。議者多く以爲へらく、維、力已に竭き、未だ更に出づる能はずと。安西將軍鄧艾曰はく、『洮西の敗は、小失に非ざるなり。士卒彫殘し、倉廩空虛し、百姓流離す。今、策を以て之を言へば、彼は勝に乗ずるの勢有り、我は虚弱の實有り。一なり。彼は上下相習ひ、五兵犀利に、我は將易り。二なり。器械未だ復せず。三なり。彼は船を以て行き、我は陸を以て軍し、勞逸同じからず。四なり。狄道・隴西・南安・祁山、各當に守有るべし。彼れは専ら一と爲り、我は分れて四と爲る。五なり。南安・隴西よりせば、因つて羌穀を食ひ、若し祁山に趣かば、熟麥千頃、之が外倉と爲らん。賊、黠計有り。其の來らんこと

一一四
并に文論を屬す。特に禮

【三】 望云云。望、中護軍たり、其職、外に在り。

【四】 追鋒車。車の名、急速の事あるときはこれに乗り、虎賁五人をしてこれを昇かしむる也。

【五】 潛。裴潛、武帝に事へて、代郡を守りて名を著す。

【六】 洮西の敗。前卷前年に見ゆ。

【七】 五兵。兵は兵器なり。弓矢、矛、戈、戟。

【八】 犀利。堅牢銳利。

【九】 將易る。艾、自ら初めて王經に代りたるを謂ふ也。

【一〇】 兵新。洮西の敗卒を遣り還して、更に軍守を差びしをいふ也。

【一一】 南安。郡の名、今の甘肅省蘭山道隴西縣の東北。

必せり』と。秋七月、姜維復た衆を率ゐて祁山に出づ。鄧艾已に備ふる有りと聞き、乃ち回り、董亭より南安に趣く。艾、武城山に據り、以て之を拒ぐ。維、艾と險を争ひ、克たず。其の夜、渭を渡りて東行し、山に緣うて上邽に趣く。艾與に段谷に戦ひ、大に之を破る。艾を以て鎮西將軍と爲し、隴右の諸軍事を都督せしむ。維、其の鎮西大將軍胡濟と、上邽に會するを期す。濟、期を失して、至らず。故に敗る。士卒星散し、死する者甚だ衆し、蜀人、是に由りて維を怨む。維、上書して謝し、自ら貶黜せんことを求む。乃ち衛將軍を以て大將軍の事を行はしむ。

八月庚午、司馬昭に詔して、號大都督を加へ、事を奏するに名いはず、黃鉞を假す。癸酉、太尉司馬孚を以て太傅と爲す。

九月、司徒高柔を以て太尉と爲す。

文欽、吳人に説くに魏を伐つの利を以てす。孫峻、欽をして、驃騎將軍呂據及び車騎將軍劉纂・鎮南將軍朱異・前將軍唐咨と與に、江都より、淮・泗に入り、以て青・徐を圖らしむ。峻、之を石頭に餞し、暴疾に遇ひ、後事を以て從父弟偏將軍緄に屬す。丁亥、峻卒す。吳人、緄を以て侍中武衛將軍と爲し、中外の諸

【一二】 董亭は南安郡の西南に在り、谷水、其の下を歴、東北して渭に注ぐ。

【一三】 武城山。今の甘肅省渭川道清水縣に在り。

【一四】 段谷。水の名、今の甘肅省渭川道清水縣に在り。

【一五】 星散。迸散すること星の如く、收拾する能はざる也。

【一六】 衛將軍。蜀志姜維傳には後將軍に作る。

【一七】 江都。縣の名、廣陵郡に屬す。故城は今の江蘇省淮揚道江都縣の西南に在り。

【一八】 淮泗。二水の名。

【一九】 魏の青州は齊・濟南・樂安・城陽・東萊を統ぶ。徐州は下邳・彭城・東海・琅邪・東莞・東安・廣陵・臨淮を統ぶ。

軍事を都督せしめ、呂據等を召して還らしむ。

己丑、吳の大司馬呂岱卒す。年九十六。始め岱、吳郡の徐原を親近す。(原)慷慨にして才志有り。岱、其の成す可きを知り、(三〇)巾幗を賜ひ、與に共に言論し、後遂に薦拔す。官、侍御史に至る。原、性忠壯にして、直言を好む。岱時に得失有れば、原輒ち諫争し、又、之を(三一)公論す。人或は以て岱に告ぐ。岱歎じて曰はく、『是れ我が(三二)德淵を貴ぶ所以の者なり』と。原が死するに及びて、岱、之を哭すること甚だ哀しく、曰はく、『徐德淵は、呂岱の益友なり。今、不幸なり。岱復た何に於てか(三三)過を聞かん』と。談者、之を美とす。

呂據、孫綝が孫峻に代りて政を輔くると聞き、大に怒り、諸督將と與に名を連ね、共に膝胤を表薦して丞相と爲さんとす。綝更に胤を以て大司馬と爲し、呂岱に代りて武昌に駐まらしむ。據、兵を引き還り、人をし

て胤に報せしめ、共に綝を廢せんと欲す。冬十月、綝、從兄憲を遣はし、兵を將りて據を江都に逆へしめ、中使をして文欽・劉纂・唐咨等に敕し、共に撃ちて據を取らしめ、又、侍中左將軍華融・中書丞丁晏を遣はし、胤に宜しく速かに去るべき意を告諭せしむ。胤自ら以へらく禍及ばんと。因つて融・晏を留め、兵を勒して自ら衛り、(三四)典軍楊崇・將軍孫咨を召し、告ぐるに綝が亂を爲すを以てし、融等に迫り、書有りて綝を難せしむ。綝聽かず、表して『胤・反す』と言ひ、將

【一〇】巾幗。巾は、かぶりもの。構は短衣。漢魏以來、士庶、以て禮服と爲す。
【一一】公論。衆中に於て其の得失を論ず。
【一二】德淵。徐原の字。
【一三】楊崇は蓋し胤の帳下典軍なり。

軍劉丞に許すに封爵を以てし、兵騎を率ゐて胤を攻圍せしむ。胤、又、融等を劫し、詐りて詔を爲りて兵を發せしむ。融等從はず。皆、之を殺す。或るひと胤に勸む、『兵を引ゐて蒼龍門に至れ。將士、公出づるを見れば、必ず綝を委てて公に就かん』と。時に夜已に半なり。胤、據と期するを待み、又、兵を擧げて宮に向ふを難り、乃ち部曲に(三五)約令し、『呂侯の兵、已に近道に在り』と説く。故に皆、胤の爲めに死を盡し、離散する者無し。胤、顔色變せず、談笑すること常の如し。時に大に風ふく。曉くるに比ぶまで、據至らず。綝の兵大に會し、遂に胤及び將士數十人を殺し、胤の三族を夷ぐ。己酉、大赦し、太平と改元す。

【一四】蒼龍門。吳の建業宮の東門。
【一五】委。弃つる也。
【一六】約令。約救號令。

恥づ』と。遂に自殺す。司空鄭冲を以て司徒と爲し、左僕射盧毓を司空と爲す。毓固く驃騎將軍王昶・光祿大夫王觀・司隸校尉琅邪の王祥に讓る。詔して、許さず。祥は性至孝なり。繼母朱氏、之を遇すること無道なり。祥愈々恭謹なり。朱氏の子覽、年數歲、祥が楚撻せらるるを見る毎に、輒ち涕泣して母を抱持す。母、非理を以て祥を使へば、覽輒ち祥と俱に往く。長ずるに及びて妻を娶る。母、祥の妻を虐使すれば、覽の妻も亦趨りて之を共にす。母、之を患へ、之が爲めに少しく止む。祥、漸く時の譽有り。母深く之を疾み、密に祥を酖せしむ。覽、之を知り、徑に起ちて酒を取る。祥争うて與へず。母遽に之

を奪ひ反す。自後、母、祥に饌を賜へば、覽輒ち先づ嘗む。母、覽が斃を致さんことを懼れ、遂に止む。漢の末、亂に遭ひ、祥隠れ居ること三十餘年、州郡の命に應せず。母終るや、(三七) 毀瘁し、杖つきて而る後起つ。徐州の刺史呂虔、檄して別駕と爲し、委ぬるに州事を以てす。州界清靜に、政化大に行はる。時の人、之を歌うて曰はく、(三〇) 『海沂の康きは、實に王祥に頼る。邦國空しからざるは別駕の功なり』と。

十一月、吳の孫綝、大將軍に遷る。綝、貴を負みて倨傲に、多く無禮を行ふ。峻の從弟憲嘗て諸葛恪を誅するに與る。峻、厚く之を遇す。官、右將軍・無難の督に至り、(二九) 九官の事を平かにす。綝、憲を遇すること、峻の時よりも薄し。憲怒り、將軍王惇と與に、綝を殺さんと謀る。事泄る。綝、惇を殺す。憲、藥を服して死す。

二年、春三月、大梁の成侯盧毓・卒す。

夏四月、吳主、正殿に臨み、大赦し、始めて政事を親らす。孫綝・表奏し、多く難問せらる。又、兵の子弟の十八已下・十五以上のもの三千餘人を、科し、大將の子弟の年少にして勇力有る者を選び、之に將たらしめ、日々に苑中に於て教習す。曰はく、『吾、此の軍を立て、之と俱に長せんと欲す』

【三七】 毀瘁。毀瘠病勞。
【二九】 海沂。徐州の地は、東は海に際し、西北は四沂に距る、故に海沂と曰ふ。沂は水の名、徐州には沂と名づくる水、一二ならず。
【二九】 九官。即ち九卿なり。
【三〇】 科。程なり、其長短大小を程る也。一説に曰はく、科は當に料に作るべし、量度する也と。

と。又、數、中書に出で、大帝の時の舊事を視、左右侍臣に問うて曰はく、『先帝は數、特制有りき。今、大將軍、事を問ひ、但だ我をして、書可せしむるや』と。嘗て生梅を食ひ、黃門をして中藏に至りて、蜜を取らしむ。蜜の中に、鼠矢有り。藏吏を召して問ふ。藏吏・叩頭す。吳主曰はく、『黃門、爾に從つて蜜を求めしや』と。吏曰はく、『向に求めたれども、實に敢て與へざりき』と。黃門、服せず。吳主、鼠矢を破らしむ。矢の中燥きたり。因つて大に笑ひ、左右に謂つて曰はく、『若し矢先に蜜の中に在らば、中外當に俱に濕ふべし。今、外濕ひ裏燥きたり、此れ必ず黃門の爲す所ならん』と。之を詰る。果して服せり。左右、驚き慄れざるもの莫し。

【三二】 特制。特に上意に出で、手詔を以て宣行するを謂ふなり。
【三三】 事を問ふ。事を奏するなり。
【三四】 書可。書可する也。
【三五】 中藏。中藏府。幣帛・金銀・諸貨物を掌る。
【三六】 蜜。蜂蜜。
【三七】 鼠矢。鼠の糞。
【三〇】 さきに嘗て蜜を求めしなり。

【三八】 玄等死す。玄死するは、前卷正元元年に見ゆ。麴死するは、七十五卷邵陵公嘉平元年に見ゆ。
【三九】 王凌死するは七十五卷嘉平三年に見ゆ。母丘儉死するは、前卷正元二年に見ゆ。
【四〇】 徐塘。即ち徐塘、東關の東に在り。即ち塗塘なり。

征東大將軍諸葛誕、素より夏侯玄・鄧颺等と友とし善し。玄等死し、王凌・母丘儉、相繼いで誅滅せられ、誕、内、自ら安んぜず、乃ち裕藏を傾けて振施し、曲げて有罪を赦し、以て衆心を收め、揚州の輕俠數千人を畜養し、以て死士と爲す。吳人が、徐塘に向はんと欲するに因り、十萬の衆以

て壽春を守らんと請ひ、又淮に臨みて城を築き、以て吳寇に備へんことを求む。司馬昭、初めて政を乗るや、長史賈充、參佐を遣はして四征を慰勞し、且つ其の志を觀しめんと請ふ。昭、充を遣はして淮南に至らしむ。充、誕を見、時事を論說し、因つて曰はく、「洛中の諸賢、皆、禪代を願ふ。君、以て如何と爲す」と。誕、聲を厲まして曰はく、「卿は、賈豫州の子に非ずや。世、魏の恩を受く、豈に社稷を以て人に輸さんと欲す可けんや。若し洛中、難有らば、吾、當に之に死すべし」と。充、默然たり。還りて昭に言つて曰はく、「諸葛誕、再び揚州に在り、士衆の心を得たり。今、之を召すとも、必ず來らじ。然れども反すること疾くして禍小ならん。召さずんば則ち反すること遅くして禍大ならん。之を召すに如かず」と。昭、之に従ふ。甲子、詔して、誕を以て司空と爲し、召して京師に赴かしむ。誕、詔書を得、愈、恐れ、揚州の刺史樂綝己を間すと疑ひ、遂に綝を殺し、淮南及び淮北の郡縣の屯田口、十餘萬の官兵・揚州の新附の兵に勝ふる者四五萬人を斂め、穀を聚むること一年の食に足らしめ、門を閉ちて自ら守るの計を爲し、長史吳綱を遣はし、少子靚を將ゐて吳に至り、臣と稱して救を請ひ、并に牙門(將ノ諸)の子弟を以て質と爲さんと請はしむ。

【四一】魏の征東將軍は淮南に屯し、征南將軍は襄陽に屯し、以て吳に備ふ。征西將軍は關隴に屯し、以て蜀に備ふ。征北將軍は幽并に屯し、以て鮮卑に備ふ。皆授くるに重兵を以てす。司馬昭初めて國に當る、故に充、慰勞して以て其の志趣を觀んことを請ふなり。

【四二】賈豫州、充の父達、先に豫州と爲りて卒す。

【四三】再び揚州に在り。誕、先に揚州を督し、東關の敗、改めて豫州を督し、母丘儉既に死し、復た揚州を督す。

【四四】征東將軍は揚州の刺史と同じく壽春に治す。四征將軍の任は、率ね其の州の刺史を以て諸帥と爲す。故に誕、綝己を間すと疑ひしなり。

吳の滕胤・呂據の妻は、皆、夏口の督、孫壹の妹なり。六月、孫綝、鎮南將軍朱異をして、虎林より、兵を將ゐて壹を襲はしむ。異、武昌に至る。壹、部曲を將ゐて(魏)來り犇る。乙巳、詔して、壹を車騎將軍・交州の牧に拜し、吳侯に封じ、府を開きて辟召し、儀、三司に同じく、袁晃、赤烏、事、豊厚に従ふ。

【四五】魏の郡縣には皆屯田を置く。凡そ屯田口は悉く官兵なり。

【四六】孫壹、孫奂の庶子。

【四七】孫壹を崇異するは、以て搆貳を招く也。

【四八】昭若し自ら行かば、兩宮を挾みて變を爲す者あらんことを恐る、故にこれを奉じて以て誕を討つ。

【四九】丘頭、今の河南省開封道沈丘縣の地。

司馬昭、帝及び太后を奉じて、諸葛誕を討つ。吳綱、吳に至るや、吳人大に喜び、將軍全、全端・唐咨・王祚をして、三萬の衆を將ゐ、文欽と同じく誕を救はしめ、誕を以て左都護・假節大司徒・驃騎將軍・青州の牧と爲し、壽春侯に封す。惲は琮の子、端は其の從子なり。六月甲子、車駕、項に次る。司馬昭、諸軍二十六萬を督し、進みて丘頭に屯し、鎮南將軍王基を以て、鎮東將軍(車)を行ひ、揚豫の諸軍事を都督せしめ、安東將軍陳騫等と與に、壽春を圍ましむ。基始めて至り、城を圍むこと未だ合はず。文欽・全、城の東北より、山に因り險に乗じ、其の衆を將ゐて城に突入するを得たり。昭、基に救して、軍を斂め壁を堅くせしむ。基累に進みて討たんことを求む。會、吳の朱異、三萬人を率ゐ、進みて安豊に屯し、

【五〇】安豊、縣の名、漢は廬江郡に屬し、魏は分ちて安豊郡に屬す。故城は今の安徽省淮涇道霍邱縣の西南に在り。

文欽の外執を爲す。基に詔して、諸軍を引る、轉じて北山に據らしむ。基、諸將に謂つて曰はく、
 『今、圍壘轉た固く、兵馬、集まるに向なんとす。但だ當に守備を精修し、以て越逸を待つべし。而
 るに更に兵を移して險を守り、(敵ヲ)放縱なるを得しめば、智者有りと雖も、其の後を善くする能は
 ざらん』と。遂に便宜を守り、上疏して曰はく、『今、賊家と對敵す。當
 に動かざること山の如くなるべし。若し遷移して險に依らば、人心搖蕩し、
 執に於て大に損せん。諸軍竝に據り、溝を深くし壘を高くし、衆心皆定
 まり、傾動す可からざるは、此れ兵を御するの要なり』と。書奏す。報
 じて聽さる。是に於て、基等、四面より合圍し、表裏再重、壘甚だ峻し。
 文欽等、數、出でて圍を犯す。逆へ撃ちて之を走らす。司馬昭、又、奮武
 將軍監青州諸軍事石苞をして、兗州の刺史州泰、徐州の刺史胡質を督し、銳
 卒を簡びて游軍と爲し、以て外寇に備へしむ。泰撃ちて朱異を陽淵に
 破る。異走る。泰、之を追ひ、二千人を殺傷す。秋七月、吳の大將軍
 大に兵を發し、出でて 鏝里に屯し、復た朱異を遣はし、將軍丁奉、黎斐等五人を帥る、前みて壽春
 の圍を解かしむ。異、輜重を都陸に留め、進みて黎漿に屯す。石苞、州泰、又撃ちて之を破る。太
 山の太守胡烈、奇兵五千を以て都陸を襲ひ、盡く異の資糧を焚く。異、餘兵を將る、葛葉を食ひ、

【五二】 報云云。基に報じて、其の策を行ふを聽すなり。時に帝、軍に在り。故に諸軍の節度、皆、詔旨を稟く。而れども其の可否を裁する者は、實に司馬昭なり。

【五三】 陽淵。安徽省淮泗道霍邱縣の西五十五里に在り。

【五四】 鏝里は巢縣の界に在るべし。

【五五】 都陸・黎漿。共に安徽省淮泗道舊鳳陽府壽州の附近。

走りて孫綝に歸す。綝、異をして更に死戦せしむ。異、士卒の食に乏しきを以て、綝の命に従はず。
 綝怒る。九月己巳、綝、異を鏝里に斬る。辛未、兵を引きて建業に還る。綝、既に諸葛誕を抜き出す
 能はずして、士衆を喪敗し、自ら名將を戮す。是に由りて、吳人、之を怨みざるは莫し。司馬昭曰は
 く、『異、壽春に至るを得ずして、吳人、之を殺せるは、其の罪に非ざるなり。以て壽春に謝して誕の
 意を堅くし、其をして猶ほ救を望ましめんと欲するのみ。今、當に圍を堅くして、其の越逸に備へ、
 而して多方以て之を誤らすべし』と。乃ち反間を縱ちて揚言す、『吳の救方に至らんとす。(魏)大軍、
 食に乏しく、羸疾を分遣して、穀に淮北に就かしむ。執、久しき能はじ』
 と。誕等、益、寛恣に食ふ。俄にして城中、糧乏しく、外救至らず。將軍
 蔣班・焦彝は、皆、誕の腹心の謀主なり、誕に言つて曰はく、『朱異等、大衆を以て來り、而も進む能
 はず、孫綝、異を殺して江東に歸れり。外は兵を發するを以て名と爲し、内は實に坐ながら成敗を須
 つなり。今、宜しく衆心尙ほ固く、士卒用ひられんことを思ふに及びて、力を并せて死を決し、其の
 一面を攻むべし。盡く克つ能はずと雖も、猶ほ全うす可き者有らん。空しく坐して死を守るは、爲す
 無きなり』と。文欽曰はく、『公、今、十餘萬の衆を擧げて、命を吳に歸し、而して欽、全端等と、皆
 同じく死地に居る。父兄子弟、盡く江表に在り。就ひ孫綝、來るを欲せずとも、主上及び其の親戚、
 豈に肯て聽さんや。且つ 中國、歳として事無きは無く、軍民竝に疲る。今、我を守ることに一年な

【五六】 中國。魏をいふ。

り、内變將に起らんとす。奈何ぞ此を捨て、危きに乘じて微倖せんと欲するや」と。班・舜固く之を勸む。欽怒る。誕、班・舜を殺さんと欲す。二人懼れ、十一月、誕を棄て、城を踰えて來り降る。〔五七〕全懌の兄の子輝・儀、建業に在り。其の家と内争訟し、其の母を攜へ、部曲數十家を將ゐて來り奔る。是に於て、懌、兄の子靖及び全端の弟・翽・緝と、皆、兵を將ゐて壽春城中に在り。司馬昭、黃門侍郎鍾會の策を用ひ、密に輝・儀の爲めに書を作り、輝・儀の親信する所をして齎して城に入り、懌等に告げて説かしむ、『吳中、懌等が壽春(乘)を(重圍)拔く能はざるを怒り、盡く諸將の家を誅せんと欲す。故に逃げ來りて命を歸せり』と。十二月、懌等、其の衆數千人を帥ゐ、門を開きて出で降る。城中震懼し、爲す所を知らず。詔して、懌を平東將軍に拜し、臨湘侯に封ず。端等、封拜せらるること各、差あり。

漢の姜維、魏が關中の兵を分ちて以て淮南に赴けるを聞き、虚に乗じて秦川に向はんと欲し、數萬人を率ゐて、駱谷に出で、沈嶺に至る。時に長城の積穀甚だ多く、而も守兵少し。征西將軍都督雍涼諸軍事司馬望及び安西將軍鄧艾、兵を進めて之に據り、以て維を拒ぐ。維、芒水に壁し、數戰を挑む。望・艾、應せず。是の時、維數兵を出し、蜀人愁苦す。中散大夫譙周、仇國論を作り、以て之を諷す。〔論〕曰はく、『或るひと問ふ、『往古、能く弱を以て強に勝つ者は、其の術如何。』(答へ)曰はく、『吾、之を聞く、大に處りて患無き者は、常に慢多く、小に處りて憂有る者は、常に善を思ふ。慢多ければ則ち亂を生じ、善を思へば則ち治を生ず。理の常なり。故に周文は民を養ひ、少を以て多を取り、句踐は衆を郵み、弱を以て強を斃せり。此れ其の術なり。』或るひと曰はく、『曩者、項は強く漢は弱く、相與に戦争す。〔五八〕項羽と漢と、約して鴻溝を分ち(界ト)、各、歸りて民を息めんとす。張良以爲はく、民志已に定まるときは、則ち動かし難きなりと。兵を率ゐて羽を追ひ、終に項氏を斃せり。豈に必ずしも文王の事に由らんや。』(答へ)曰はく、『商周の際に當りては、王侯、世尊く、君臣久しく固く、民習、専らなる所なり。根を深くする者は拔き難く、固きに據る者は遷し難し。此の時に當りては、漢祖と雖も、安んぞ能く劍に杖り馬に鞭うちて天下を取らんや。秦の、侯を罷め守を置くの後に及びて、民、秦の役に疲れ、天下土崩し、或は歳ごとに主を易へ、或は月ごとに公を易へ、鳥のごとく驚き獸のごとく駭き、從ふ所を知る莫し。是に於て、豪彊並び争ひ、虎のごとく裂き狼のごとく分ち、疾く搏つ者は獲ること多く、遅く後るる者は吞まる。』(然ル)今、我と彼と、皆國を傳へ世を易ふ。既に秦末の鼎沸の時に非ず、實に六國並に據るの執有

【五七】 輝儀は、懌の兄全緒の子なり。
 【五八】 駱谷。地名、陝西省關中道盩厔縣の西南に在り。
 【五九】 沈嶺。陝西省關中道舊西安府内に在り。
 【六〇】 芒水。駱谷の東にあり。

【六一】 少云云。周の文王は岐を治め、方百里より起り、天下を三分して其二を有てり。
 【六二】 弱云云。弱き越を以て強き吳を斃せるをいふ。
 【六三】 項羽云云。十卷漢の高帝四年に見ゆ。
 【六四】 世尊し。世々尊位に居るをいふ。
 【六五】 民習云云。民、君臣の分明なるを見るに習れたり、故に上を戴くに専らなり。
 【六六】 侯を罷め守を置く。秦の始皇、列國の諸侯を罷め、分ちて三十六郡を置き、郡ごとに守を置きしをいふ。

り。故に文王と爲る可く、漢祖と爲り難し。夫れ民の疲勞するときは、則ち騷擾の兆生じ、上慢し下暴するときは、則ち瓦解の形起る。諺に曰はく、幸を射て數、（六七） 跌ふは、審かにして發するに如かずと。是の故に、智者は、小利の爲めに目を移さず、（六八） 意似の爲めに歩を改めず、時可にして而る後動き、數合して而る後擧ぐ。故に湯武の師は、再び戦はずして克つ。誠に民勞を重んじて、時を度ること審かなればなり。如し遂に武を極め征を驢さば、土崩の執生せん。不幸にして難に遇はば、智者有りと雖も、將に之を謀る能はざらんとす」と。

三年、春正月、文欽、諸葛誕に謂つて曰はく、「（六九） 蔣班・焦彝は、我出づる能はずと謂ひて走れり。至端・全懌は、又、衆を率ゐて逆へ降り。此れ敵、備無きの時なり。以て戦ふ可し」と。誕及び唐咨等、皆、以て然りと爲す。遂に大に攻具を爲

【六七】 跌。差ふ也。
【六八】 意似。斯く斯くなるに似たりと意ふ也。當て推量。
【六九】 石車。石を發する裝置ある戰車。

ることを、晝夜五六日、南圍を攻め、圍を決して出でんと欲す。圍上の諸軍、高きに臨みて、石車・火箭を發し、逆へて其の攻具を燒破し、矢石雨のごとく下る。死傷、地を蔽ひ、血流れて壘に盈つ。復た城に還る。城内、食轉た竭き、出でて降る者數萬口。欽、盡く北方の人を出して食を省き、吳人と與に堅く守らんと欲す。誕聽かず。是に由りて争ひ恨む。欽、素より誕と隙有り、徒だ計を以て合ひしのみ、事急にして愈、相疑ふ。欽、誕を見て事を計る。誕遂に欽を殺す。欽の子鶯・虎、兵を將ゐて

小城の中に在り、欽が死せるを聞き、兵を勅して之に赴かんとす。衆、用を爲さず。遂に單走して城を踰えて出で、自ら司馬昭に歸す。軍吏、之を誅せんと請ふ。昭曰はく、「欽の罪は、誅を容れず。其の子は固より應に戮に就くべし。然れども鶯・虎、窮せるを以て命を歸す。且つ城未だ拔けず。之を殺すは、是れ其の心を堅くするなり」と。乃ち鶯・虎を赦し、（七〇） 數百騎を將ゐて城を巡りて呼んで曰はしむ、「文欽の子すら、猶ほ殺されず。其餘は何ぞ懼れん」と。又、鶯・虎を表して、皆、將軍と爲し、爵關内侯を賜ふ。城内皆喜ぶ。且つ日に益、飢困す。司馬昭、身自ら圍に臨み、（七一） 城上の弓を持てる者の發せざるを見て曰はく、「攻む可し」と。乃ち四面より軍を進め、同時に鼓噪して城に登る。二月乙酉、之に克つ。誕・窘急し、單馬、其の麾下を將ゐ、小城を突き、出でんと欲す。司馬胡奮の部兵、撃ちて之を斬る。其の三族を夷ぐ。誕の麾下數百人、皆、手を拱きて列を爲し、降らず。一人を斬る毎に、輒ち之を降さんとす。卒に變せず、以て盡くるに至る。吳の將于詮曰はく、「大丈夫、命を其の主を受け、兵を以て人を救ひ、既に克つ能はず、又、手を敵に束ぬるは、吾、取らざるなり」と。乃ち冑を免ぎ、陳を冒して死す。（七二） 唐咨・王祚等皆降る。吳の兵萬衆、器仗山のごとく積む。司馬昭が初め壽春を圍むや、王基・石苞等、皆、急に之を攻めんと欲す。昭以爲はく、「壽春は城固くして衆多し。之を攻めば必ず力屈きん。若し外寇有らば、表裏に敵を受けん。

【七〇】 城上云云。其の衆の拒守の心無きを知る也。
【七一】 唐咨はもと魏の人。吳に降ること。七十卷文帝黃初六年に見ゆ。

此れ危道なり。今、四三叛、孤城の中に相聚まる。天其れ或は同じく戮に就かしめん。吾、當に全策を以て之を糜し、但だ堅く三面を守るべし。若し吳賊、陸道よりして來らば、軍糧必ず少からん。吾、游兵輕騎を以て、其の轉輸を絶たば、戰はずして破る可きなり。吳賊破れば、欽等必ず禽と成らん」と。乃ち諸軍に命じ、甲を案じて之を守らしむ。卒に攻むるを煩はさずして破る。議者、又以爲はく、「淮南、仍りて叛逆を爲し、吳の兵の室家、江南に在り。(吳兵)縦す可からず。宜しく悉く之を坑にすべし」と。昭曰はく、「古の兵を用ふるは、國を全くするを上と爲し、其の元惡を戮するのみ。吳の兵、就ひ亡げ還るを得とも、適に以て中國の大度を示す可きのみ」と。一に殺す所無く、三河の近郡に分布し、以て之を安處す。唐咨を安遠將軍に拜し、其餘の裨將、咸位號を假す。衆、皆、悦服す。其の淮南の將士吏民の、誕に脅略せらるる者は、皆、之を赦す。文鴛兄弟が父の喪を收斂するを聽し、其の車牛を給し、葬を舊墓に致さしむ。昭、王基に書を遣りて曰はく、「五初め議者云云し、移らんことを求むる者甚だ衆く、時に未だ臨履せず、亦、宜しく然るべしと謂へり。將軍、深く利害を算し、獨り固志を乗り、上は詔命に違ひ、下は衆議を拒み、終に敵を制し賊を禽にするに至

- 【四】 三叛。諸葛誕・文欽・唐咨をいふ。
- 【五】 仍。相因る也。
- 【六】 國云云。其の國の人民を全くし、ただ其の君を戮する也。
- 【七】 三河。河南は都なり。河東・河内は皆、京師に近し。
- 【八】 文欽は誰の人なり、舊墓ここに在り。
- 【九】 初め云云。前に諸軍に詔して、轉じて北山に據らしめんとせしを謂ふ。
- 【一〇】 臨履。親しく其の地に臨みて、營壘の處所を履むをいふ。

れり。古人の述ぶる所と雖も、是に過ぎざるなり」と。昭、諸軍を遣はし、輕兵深く入り、唐咨等の子弟を招き迎へしめ、疊に因りて、吳を滅ぼすの執有らんことを欲す。王基諫めて曰はく、「昔、(一)諸葛恪、東關の勝に乗じ、江表の兵を竭し、以て新城を圍み、城既に拔けず、(二)姜維、洮西の利に因り、輕兵深く入り、糧餉繼がず、軍、上邽に覆れり。夫れ大捷の後は、上下、敵を輕んず。敵を輕んずるときは則ち難を慮ること深からず。今、賊、新に外に敗れ、又、(三)内患未だ弭まず。是れ其の備を修め、慮を設くるの時なり。且つ兵出でて年を踰え、人、歸志有り。今、俘馘十萬、(四)罪人斯に得たり。歴代の征伐より、未だ兵を全くして獨り克つこと、今の盛なるが如き者有らざるなり。(五)武皇帝、袁紹に官渡に克ち、自ら以へらく、獲る所已に多しと、復た犇るを追はざりき。威を挫かんことを懼るればなり」と。昭乃ち止む。基を以て征東將軍と爲し、揚州の諸軍事を都督せしめ、進めて東武侯に封ず。(六)習鑿齒曰はく、君子謂へらく、司馬大將軍、是の役に於てや、能く徳を以て攻めたりと謂ふ可しと。夫れ業を建つる者は道を異にし、各、尙ぶ所有り、而して兼ね并す能はざるなり。故に武を窮むるの雄は、不仁に斃れ、義を存するの國は、懦退に喪ふ。今、一たび征して三叛を禽にし、大

- 【一】 諸葛恪云云。前卷邵陵厲公嘉平五年に見ゆ。
- 【二】 姜維云云。段谷の敗をいふ。
- 【三】 内患云云。孫綝が君臣相猜ふをいふ。
- 【四】 罪人云云。諸葛誕を禽せるをいふ。
- 【五】 武皇帝云云。六十三卷漢の獻帝建安五年に見ゆ。
- 【六】 習鑿齒は晉人なり。其の辭、蓋し溢美なる者有らん。

に吳の衆を虜にし、淮浦を席巻し、俘讎十萬。壯なりと謂ふ可し。而して未だ安坐するに及ばず、王基の功を賞し、惠を吳人に種ゑ、異類の情を結び、鳶を寵し、欽を葬り、疇昔の隙を忘れ、誕の衆を咎めず、揚土をして愧を懐かしめ、功高くして、人、其の成を樂しみ、業廣くして、敵、其の徳を懐ひ、武昭既に敷き、文算又洽し。是の道を推すや、天下、其れ孰か能く之に當らんや。

司馬昭が壽春に克つや、鍾會の謀畫、多きに居る。昭、親待すること日に隆に、委ぬるに腹心の任を以てす。時の人、之を子房に比す。

漢の姜維、諸葛誕が死せるを聞き、復た成都に還る。復た大將軍に拜せらる。

夏五月、詔して、司馬昭を以て相國と爲し、晉公に封じ、邑八郡を食ましめ、九錫を加ふ。昭、前後九たび讓る。乃ち止む。

秋七月、吳主、故の齊王奮を封じて章安侯と爲す。八月、驃騎將軍王昶を以て司空と爲す。

詔して、關内侯王祥を以て三老と爲し、鄭小同を五更と爲す。帝、羣臣を率ゐて太學に詣り、養老乞言の禮を行ふ。小同は玄の孫なり。

- 【一】 子房。漢の高祖の謀臣張良。
- 【二】 維。維なきに段谷の敗を以て行大將軍事に貶せらる。
- 【三】 并州の太原・上黨・西河・樂平・新興・雁門、司州の河東・平陽、凡そ八郡を以て封じて晉公と爲す。
- 【四】 故の齊王奮。章安に徙されたること、前卷の邵陵厲公嘉平五年に見ゆ。
- 【五】 乞言。養老の禮終りて後、三老五更に言を乞ひ諫を納るるの禮なり。

吳の孫綝、吳主親ら政事を覽・難問する所多きを以て、甚だ懼れ、錢里より返り、遂に疾と稱して、

朝せず、弟威遠將軍據をして、倉龍門に入りて宿衛せしめ、武衛將軍恩・偏將軍幹・長水校尉闓をして、分ちて諸營に屯せしめ、以て自ら固くせんと欲す。吳主、之を惡み、乃ち朱公主の死せる意を推す。全公主懼れて曰はく、「我、實に知らず。皆、朱據の二子熊・損の白す所なり」

と。是の時、熊は虎林督たり、損は外部督たり。吳主、皆、之を殺す。損の妻は即ち孫峻の妹なり。綝、諫むれども從はれず、是に由りて益懼る。吳主、陰に全公主及び將軍劉丞と與に、綝を誅するを謀る。全

后の父尙、太常・衛將軍たり。吳主、尙の子黃門侍郎紀に謂つて曰はく、「孫綝、執を専らにし、孤を輕小す。孤、前に之に勅し、速かに岸に上りて唐咨等の爲めに援を作さしむ。而るに湖中に留まり、岸に上ること

一步だにせず、又、罪を朱異に委し、擅に功臣を殺し、先づ表聞せざりき。第を橋南に築き、復た朝見せず。此れ自在を爲し、復た畏るる所

無し。久しく忍ぶ可からず。今、之を取らんことを規る。卿の父、中軍都督たり。密に士馬を嚴整せしめよ。孤、當に自ら出でて橋に臨み、宿衛虎騎、

左右無難を率ゐ、

- 【一】 倉。若に通ず。
- 【二】 朱公主云云。朱公主が殺されたる所以の意を尋問する也。朱公主の死は、前卷正元二年に見ゆ。
- 【三】 吳の外部督は建業の外營の兵を督す。
- 【四】 劉丞。吳志孫綝傳には劉承に作る。下文には同じく承に作る。
- 【五】 輕小。これを輕視して以て幼少と爲す也。
- 【六】 自在。居處自如にして、復た君上有るを知らざるをいふ。
- 【七】 中軍都督。衛將軍は中軍を督す。
- 【八】 吳に左右無難督あり、無難營の兵を督す。

一時に之を圍み、版詔を作りて繚の所領に敕し、皆、解散し、手を擧ぐるを得ざらしむべし。正に爾せば、自ら當に之を得べし。卿去り、但だ當に密ならしむべきのみ。卿、詔を卿の父に宣し、卿の母をして之を知らしむる勿かれ。女人は既に大事を曉らす、且つ繚が同堂姉なり。邂逅して漏洩せば、孤を誤らんこと小に非ざるなり」と。紀、詔を承け、以て尙に告ぐ。尙、遠慮無く、以て紀の母に語る。母、人をして密に繚に語らしむ。九月戊午、繚、夜、兵を以て尙を襲ひ、之を執へ、弟恩をして劉承を蒼龍門外に殺さしめ、明くる比ほひ、遂に宮を圍む。吳主大に怒り、馬に上り、〔三二〕 鞬を帶び、弓を執り、出でんと欲し、曰はく、「孤は、大皇帝の適子、位に在ること已に五年、誰か敢て従はざる者ぞ」と。侍中・近臣及び乳母、共に牽攀して之を止む。出づるを得ず。〔三三〕 歎咤して食はず。全后を罵りて曰はく、「爾の父慣慣たり。我が大事を敗れり」と。又、〔三四〕 紀を呼ばしむ。紀曰はく、「臣の父、詔を奉ずること謹ます、上に負く。面目の復た見ゆる無し」と。因つて自殺す。繚、光祿勳孟宗をして太廟に告げしめ、吳主を廢して會稽王と爲す。羣臣を召して議して曰はく、「少帝、荒病昏亂にして、以て大位に處り宗廟に承ふ可からず。已に先帝に告げて之を廢せり。諸君、若し同じからざる者有らば、異議を下せ」と。皆、震怖して曰はく、「唯だ將軍の令のままなり」と。繚、中書郎李崇を遣はして吳主の璽綬を奪はしめ、吳主の罪を以て、遠近に〔三五〕 班告す。尙

〔三二〕 同堂姉。同祖の姉。

〔三三〕 鞬。弓矢を戦むる器。

〔三四〕 歎咤。なげき、かなしむ。

〔三五〕 班告。わかち告ぐ。

書桓彝、名を署するを肯せず。繚怒りて之を殺す。〔三六〕 典軍施正、繚に勸む、「琅邪王休を迎へ立てよ」と。繚、之に従ふ。己未、繚、宗正楷をして、中書郎董朝と與に、琅邪王を會稽より迎へしめ、將軍孫耽を遣はし、會稽王亮を送りて國に之かしむ。亮時に年十六。全尙を零陵に徙し、尋いで追うて之を殺し、全公主を豫章に遷す。冬十月戊寅、琅邪王、行きて、〔三七〕 曲阿に至る。老公有り、王を遮り叩頭して曰はく、「事久しくば變生せん。天下、喁喁たり〔三八〕 願ハクハ陛下、是の日、進みて布塞亭に及ぶ。孫繚、琅邪王未だ至らざるを以て、入りて宮中に居らんと欲す。百官を召して會議す。皆、惶怖して色を失ひ、徒だ唯唯するのみ。選曹郎虞汜曰はく、「明公、國の〔三九〕 伊周と爲り、將相の任に處り、廢立の威を擅にし、將に上は宗廟を安んじ、下は百姓を惠まんとす。大小踴躍し、自ら以へらく、〔四〇〕 伊霍復た見はると。今、王を迎へて未だ至らざるに、而も宮に入らんと欲す。是の如くせば、羣下搖蕩し、衆聽疑惑せん。永く忠孝を終へ、名を後世に擧ぐる所以に非ざるなり」と、繚懼ばずして止む。汜は翻の子なり。繚、弟恩に命じて、丞相の事を行ひ、百僚を率ゐて、乘輿法駕を以て、琅邪王を永昌亭より迎へしむ。孫恩、璽符を奉す。王三たび讓りて乃ち受く。羣臣、次を以て奉引す。王、乘輿に就き、百官、位に陪す。繚、兵千人を以て半野に迎へ、道側に拜す。王、車を下りて答拜す。

〔三六〕 吳の制、中營に左右典軍を置く。

〔三七〕 琅邪王。吳の建興元年、休、丹陽に徙され、既にして又會稽に徙さる。

〔三八〕 曲阿。今の江蘇省金陵道丹陽縣治なり。

〔三九〕 喁喁。衆口、上に向ふ貌。

〔四〇〕 伊周。伊尹、周公。

〔四一〕 伊霍。伊尹、霍光。

即日、正殿に御す。大赦し、永安と改元す。孫綝、卿莽の臣と稱し、闕に詣りて上書し、印綬節鉞を上り、賢路を避けんことを求む。吳主、引見して慰諭す。詔を下して、綝を以て丞相・荊州の牧と爲し、邑五縣を増し、恩を以て御史大夫・衛將軍・中軍の督と爲し、縣侯に封じ、孫據・幹・闓を、皆、將軍に拜し、侯に封じ、又、長水校尉張布を以て、輔義將軍と爲し、永康侯に封ず。是より先、丹陽の太守李衡、數、事を以て 琅邪王を侵す。其の妻習氏、之を諫む。衡聽かず。琅邪王、上書し、它郡に徙らんと乞ふ。詔して、會稽に徙す。琅邪王位に即くに及びて、李衡憂懼し、妻に謂つて曰はく、「卿の言を用ひず、以て此に至れり。吾、魏に奔らんと欲す。何如」と。妻曰はく、「不可なり。君は本庶民のみ。先帝相抜くこと過重なり。既に數、無禮を作し、而して復た逆め自ら猜嫌し、逃げ叛きて・活きんことを求め、此を以て北に歸せば、何の面目ありて中國の人を見んや。琅邪王は、素より善を好み名を慕ひ、方に自ら天下に顯れんと欲す。終に私嫌を以て君を殺さざらんこと明かなり。自ら囚はれて獄に詣り・前失を表列し・顯かに・罪を受けんことを求む可し。此の如くせば、乃ち當に逆へて優饒せらる可し、但だ直に活くるのみに非ざらん」と。衡、之に従ふ。吳主、詔して曰はく、「丹陽の太守李衡、往事の嫌を以て、自ら 司敗に拘

【四〇】 吳主休、字は子烈。吳主權の第六子なり。

【四一】 休が丹陽に徙ること、七十五卷邵陵厲公嘉平四年に見ゆ。

【四二】 司敗。司寇なり。

【四三】 鈞云云。齊の桓公、公子糾と國を争ふや、管仲、桓公を射て帶鉤に中つ。子糾死するや、桓公、管仲を以て相と爲し、遂に諸侯に霸たり。晉の獻公、寺人披をして蒲を伐たしむるや、公子重耳、垣を

はる。夫れ 鈞を射袂を斬るは、君に在りて君の爲めにす。其れ衡を遣りて郡に還らしめ、自ら疑はしむる勿かれ」と。又、威遠將軍を加へ、授くるに 柴載を以てす。己丑、吳主、故の南陽王和の子 皓を封じて烏程侯と爲す。羣臣、皇后・太子を立てんことを奏す。吳主曰はく、「朕、寡徳を以て洪業を奉承し、事に泣むこと日淺く、恩澤未だ敷かず。后妃の號・嗣子の位は、急にする所に非ざるなり」と。有司固く請ふ。吳主許さず。孫綝、牛酒を奉じて、吳主に詣る。吳主受けず。〔綝〕齎して左將軍張布に詣る。酒酣にして、怨言を出して曰はく、「初め少主を廢する時、吾に自ら之を爲せと勸むる者多かりき。吾、陛下の賢明なるを以て、故に之を迎へたり。帝、我に非ざれば立たざりしならん。今、禮を上りて拒まる。是れ凡臣と異なる無し。當に復た圖を改むべきのみ」と。布、以て吳主に告ぐ。吳主、之を衝む。其の變有らんことを恐れ、數、賞賜を加ふ。戊戌、吳主、詔して曰はく、「大將軍、中外の諸軍事を掌り、事統煩多なり。其れ衛將軍御史大夫恩に侍中を加へ、大將軍と分ちて諸事を省せしむ」と。或は「綝、怨を懷き上を侮り、反を圖らんと欲す」と告ぐる者有り。吳主執へて以て綝に付す。綝、之を殺す。是に由りて益、懼し、孟宗に因り、出でて武昌に屯せんことを求む。吳主、之を許す。綝、盡く督する所の 中營の精

踰えて走る。披、其の袂を斬る。重耳、國に反るに及びて、披と國事を謀る。

【四四】 皓。和死し、皓全きこと、前卷邵陵厲公の嘉平五年に見ゆ。

【四五】 吾に云云。吾に帝位に即けと勸めし者少からすとの意なり。

【四六】 綝の權を分つ也。

【四七】 中營の兵は、即ち中軍なり。

兵萬餘人に救して、皆、裝載せしめ、又、武庫の兵器を取る。吳主、咸、給與せしむ。綝、中書の
 兩郎の、荊州の諸軍事を典知せんことを求む。主者奏す、『中書は應に外出すべからず』と。吳主、
 特に之を聽す。其の請求する所、一も違ふ者無し。將軍魏邈、吳主に説きて曰はく、『綝、外に居る。
 必ず變有らん』と。武衛の士施朔、又、『綝、反を謀る』と告ぐ。吳主將に綝を討たんとし、密に輔義
 將軍張布に問ふ。布曰はく、『左將軍丁奉は、吏書を能くせずと雖も、而も
 計略、人に過ぐ。能く大事を斷せん』と。吳主、奉を召して之に告げ、且
 つ問ふに計畫を以てす。奉曰はく、『丞相兄弟、支黨甚だ盛なり。恐らく
 は人心同じからず、卒に制す可からざらん。臘會に【五〇】陛兵有るに因りて
 以て之を誅す可し』と。吳主、之に従ふ。十二月丁卯、建業中、謠言す、
【五一】『明會、變有らん』と。綝、之を聞き、悦ばず。夜大に風ふき、屋を發
 き沙を揚ぐ。綝益々懼る。戊辰、臘會、綝、疾と稱して、至らず。吳主彊ひ
 て之を起す。使者十餘輩、綝、已むを得ず、將に入らんとす。衆、焉を止む。綝曰はく、『國家屢命
 有り。辭す可からず。豫め兵を整へ、府内をして火を起さしむ可し。是に由りて、速かに還るを得
 可し』と。遂に入る。尋いで火起る。綝、出でんことを求む。吳主曰はく、『外兵自ら多し。丞相
 を煩はすに足らざるなり』と。綝起ちて席を離る。奉、布、左右に目くばせして之を縛せしむ。綝、叩

【四九】 裝載は船を裝するなり。
 綝、此兵を以て自ら隨へて武
 昌に上らんと欲するなり。
 【五〇】 陛兵。宿衛の兵、殿陛を
 夾む者。謂はゆる陛戟の士な
 り。
 【五一】 明會。明日の臘會。吳は
 土徳を以て王たり、辰臘を用
 ぶ。

頭して曰はく、『願はくは交州に徙されんことを』と。吳主曰はく、『卿、何ぞ
 徙さざりしか』と。綝復た曰はく、『願はくは沒せられて官奴と爲らんことを』と。吳主曰はく、『卿、
 何ぞ胤・據を以て奴と爲さざりしか』と。遂に之を斬る。綝の首を以て其の
 衆に令して曰はく、『諸の・綝と謀を同じくする者は、皆、之を赦す』
 と。【五二】 仗を放つ者五千人。孫闓、船に乗り、北に降らんと欲す。追うて
 之を殺す。綝の三族を夷げ、孫峻の棺を發き、其の印綬を取り、【五三】 其の木
 を斲りて之を埋む。己巳、吳主、張布を以て中軍の督と爲す。【五四】 諸葛恪・
 滕胤・呂據等を改葬し、其の格等の事に懼りて遠く徙されたる者は、一切召
 し還す。朝臣、諸葛恪の爲めに碑を立てんと乞ふ者有り。吳主詔して曰
 はく、『盛夏に軍を出し、士卒傷損し、尺寸の功無かりしは、能く託孤の
 任を受くと謂ふ可からず。豎子の手に死せしは、智と謂ふ可からず』と。
 遂に寢む。

【五二】 胤・據が死すること前の
 甘露元年に見ゆ。
 【五三】 仗は器仗なり。仗を放つ
 とは、兵器を捨つる也。
 【五四】 北に降る。魏に降るをい
 ふ。
 【五五】 其の木云云。古は、棺椁
 の厚薄、皆、度有り。斲りて
 これを薄くし、以て貶を示す
 也。
 【五六】 恪が死せしこと前卷嘉平
 五年に見ゆ。
 【五七】 魏延云云。六十八卷漢の
 獻帝建安二十四年に見ゆ。
 【五八】 王平云云。七十四卷邵陵
 厲公正始五年に見ゆ。

初め漢の昭烈、【五九】 魏延を留めて漢中を鎮せしめ、皆、兵を諸圍に實し、
 以て外敵を禦ぎ、敵若し來り攻むとも、入るを得ざらしむ。興執の役に及びて、
 王平、曹爽を捍拒
 するや、皆、此の制を承く。姜維が事を用ふるに及びて、建議して以爲はく、『守を諸圍に錯くは、適

に敵を禦ぐ可くして、大利を獲ず。敵をして至らしむるに若かず。諸圍、皆、兵を斂め、穀を聚め、退きて漢樂二城に就き、敵が平に入るを聽し、關頭の鎮守を重くして以て之を捍ぎ、游軍をして旁出して以て其の虚を伺はしめば、敵、關を攻むとも克たず、野に散穀無く、千里、糧を運び、自然に疲乏せん。引き退くの日にして、然る後、諸城並に出で、游軍と力を并せて之を搏たん。此れ敵を殄ぼすの術なり」と。是に於て、漢主、督漢中の胡濟をして却きて漢壽に住ましめ、監軍王含をして樂城を守らしめ、護軍蔣斌をして漢城を守らしむ。

四年、春正月、黃龍二つ、寧陵の井中に見はる。是より先、頓丘・冠軍・陽夏の井中に屢、龍見はる有り。羣臣、以て吉祥と爲す。帝曰はく、「龍は君徳なり。上は天に在らず、下は地に在らずして、數井に屈するは、嘉兆に非ざるなり」と。潜龍の詩を作り、以て自ら諷す。司馬昭、見て之を惡む。

夏六月、京陵の穆侯王昶・卒す。
漢主、其の子謀を封じて北地王と爲し、詢を新興王と爲し、虔を上黨王と爲す。尙書令陳祗、巧佞

- 【五九】 漢樂二城。諸葛亮、これを築く。七十一卷明帝太和三年に見ゆ。
- 【六〇】 平。平地なり。
- 【六一】 漢壽。縣の名、本、漢の葭萌縣。蜀漢、名を改む。故城は今の四川省嘉陵道昭化縣の南に在り。
- 【六二】 帝、昭を誅するの志あり、養晦を務めずして、憤鬱の氣、辭に見はれ、自ら掩ふ能はず、蓋し亦淺し。此れ其の權臣の手に死する所以なり。

を以て、漢主に寵有り。姜維、位は祗の上に在りと雖も、而も多く衆を率ゐて外に在り、朝政を親らること希にして、權任、祗に及ばず。秋八月、丙子、祗・卒す。漢主、僕射義陽の董厥を以て尙書令と爲し、尙書諸葛瞻を僕射と爲す。

冬十一月、車騎將軍孫壹、婢に殺さる。
是の歲、王基を以て征南將軍と爲し、荊州の諸軍事を都督せしむ。

元 皇帝 上

景元元年、春正月朔、日、之を食する有り。
夏四月、有司に詔して、前命に率遵し、復た大將軍昭の位を相國に進め、晉公に封じ、九錫を加ふ。
帝、威權日に去るを見、其の忿に勝へず。五月己丑、侍中王沈・尙書王經・散騎常侍王業を召し、謂つて曰はく、「司馬昭の心は、路人も知る所なり。吾、坐ながら廢辱を受くる能はず。今日、當に卿（等）と與に自ら出でて之を討つべし」と。王經曰はく、「昔、魯の昭公、季氏に忍びず、敗走して國を失ひ、天下の笑

- 【二】 二年、孫壹、魏に降る。
- 【三】 晉書文帝紀に據れば、時に荊州を分つて二都督と爲し、基は新野に鎮し、州泰は襄陽に鎮す。
- 【一】 元帝は諱は奐、字は景明、武帝の孫、燕王宇の子なり。
- 甘露二年、安次縣常道郷公に封ぜらる。帝の本名は瑛、位に即きて名を奐と改む。
- 【二】 景元元年。西紀二六〇年なり。是の年六月改元す。
- 【三】 前命。前年の命。
- 【四】 路人云云。路人も亦、其の將に篡ばんとするを知る。
- 【五】 魯の昭公云云。春秋の時、魯の季氏、世世、魯國の政を執る。昭公に至りて、之を伐ちて勝たず、公、齊に逃れ、陽州に次り、乾侯に死す。

と爲れり。今、權、其の門に在ること、日たる久し。朝廷四方、皆、之が爲めに死を致し、逆順の理を顧みざるに、一日に非ざるなり。且つ宿衛空闕し、兵甲寡弱なり。陛下、何の資用する所ありて、一旦此の如くなる。乃ち疾を除かんと欲して更に之を深くする母からんや。禍殆ど測られざらん。宜しく重ねて詳かにせらるべし」と。帝乃ち懷中の黄素詔を出し、地に投じて曰はく、「之を行ふこと決せり。正に死せしむとも、何ぞ懼れん。況んや必ずしも死せざるをや」と。是に於て入りて太后に白す。沈業、奔走して昭に告ぐ。經を呼びて、與に俱にせんと欲す。經從はず。帝遂に劍を抜きて輦に升り、殿中の宿衛・蒼頭官僮を率ひ、鼓譟して出づ。昭の弟屯騎校尉佃、帝に東止車門に遇ふ。左右、之を呵す。佃の衆・奔走す。中護軍賈充、外より入り、逆へて帝と南闕の下に戰ふ。帝自ら劍を用ふ。衆、退かんと欲す。騎督成倅の弟太子の舍人濟、充に問うて曰はく、「事急なり。當に云何すべき」と。充曰はく、「司馬公、汝等を畜養するは、正に今日の爲めなり。今日の事は、問ふ所無きなり」と。濟即ち戈を抜き、前みて帝を刺す。車下に殞つ。(時三帝年)昭、之を聞き、大に驚き、自ら地に投ず。太傅孚、犇り往きて、帝を股に枕せしめ、而して哭すること甚だ哀し。曰はく、「陛下を殺せるは、臣の罪なり」と。昭、殿中に入り、羣臣を召して會議す。尙書左僕射陳泰至らず。昭、其の舅尙書荀顛をして之を召さしむ。泰曰はく、「世の論者、泰を以て舅

【六】黄素詔。黄色の絹に書したる詔。
 【七】帝、王沈を禮遇し、呼んで文籍先生と爲す。而るに變に臨みて乃ち是の如し、嗚呼。
 【八】騎督。騎兵を督す。

西の方。今、舅は泰に如かざるなり」と。子弟内外、咸共に之に逼る。乃ち入り、昭を見て悲慟す。昭も亦之に對して泣き、曰はく、「玄伯、卿、何を以てか我を處せん」と。泰曰はく、「獨だ賈充を斬る有り、少しく以て天下に謝す可きのみ」と。昭、之を久しうして曰はく、「卿、更に其の次を思へ」と。泰曰はく、「泰の言は、惟だ此よりも進む有らん。其の次を知らず」と。昭、乃ち復た更に言はず。顛は彘の子なり。太后、令を下して、高貴郷公を罪狀し、廢して庶人と爲し、葬るに民の禮を以てせしむ。王經及び其の家屬を收へて、廷尉に付す。經、其の母に謝す。母、顔色、變せず、笑つて應へて曰はく、「人誰か死せざらん。正に其の所を得ざらんことを恐る。此を以て命を并すとも、何の恨か之れ有らん」と。誅に就くに及びて、故の吏向雄、之を哭し、哀、一市を動かす。王沈、功を以て安平侯に封せらる。庚寅、太傅孚等上言し、王の禮を以て高貴郷公を葬らんと請ふ。太后、之を許す。中護軍司馬炎をして、燕王宇の子常道郷公璜を鄴より迎へしめ、以て明帝の嗣と爲す。炎は昭の子なり。

【九】方。此ぶる也。
 【一〇】今云云。顛は司馬氏に阿附し、已ば魏室に忠なるをいふ。
 【一一】玄伯。陳泰の字。
 【一二】當に君を弑するの罪を以て昭を罪すべきを言ふ。
 【一三】此の母に非ざれば、此の子を生ます。
 【一四】羣公。上公・三公より諸從公に至るまでをいふ。

辛卯、羣公、太后に奏す、「今より令書は、皆、詔制を稱せよ」と。癸卯、司馬昭固く相國・晉公・九錫の命を讓る。太后、詔して之を許す。

戊申、昭・上言す、『成濟兄弟、大逆不道なり』と。其の族を夷ぐ。

六月癸丑、太后、常道郷公に詔して、名を免と更む。甲寅、常道郷公、洛陽に入る。是の日、皇帝の位に即く。年十五。大赦し、改元す。

丙辰、詔して、司馬昭の爵位を進め、九錫、前の如し。昭固く讓る。乃ち止む。

癸亥、尙書右僕射王觀を以て司空と爲す。

吳の都尉嚴密、浦里塘を作らんと建議す。羣臣、皆、以爲へらく難しと。唯だ衛將軍陳留の濮陽興のみ以爲へらく成す可しと。遂に諸軍民を會し、就きて作せしむ。功費、勝げて數ふ可からず。士卒多く死亡し、民大に愁怨す。

會稽郡・謠言す、『王亮、當に還りて天子と爲るべし』と。而して亮の宮人告ぐ、『亮、巫をして禱祠せしめ、惡言有り』と。有司以て聞す。吳主、亮を黜けて、候官侯と爲し、遣りて國に之かしま。亮、自殺す。衛送者、皆、罪に伏す。

冬十月、陽郷の肅侯王觀・卒す。

十一月、詔して、燕王を尊び、待するに殊禮を以てす。

十二月甲午、司隸校尉王祥を以て司空と爲す。

【一五】浦里塘。丹陽郡宛陵縣の界に在り。今の安徽省蕪湖道宣城縣の地。
【一六】濮陽興。濮陽は姓、興は名。
【一七】候官。縣の名、建安郡に屬す。故城は今の福建省閩海道閩侯縣の東北に在り。

尙書王沈、豫州の刺史と爲る。初めて到るや、教を下し、屬城及び士民に敕して曰はく、『若し能く長吏の可否を陳べ、百姓の患ふる所を説く者有らば、穀五百斛を給せん。若し刺史の得失・朝政の寛猛を説く者には、穀千斛を給せん』と。主簿陳厥・褚碧入りて白して曰はく、『教旨、苦言を聞かんと思ひ、示すに勸賞を以てす。竊に恐らくは拘介の士、或は賞を憚りて言はず、貪味の人、將に利を慕うて妄舉せんとするを。苟くも宜しきに合はず、賞、虚しく行はずんば、則ち遠く聽く者、未だ當否の在る所を知らず、徒だ言の用ひられざるを見、因つて「設けて而も行はず」と謂はん。愚以爲へらく、下に告ぐるの事は、少しく後を須つ可し』と。沈又教へて曰はく、『夫れ、益を上に興し、分を下に受くるは、斯れ乃ち君子の操、何の言はざる事か之れ有らん』と。褚碧復た白して曰はく、『堯・舜・周公の能く忠諫を致せる所以は、其の欺誠の心著るるを以てなり。氷炭言はずして、而も冷熱の質、自ら明かなるは、其の實有るを以てなり。若し忠直を好むこと、氷炭の自ら然るが如くならば、則ち諂諂の言、將に求めずして、自ら至らんとす。若し徳は以て唐虞に配するに足らず、明は以て周公に並ぶに足らず、實は以て氷炭に同じうす可からずんば、重賞を懸くと雖も、忠諫の言、未だ致す可からざらん』と。沈乃ち止む。

【一八】益を興す。言を進めて上に益有るを言ふ。
【一九】分を受く。賞を受くるなり。
【二〇】欺誠。至誠。

二年、春三月、襄陽の太守胡烈、表して言はく、「吳の將鄧由、李光等、十八屯、謀を同じうして化に歸し、使を遣はして質任を送り、郡兵をして江に臨みて迎へ拔かしめんと欲す」と。王基に詔す、「諸軍を部分し、徑に沮水に造り、以て之を迎へよ。若し由等、期の如く到らば、便ち當に此に由りて江表を震蕩すべし」と。基、驛を馳せて、司馬昭に書を遣り、由等が疑ふ可きの狀を説き、「且く當に清澄すべし。未だ宜しく便ち重兵を擧げ、深く入りて之に應ずべからず」といふ。又曰はく、「夷陵の東西は、皆險隘にして、竹木叢蔚たり。卒に要害有らば、弩馬、陳べられざらん。今は、筋角濡弱にして、水潦方に降る。農を盛にするの務を廢し、必し難きの利を要む。此れ事の危き者なり。姜維が上邽に趣き、文欽が壽春に據れるは、皆、深く入りて利を求め、以て覆没を取れり。此れ近事の鑒戒なり。嘉平已來、累に内難有り。當今の宜は、當に務めて社稷を鎮安し、上下を撫寧し、農を力め本を務め、百姓を懷柔すべし。未だ宜しく衆を動かして以て外利を求むべからざるなり」と。昭、累に基の書を得、意狐疑し、諸軍に敕して、已に道に上る者は、且く權りて所在に停住し、(後)節度を須候せしむ。基復た昭に書を遣りて曰はく、「昔、漢祖、酈生の説を納れ、六國を封せんと欲す。張良の謀

- 【一】沮水。湖北省襄陽道内にあり。
- 【二】當に云云。事の虚實未だ定まらざること、水の混濁して其の淺深を測る能はざるが如し。且く當に之を清澄して以て俟つべしとの意。蓋し亦當時の常語なり。
- 【三】卒に云云。若し猝然として敵、要害の地に入り、伏を設けて邀へ撃たば、弩馬、其の力を陳ぶるを得ざらん。
- 【四】筋角濡弱。弓弩のことをいふ。春夏の交は、陽氣蒸潤し、筋角濡弱す。則ち弓弩の

に寤りて、趣して印を銷せしめき。基、謀慮淺短にして、誠に留侯に及ばざれども、亦、襄陽に食其の謬有らんことを懼る」と。昭、是に於て兵を罷め、基に書を報じて曰はく、「凡そ事を處する者、多く曲げて相從順し、能く確然として共に理實を盡すもの鮮し。誠に忠愛を感ず。規示せらるる毎に、輒ち來旨に依る」と。已に軍嚴を罷む。既にして由等果して降らず。烈は奮の弟なり。

- 【五】曹爽兄弟既に死し、累に廢立の事あり、母丘儉・諸葛誕相繼いで兵を擧げしを謂ふなり。
- 【六】各、其の至る所の地に就きて軍を住め、後の命令を待たしむる也。
- 【七】漢祖云云。十卷漢の高帝三年に見ゆ。
- 【八】軍嚴。軍裝なり。
- 【九】屋を比す。隣家なるをいふ。
- 【一〇】六百石。秘書令は秩六百石なり。

秋八月甲寅、復た司馬昭に命じ、爵位を進むること前の如し。受けず。冬十月、漢主、董厥を以て輔國大將軍と爲し、諸葛瞻を都護衛將軍と爲し、共に尙書の事を平かにせしめ、侍中樊建を以て尙書令と爲す。時に中常侍黃皓、事を用ふ。厥、瞻、皆、矯正する能はず。士大夫多く之に附く。唯だ建のみ皓と往來せず。秘書令郤正、久しく内職に在り、皓と屋を比し、周旋すること三十餘年、澹然として自ら守り、書を以て自ら娛む。既に皓に愛せられず、亦、皓に憎まれず、故に官、六百石に過ぎず、而して亦、其の禍に罹らず。漢主の弟甘陵王永、皓を憎む。皓、之を譖し、十年(間)朝見するを得ざらしむ。吳主、五官中郎將薛翊をして漢に聘せしむ。還るに及びて、吳主、漢の政の得失を問ふ。對へて曰はく、「主、闢くして其の過を知らず、臣下、身を容れ、以て罪を免る

るを求む。其の朝に入るに、直言を聞かず、其の野を經るに、民皆菜色あり。臣聞く、燕雀、堂に處り、子母相樂し、以て至安と爲す。突決し棟焚くれども、燕雀怡然として、禍の將に及ばんとするを知らずと。其れ是の謂か」と。珣は、綜の子なり。

是の歲、鮮卑の索頭部の大人拓跋力微、始めて其の子沙漢汗を遣はして入貢し、因つて留まりて質と爲らしむ。力微の先は、世北荒に居り、南夏に交はらず。可汗毛に至りて、始めて疆大に、國を統ぶること三十六、大姓九十九。後五世にして、可汗推寅に至り、南して大澤に遷る。又七世にして、可汗鄰に至り、其の兄弟七人及び族人乙旃氏、車悝氏をして分ちて部衆を統べしめ、十族と爲す。鄰老いて、位を以て其の子詰汾に授け、南に遷らしむ。遂に匈奴の故地に居る。詰汾卒し、力微立つ。復た徙りて衆浸く盛に、諸部、皆、畏れて之に服す。

- 【一】突。煙突。
- 【二】綜。薛綜。七十二卷明帝青龍元年に見ゆ。
- 【三】拓跋氏始めて此に見ゆ。
- 【四】可汗。北方民族の尊稱。大君長の意なり。
- 【五】定襄の盛樂。定襄は今の山西省右玉縣以北、綏遠道及び蒙古喀爾喀右翼四子部落の地。盛樂に治す。即ち盛樂なり、即ち今の和林格爾縣なり。

定襄の盛樂に居る。部

卷の第七十八

魏紀十

元皇帝下

景元三年、秋八月乙酉、吳主、皇后朱氏を立つ。朱公主の女なり。戊子、子聿を立てて太子と爲す。

漢の大將軍姜維、將に軍を出さんとす。右車騎將軍廖化曰はく、『兵戦めざれば必ず自ら焚くとは、伯約の謂なり。』智、敵に出でず、而して力、寇よりも小なり。之を用ひて、厭く無し。將に何を以てか存せんとする」と。冬十月、維入りて、洮陽に寇す。鄧艾、與に侯和に戦ひ、之を破る。維、退きて、沓中に住まる。初め維、羈旅を以て漢に依り、身、重任を受け、兵を興すこ

魏元皇帝景元三年

- 【一】景元三年。西紀二六二年なり。
- 【二】兵云云。左傳に、魯の襄仲曰はく、兵は猶ほ火のごときなり。戦めずんば、將に自ら焚かんとすと。
- 【三】伯約。姜維の字。
- 【四】智云云。智を較ぶるときは、敵人の上に出でずして、力を較ぶるときは、又弱小なるをいふ。
- 【五】洮陽。洮水の北。故城は今の甘肅省蘭山道臨潭縣。侯和は其の近傍に在るべきも詳ならず。
- 【六】沓中。今の甘肅省臨潭縣の西南に古の沓中成あり。
- 【七】羈旅云云。維、漢に降ること、七十一卷明帝太和元年に見ゆ。

と累年、功績立たず。黄皓、事を中に用ひ、右大將軍閻宇と親善にして、陰に維を廢して宇を樹てんと欲す。維、之を知り、漢主に言つて曰はく、『皓は姦巧専恣にして、將に國家を敗らんとす。請ふ之を殺さん』と。漢主曰はく、『皓は趨走の小臣なるのみ。往に董允毎に切齒せり。吾常に之を恨む。君、何ぞ意に介するに足らん』と。維、皓が枝附き葉連なるを見、失言を懼れ、遜辭して出づ。漢主、皓に救し、維に詣りて陳謝せしむ。維、是に由りて、自ら疑ひ懼る。洮陽より返り、因つて麥を沓中に種ゑんことを求め、敢て成都に歸らず。

吳主、濮陽興を以て丞相と爲し、廷尉丁密・光祿勳孟宗を左右御史大夫と爲す。初め興、會稽の太守たり。吳主、會稽に在りしとき、興、之を遇すること厚し。左將軍張布、嘗て會稽王の左右督將たり。故に吳主、位に即くや、二人皆貴寵せられて事を用ひ、布は宮省を典り、興は軍國に關り、佞巧を以て更に相表裏す。吳人、望を失ふ。吳主喜みて書を讀み、博士祭酒韋昭・博士盛冲と講論せんと欲す。張布、昭・冲が切直なるを以て、其の入りて侍せば己の陰過を言はんことを恐れ、固く之を諫止す。吳主曰はく、『孤が學に涉るは、羣書略ぼ徧し。但だ昭等と舊聞を講習せんと欲す。亦何の損する所あらん。君、特に當に昭等が臣下の姦慝を道はんことを

【八】董允云云。七十四卷邵陵厲公正始六年に見ゆ。
 【九】司馬昭、是れに因りて計を決し、維を沓中に絆し、而して蜀を伐つ。
 【一〇】吳主休、先に瑯邪王に封ぜられ、徙りて會稽に居り、會稽より入りて立つ。未だ嘗て會稽王に封ぜられず、會稽は當に瑯邪に作るべし。
 【一一】博士祭酒。前漢には五經博士に僕射一人あり、後漢には轉じて祭酒と爲す。官に祭酒と名づくるは皆一位の元長なり。

を恐れ、故に入らしむるを欲せざるなるべきのみ。此の如きの事は、孤已に自ら之に備ふ。昭等を須ちて然る後乃ち解せざるなり』と。布、皇恐して陳謝し、且つ言はく、『懼らくは政事を妨げん』と。吳主曰はく、『王務と學業とは、其の流各異なり、相妨げざるなり。此れ非と爲す所無し。而るに君以爲へらく宜しからずと。是を以て、孤、及ぶ所有るのみ。圖らざりき、君、今日、事に在り、更に此を孤に行はんとは。良に甚だ取らず』と。布、拜表して叩頭す。吳主曰はく、『聊か相開悟するのみ。何ぞ叩頭するに至らんや。君の忠誠の如きは、遠近の知る所なり。吾が今日の巍巍たるは、皆、君の功なり。詩に云はく、『初有らざるは靡し。克く終有るは鮮し』と。之を終ふるは實に難し。君其れ之を終へよ』と。然れども吳主、布が疑懼せんことを恐れ、卒に布の意の如く、其の講業を廢し、復た昭等をして入らしめず。

【一】皇。惶と通ず。
 【二】王務。王事。
 【三】事に在り。官に在りて事に任ずる也。
 【四】更に云云。蓋しこれを孫綽に比する也。綽が權を擅にするの時、吳主をして儒生を親近せしめざりしを以て也。
 【五】表の字は恐らくは衍ならん。
 【六】詩云云。大雅蕩の篇の辭なり。

譙郡の嵇康、文辭壯麗にして、好みて老莊を言ひ、而して奇を尙び任俠なり。陳留の阮籍、籍の兄の子咸、河内の山濤、河南の向秀、琅邪の王戎、沛國の劉伶と、特に相友とし善し、竹林の七賢と號す。皆、虚無を崇尚し、禮法を輕蔑し、酒を縱にして昏酣し、世事を遺落す。阮籍、步兵校尉と爲る。其の母卒するや、籍方に人と碁を圍む。對者、止めんことを求む。籍、留め

て與に 賭を決す。既にして酒を飲むこと二斗、聲を擧げて一たび號び、
して 骨立つ。喪に居りて酒を飲むこと、平日に異なる無し。司隸校尉何
曾、之を惡み、籍を司馬昭の座に 面質して曰はく、「卿は、情を 縦に
し禮に背き、俗を敗るの人なり。今、忠賢、政を執り、名實を綜核す。
卿の曹の若きは、長ず可からざるなり」と。因つて昭に謂つて曰はく、「公
方に孝を以て天下を治む。而るに阮籍が重哀を以て公座に酒を飲み肉を食
ふを聽さば、何を以てか人を訓へん。宜しく之を四裔に擯け、華夏を汚染
せしむる無かるべし」と。昭、籍の才を愛し、常に之を擁護す。曾は 三
夔の子なり。阮咸、素より姑の婢を幸す。姑、婢を將ゐて去る。咸方に客
に對す。遽に客の馬を借りて之を追ひ、 累騎して還る。劉伶、酒を嗜み、
常に 鹿車に乗り、一壺の酒を攜へ、人をして鍤を荷うて之に隨はしめ、
曰はく、「死せば便ち我を埋めよ」と。當時の士大夫、皆、以て賢と爲し、
争うて之を慕效し、之を放達と謂ふ。鍾會方に司馬昭に寵有り。嵇康の名
を聞きて之に造る。康、箕踞して 鍛ひ、之が禮を爲さず。會將に去らんとす。康曰はく、「何の聞
く所ありて來り、何の見る所ありて去るか」と。會曰はく、「聞く所を聞きて來り、見る所を見て去

血を吐くこと數升、毀瘠
【八】 賭を決す。勝負を決する也。
【九】 骨立つ。其の瘠すること甚だしく、身肉俱に消するを言ふ。
【一〇】 面質。面のあたり正義を以てこれを質むる也。
【一一】 昭が九錫を讓るや、籍、公卿に代りて勸進膳を爲る。辭甚だ清壯なり、故に昭其の才を愛す。
【一二】 夔。何夔。六十三卷漢の獻帝建安五年に見ゆ。
【一三】 累騎。兩人、一馬に騎る也。
【一四】 鹿車。小車。
【一五】 鍛。鍛冶する也。康、性巧にして鍛を好む。

る」と。遂に深く之を衝む。山濤、吏部郎たり、康を擧げて自ら代らしむ。康、濤に書を與へ、自ら「流俗に堪へず」と説き、而して湯武を非薄す。昭聞きて之を怒る。康、東平の呂安と親善なり。安の兄巽、安を不孝なりと誣ふ。康爲めに其の然らざるを證す。會因りて康を譖す。「康嘗て母丘儉を助けんと欲せり。且つ安、康、世に盛名有り。而して言論放蕩にして、時を害し教を亂る。宜しく此に因りて之を除くべし」と。昭遂に安及び康を殺す。康嘗て隱者 汲郡の孫登に詣る。登曰はく、「子、才多く識寡し。難きかな今の世に免るること」と。司馬昭、姜維が數、寇を爲すを患ふ。官騎路遺、刺客と爲りて蜀に入らんことを求む。從事中郎荀勗曰はく、「明公、天下の宰たり。宜しく正義に杖りて以て 違貳を伐つべし。而るに刺客を以て賊を除くは、四海に刑する所以に非ざるなり」と。昭、之を善しとす。勗は 爽の曾孫なり。昭、大擧して漢を伐たんと欲す。朝世、多く以て不可と爲す。獨り司隸校尉鍾會、之を勸む。昭、衆に諭して曰はく、「壽春を定めてより以來、役を息むること六年、兵を治め甲を繕ひ、以て 二虜に擬す。今、吳は、地廣大にして下濕なり。之を攻むるは、功を用ふること差難し。如かず、先づ巴蜀を定め、三年の後、流に隨ふの 執に因りて、水陸並び進まんに。

【一六】 湯武は革命す、而して康これを非とし薄しとす、故に昭聞きて怒る。
【一七】 汲郡。晉の泰始二年、始めて河内を分ちて汲郡と爲す。ここに汲郡といふは、史追うて書する也。
【一八】 官騎。驍騎なり。
【一九】 違貳。離背擯貳。
【二〇】 爽。荀爽、淑の子。漢末に公と爲る。
【二一】 二虜。吳と蜀。

此れ 虢を滅ぼし虞を取るの執なり。蜀の戦士を討るに九萬なり。成都に居守し、及び他境に備ふるもの、四萬に下らじ。然らば則ち餘衆、五萬に過ぎじ。今、姜維を沓中に絆ぎ、東顧するを得ざらしめ、直に駱谷を指し、其の空虚の地に出で、以て漢中を襲ひ、劉禪の闇を以てして、邊城外に破れ、士女内に震はば、其の亡びんこと知る可きなり」と。乃ち鍾會を以て鎮西將軍と爲し、關中を都督せしむ。征西將軍鄧艾以爲へらく、蜀未だ釁有らずと。屢異議を陳ぶ。昭、主簿師纂をして艾の司馬と爲らしめ、以て之を諭す。艾、乃ち命を奉ず。

姜維、漢主に表す、「聞く、鍾會、兵を關中に治め、進取を規らんと欲すと。宜しく竝に 左右車騎張翼、廖化を遣はし、諸軍を督し、分ちて 陽安關口及び 陰平の橋頭を護らしめ、以て未然を防ぐべし」と。黄皓、巫鬼を信じ、謂へらく、敵終に自ら 致らじと。漢主に啓し、其の事を寝む。羣臣、知るもの莫し。

四年、春正月、復た司馬昭に命じ、爵位を進むること前の如し。又、辭して受けず。

吳の交趾の太守孫贛、貪暴にして、百姓の患ふる所と爲る。會、吳主、(一) 察戰鄧荀を遣はして交趾に至らしむ。荀、擅に 孔爵三十頭を調して、建業に送る。民、遠役を憚り、因つて亂を作すを謀る。夏五月、郡吏呂興等、謂及び荀を殺し、使を遣はして 來りて太守及び兵を請ふ。九真・日南、皆、之に應ず。諸軍に詔して、大舉して漢を伐たしむ。征西將軍鄧艾を遣はし、三萬餘人を督し、狄道より、甘松・沓中に趣き、以て姜維を、連綴せしめ、雍州の刺史諸葛緒をして、三萬餘人を督し、祁山より、武街橋頭に趣き、維の歸路を絶たしめ、鍾會をして、十餘萬の衆を統べ、分ちて斜谷・駱谷・子午谷より、漢中に趣かしめ、廷尉衛瓘を以て、節を持って艾・會の軍事を監し、鎮西軍司(事)を行はしむ。瓘は 凱の子なり。會、幽州の刺史王雄の孫戎に過りて問ふ、「計將た安にか出でん」と。戎曰はく、「道家、言へる有り、爲して而も恃まず」と。功を成すの難きに非ず。之を保つのは難きなり」と。或るひと以て參相國軍事平原の劉寔に問うて曰はく、「鍾・鄧は其れ蜀を平げんか」と。寔曰はく、「蜀を破らんこと必せり。而れども皆還らざらん」と。客、其の故を問ふ。寔笑つて答へず。秋八月、軍、洛陽を發す。大に將士に

魏元皇帝景元四年

- 【一】 魏云云。春秋に、晉の獻公、虢を滅ぼし、因つて以て虞を滅す。此れ蜀を滅ぼし勢に乗じて、以て吳を滅ぼす可きを言ふなり。
- 【二】 姜維を沓中に絆ぐ。足を繋ぐを絆と曰ふ。姜維をして沓中より出づることを得ざるやうにするをいふ。
- 【三】 時に張翼、左車騎將軍たり、廖化、右車騎將軍たり。
- 【四】 陽安關。陽平關。陝西省漢中道沔縣にあり。
- 【五】 陰平の橋頭。甘肅省渭川道文縣に在り。
- 【六】 致。至る也。

- 【一】 察戰。吳の官名。
- 【二】 孔爵。孔雀なり。
- 【三】 魏に使を遣はす也。
- 【四】 甘松。今の甘肅省蘭州道岷縣の南に在り。
- 【五】 連綴。牽制する也。
- 【六】 武街橋頭。甘肅省渭川道成縣に在り。
- 【七】 衛瓘は武帝・文帝・明帝に歴事す。
- 【八】 王雄は幽州の刺史たりしとき、勇士を遣はして軻比能を刺殺せしむ。
- 【九】 爲して恃まず。老子の言なり。
- 【一〇】 鍾鄧の禍は、識者固よりこれを知るなり。

賚ひ、師を陳し衆に誓ふ。將軍鄧敦謂へらく、「蜀は未だ討つ可からず」と。司馬昭斬りて以て狗
 漢人、魏の兵且に至らんとすと聞き、乃ち廖化を遣はし、兵を將ゐて沓中に詣り、姜維の繼援を
 爲さしめ、張翼・董厥等をして、陽安關口に詣り、諸圍の外助を爲さしむ。大赦し、炎興と改元す。
 諸圍に救して、皆、戰ふを得ず、退きて漢樂二城に保せしむ。城中各、兵五千人有り。翼・厥、北
 して陰平に至り、諸葛緒將に建威に向はんとすと聞き、留住すること月餘、
 之を待つ。鍾會、諸軍を率ゐ、平行して漢中に至る。九月、鍾會、前將
 軍李輔をして萬人を統べて王含を樂城に圍ましめ、護軍荀愷をして、蔣斌
 を漢城に圍ましむ。會、徑に過ぎ、西して陽安口に趣き、人を遣はして
 諸葛亮の墓を祭らしむ。初め漢の 武興の督蔣舒、事に在りて、 稱
 せらるる無し。漢朝、人をして之に代らしめ、將軍傅僉を助けて關口を守
 らしむ。舒、是に由りて恨む。鍾會、護軍胡烈をして前鋒と爲りて關口
 を攻めしむ。舒詭りて僉に謂つて曰はく、「今、賊至れるに撃たず、而して城を閉ちて自ら守るは、
 良圖に非ざるなり」と。僉曰はく、「命を受けて城を保つ。惟だ全くするを功と爲す。今、命に違つて
 出で戦ひ、若し師を喪ひ國に負かば、死すとも益無からん」と。舒曰はく、「子は城を保ち全きを獲
 るを以て功と爲し、我は出で戦ひ敵に克つを以て功と爲す。請ふ各、其の志を行はん」と。遂に其

- 【一】 賚。賜ふ也。
- 【二】 姜維の言を用ふる也。
- 【三】 諸葛亮は沔陽に葬らる。
- 【四】 武興は漢の武都の沮縣なり。蜀、其の衝要に當るを以て、武興督を置き、以てこれを守らしむ。今の陝西省漢中道略陽縣の東百十里に在り。
- 【五】 稱せらるる無し。其の功績稱す可き者無し。

の衆を率ゐて出づ。僉、其の戦はんことを謂ひ、備を設けず。舒、其の衆を率ゐ、迎へて胡烈に降る。
 烈、虚に乗じて城を襲ふ。僉、格闘して死す。僉は 彤の子なり。鍾會、關口已に下ると聞き、長
 驅して前み、大に庫藏積穀を得たり。鄧艾、 天水の太守王頎を遣はし、
 直に姜維の營を攻め、隴西の太守牽弘をして、其の前を邀へ、金城の太守
 楊欣をして、甘松に趣かしむ。維、鍾會の諸軍已に漢中に入ると聞き、
 兵を引き還る。欣等追躡し、 彊川口に於て大に戦ふ。維、敗走し、諸
 葛緒已に道を塞ぎ橋頭に屯すと聞き、乃ち 孔函谷より北道に入り、緒の
 後に出でんと欲す。緒、之を聞き、却き還ること三十里。維、北道に入る
 こと三十餘里、緒の軍却き尋いで還ると聞き、橋頭より過ぐ。緒、趣して
 維を截たんとす。 較るること一日 維及ばず。維遂に還り、陰平に至り、
 士衆を合はせ集め、關城に赴かんと欲す。其の已に敗るるを聞き、退き
 て 白水に趣き、廖化・張翼・董厥等に遇ひ、兵を合はせて 劍閣を守り、
 以て會を拒ぐ。

- 【一】 彤。傅彤死すること、六十九卷文帝黃初三年に見ゆ。
- 【二】 前漢の天水郡を後漢改めて漢陽郡と曰ひ、魏復た天水と謂ふ。
- 【三】 彊川口。嶺臺山の南に在り。嶺臺山は一名、西傾山、今の甘肅省蘭山道臨潭縣の西に在り。
- 【四】 孔函谷。今の甘肅省渭川道武都縣に在り。
- 【五】 較。遇きをいふ。
- 【六】 白水。故城は今の四川省嘉陵道昭化縣に在り。
- 【七】 劍閣。廣漢郡に屬す。昭化縣の南方にある絶險の地なり。

安國の元侯高柔・卒す。
 冬十月、漢人、急を吳に告ぐ。甲申、吳主、大將軍丁奉をして、諸軍を督して壽春に向はしむ。將

軍留平、施績に南郡に就き、兵の向ふ所を議す。將軍丁封、孫異、沔中に如き、以て漢を救ふ。詔して、征蜀の諸將の捷を獻すること交、至るを以て、復た大將軍昭に命じ、位を進め爵賜すること、一に前詔の如し。昭乃ち命を受く。昭、任城の魏舒を辟して相國の參軍と爲す。初め舒、少時遲鈍にして、郷親に重んぜられず。從叔父吏部郎衡、當世に名有り、亦、之を知らず。水碓を守らしむ。毎に歎じて曰はく、『舒、數百戸の長に堪へば、我が願畢らん』と。舒も亦以て意に介せず、皎厲の事を爲さず。唯だ太原の王父、舒に謂つて曰はく、『卿は終に當に台輔と爲るべし』と。常に其の匱乏を振ふ。舒、受けて辭せず。年四十餘にして、郡、上計掾を擧げ、孝廉を察す。宗黨、舒が學業無きを以て、勸めて就かざらしめ、『以て高きを爲す可し』と。舒曰はく、『若し試みられて中らずんば、其の負、我に在り。安んぞ虚しく。就かざるの高きを竊み、以て己の榮と爲す可けんや』と。是に於て自ら課し、百日に一經を習ふ。因つて對策して第に升る。後將軍鍾毓の長史に累遷す。毓、參佐と射る毎に、舒常に爲めに籌を畫するのみ。後、友人足らざるに遇ひ、舒を以て數に滿つ。舒、容範閒雅にして、發すれば中らざる無し。擧坐愕然たり。敵する者有る莫し。毓、歎じて謝し

て曰はく、『吾の以て卿が才を盡すに足らざるは、此の射の如き有り。豈に一事のみならんや』と。相國の參軍と爲るに及びて、府朝の碎務は、未だ嘗て是非を見ず。廢典の大事の衆人能く斷する莫き者に至りては、舒徐ろに爲めに之を籌り、多く衆議の表に出づ。昭深く之を器重す。癸卯、皇后卞氏を立つ。昭烈將軍秉の孫なり。鄧艾進みて陰平に至り、精銳を簡選し、諸葛緒と與に江油より成都に趣かんと欲す。緒以へらく、本節度を受けて姜維を邀ふ。西行するは本詔に非ずと。遂に軍を引ききて白水に向ひ、鍾會と合す。會、軍教を専らにせんと欲し、密に「緒、畏懦にして進まず」と白す。檻車をもて徵還し、軍悉く會に屬す。姜維、營を列して險を守る。會、之を攻むれども克つ能はず、糧道險遠に、軍食乏しく、引きて還らんと欲す。鄧艾、上言す、『賊已に摧折す。宜しく遂に之に乗ずべし。若し陰平より、邪徑に由り、漢の德陽亭を經、涪に趣き、劍閣の西に出づること百里、成都を去ること三百餘里、奇兵、其の腹心を衝き、其の不意に出では、劍閣の守、必ず還りて涪に赴かん。則ち會、軌を方べて進まん。劍閣の軍還らずんば、則ち涪に應ずるの兵寡からん』と。遂に陰平より、無人の地を行くこと、七百餘里、山を鑿ち道を通じ、橋閣を造作す。山谷高深にして、至つて艱險と爲

- 【三】 沔中は時に魏の境たり。吳の兵未だ至ること能はず。其の向ふ所を擬するのみ。
- 【四】 昭始めて相國・晉公・九錫の命を受く。
- 【五】 郷親。郷里親戚。
- 【六】 水碓。水車。
- 【七】 數百戸の長。小邑の長。
- 【八】 皎厲。皎は、顯白なり。厲は嚴峻なり。舒が凡庸の言動を爲し居たりしをいふ。
- 【九】 參佐。參軍及び諸の佐吏なり。
- 【一〇】 友人。射は兩人を以て朋友と爲す。

【一】 府朝。府廷なり。

【二】 碎務。些細なる事務。

【三】 江油。今の四川省西川道江油縣。

【四】 白水。白水關なり。今の四川省嘉陵道昭化縣の西北にあり。

【五】 德陽亭。今の四川省嘉陵道遂寧縣の東南に在り。

【六】 涪。今の四川省西川道綿陽縣。

又、糧運將に置しからんとし、危殆に瀕す。艾、氈を以て自ら裹み、推轉して下る。將士、皆、木を攀ち崖に緣り、魚貫して進む。先登、江油に至る。蜀の守將馬邈降る。諸葛瞻、諸軍を督して艾を拒ぎ、涪に至り、停住して進まず。尙書郎黃崇は、權の子なり、屢瞻に勸む、「宜しく速かに行きて險に據るべし。敵をして平地に入るを得しむる無かれ」と。瞻、猶豫して未だ納れず。崇、再三之を言ひ、涕を流すに至る。瞻、從ふ能はず。艾遂に長驅して前み、擊ちて瞻の前鋒を破る。瞻退きて、縣竹に住まる。艾、書を以て瞻を誘うて曰はく、「若し降らば、必ず表して琅邪王と爲さん」と。瞻怒り、艾の使を斬り、陳を列して以て艾を待つ。艾、子惠唐亭侯忠を遣はして其の右に出でしめ、司馬師纂等をして其の左に出でしむ。忠、纂、戰つて利あらず、竝に引き還り、曰はく、「賊未だ撃つ可からず」と。艾怒りて曰はく、「存亡の分るるは、此の一舉に在り。何の不可か之れ有らん」と。忠、纂等を叱し、將に之を斬らんとす。忠、纂馳せ還りて更に戰ひ、大に破り、瞻及び黃崇を斬る。瞻の子尙、歎じて曰はく、「父子、國の重恩を荷ひ、早く黃皓を斬らず、國を敗り民を殄さしむ。生を用ひて何をか爲さん」と。馬に策うち陳を冒して死す。漢人、魏の兵卒に至るを意はず、城守調度を爲さず。艾已に平土に入ると聞き、百姓擾擾として、皆、山澤に逃り、禁制す可

【三〇】 魚貫。單行にして相繼ぎて進む也。

【三一】 權。黃權、劉璋に用ひらる。先主、吳を伐ちて敗るるや、權隔たりて江北に在り、遂に魏に降る。

【三二】 縣竹。縣の名、廣漢郡に屬す。今の四川省西川道縣竹縣。

【三三】 諸葛氏はもと琅邪の人なり、故に此を以て之を誘ふ。

からず。漢主、羣臣をして會議せしむ。或は以はく、「蜀と吳とは、本與國たり。宜しく吳に奔る可し」と。或は以はく、「南中の七郡は、阻險にして斗絶し、以て自ら守り易し。宜しく南に奔る可し」と。光祿大夫譙周以はく、「古より以來、它國に寄りて天子と爲れる者無し。若し吳國に入らば、亦當に臣服すべし。且つ政を治むること殊ならざれば、則ち大能く小を呑む。此れ數の自然なり。此に由りて之を言へば、則ち魏能く吳を并せ、吳、魏を并す能はざらんこと、明かなり。等しく爲めに臣と稱せば、小の爲めにするは大の爲めにするに孰與ぞ。再辱の恥は、一辱に何與ぞ。且つ若し南に奔らんと欲せば、則ち當に蚤く之が計を爲すべく、然る後果す可し。今、大敵已に近く、禍敗將に及ばんとし、羣小の心、一も保す可き無し。恐らくは發足するの日、其の變測られざらん。何ぞ南に至ること之れ有らんや」と。或るひと曰はく、「今、艾已に遠からず。恐らくは降を受けざらん。之を如何せん」と。周曰はく、「方今、東吳未だ賓せず。事執、受けざるを得ず。之を受くれば、禮せざるを得ず。若し陛下、魏に降り、魏、土を裂きて以て陛下を封せずんば、周請ふ身づから、京都に詣り、古義を以て之を争はん」と。衆人、皆、周の議に従ふ。漢主、猶ほ、南に入らんと欲し、狐疑して未だ決せず。周、上疏して曰はく、「南方の遠夷の地は、平常、

【三四】 南中の七郡。越嶲・朱提・牂柯・雲南・興古・建寧・永昌なり。

【三五】 再辱一辱。今、魏に降るは一辱のみ。若し吳に奔りて臣と稱せば、是れ一辱なり。而して俱に亡び又魏に臣服せんとす、是れ再辱と爲す。

【三六】 京都。洛陽の魏都をいふなり。

【四】 供爲する所無く、猶ほ數々反叛す。丞相亮が兵威を以て之に偪りしより、窮して乃ち率從す。今、若し南に至らば、外は當に敵を拒ぐべく、内は服御を供し、費用張廣し、他には取る所無く、諸夷を耗損せん。其の叛せんこと必せり」と。漢主乃ち侍中張昭等を遣はし、璽綬を奉じ、以て艾に降る。北地王諶怒りて曰はく、「若し理窮まり力屈し、禍敗將に及ばんとせば、便ち當に父子君臣、城を背にして一戦し、同じく社稷に死し、以て先帝に見ゆべくして、可なり。奈何ぞ降らんや」と。漢主聽かず。是の日、諶、昭烈の廟に哭し、先づ妻子を殺し、而る後、自殺す。張紹等、鄧艾を 雒に見る。艾大に喜び、報書して褒納す。漢主、太僕蔣顯を遣はし、別に姜維に敕し、(維ヲ)鍾會に降らしむ。又、尙書郎李虎を遣はし、士民簿を艾に送る。戶二十八萬、口九十四萬、甲士十萬二千、吏四萬人。艾、成都の城北に至る。漢主、太子・諸王及び羣臣六十餘人を率ゐ、(四七)面縛して 櫬を輿ひ、軍門に詣る。(後主、時に)艾、節を持し、縛を解き櫬を焚き、延請して相見、將士を 檢御し、虜略するを得る無からしめ、降附を綏納し、舊業に復せしめ、輒ち 鄧禹の故事に依り、制を承けて、漢

【四】 供爲云云。其の民、既に稅租を出して以て上の用に供せず、又、力を出して上の爲めに施爲する所有らざるを言ふ。
【四七】 面縛。手を後に縛る也。
【四八】 櫬。棺なり。將に死を受けんとするを示す也。蜀漢、こに滅ぶ。漢の先主、獻帝十九年を以て蜀を得、魏の文帝黃初二年、帝位に即き、二世に傳へ、四十三年にして亡ぶ。
【四九】 檢御。禁制する也。
【五〇】 鄧禹云云。鄧禹が制を承けて陳讞に授くるの故事に依る也。

主禪を拜して驃騎將軍(事)を行はしめ、太子を奉車とし、諸王を駙馬都尉とし、漢の羣司を、各高下に隨つて、拜して王官と爲し、或は艾の官屬を領せしめ、師纂を以て益州の刺史を領し、隴西の太守牽弘等をして蜀中の諸郡を領せしむ。艾、黃皓が姦險なるを聞き、收閉し、將に之を殺さんとす。皓、艾の左右に賂ひ、卒に以て免るるを得たり。姜維等、諸葛瞻敗れぬと聞き、未だ漢主の嚮ふ所を知らず、乃ち軍を引き、東して 巴に入る。鍾會、軍を進めて涪に至り、胡烈等をして維を追はしむ。維、 麴に至り、漢主の敕命を得たり。乃ち兵に令して悉く 仗を放たしめ、節傳を胡烈に送り、自ら東道より、廖化・張翼・董厥等と、同じく會に詣りて降る。(五) 將士咸怒り、刀を抜きて石を斫る。是に於て諸郡縣の 圍守、皆、漢主の敕を被り、兵を罷めて降る。鍾會、厚く姜維等を待ち、皆、權に其の印綬節蓋を還す。
吳人、蜀已に亡ぶと聞き、乃ち丁奉等の兵を罷む。吳の 中書丞吳郡の華覈、宮門に詣り、上表して曰はく、「伏して聞く、成都、守られず、臣主播越し、社稷傾覆し、委附の土を失ひ、貢獻の國を棄てたりと。臣、草芥を以て、竊に懷寧んせず。陛下、聖仁にして、恩澤遠く撫づ。卒に此の如きを聞かば、必ず哀悼を垂れん。臣、忭悵

【五二】 巴。即ち巴中なり。四川省嘉陵道巴中縣の地。
【五三】 麴。縣の名、廣漢郡に屬す。今の四川省嘉陵道三台縣。
【五四】 仗。器仗。兵器なり。
【五五】 これを觀れば、蜀の將士豈に人に下るを肯ぜんや、其の主これを用ふる能はざるのみ。
【五六】 圍守。即ち魏延の置く所の漢中の諸圍の守兵。
【五七】 中書丞は蓋し吳の置く所の官なり。
【五八】 草芥。綱目には草芥に作る。

の情に勝へず。謹んで拜表して以て聞す」と。魏の蜀を伐つや、吳人或は襄陽の張悌に謂つて曰はく、「司馬氏、政を得て以來、大難屢作り、百姓未だ服せず。今、又、力を勞して遠く征す。敗るるに暇あらず。何を以てか能く克たん」と。悌曰はく、「然らず。曹操は、功、中夏を蓋ふと雖も、民、其の威を畏れて、其の徳に懐かざりしなり。丕、叡、之を承け、刑繁く役重く、東西に驅馳し、寧歳有る無かりき。司馬懿父子、累に大功有り、其の煩苛を除きて、其の平惠を布き、之が謀主と爲りて、其の疾苦を救へり。民心、之に歸すること、亦已に久し。故に淮南三たび叛すれども、腹心擾れず、曹髦の死するや、四方動かざりき。賢に任じ能く使ひ、各、其の心を盡す。其の本根固く、姦計立てり。今、蜀は、閹宦、朝を専らにし、國に政令無く、而して戎を遊び武を驕し、民勞し卒敵れ、外利を競ひ、守備を修めず。彼、疆弱同じからず、智算亦勝る。危きに因りて伐つ。殆ど、克たざる無からん。噫、彼の志を得るは、我の憂なり」と。吳人、其の言を笑ふ。是に至りて乃ち服す。

【五八】大難云云。王凌・母丘儉・諸葛誕が兵を擧げしをいふ。
【五九】平惠。綱目には恩惠に作る。
【六〇】淮南云云。邵陵厲公の嘉平元年、王凌叛し、高貴郷公の正元元年、母丘儉叛し、甘露二年、諸葛誕叛す。
【六一】漢・漢の獻帝建安六年、劉璋、涪陵縣を以て分ちて丹興・漢葭二縣を立つ。

吳人、武陵の五溪の夷が蜀と界を接するを以て、蜀亡び、其の叛亂せんことを懼れ、乃ち越騎校尉鍾離牧を以て、武陵の太守を領せしむ。魏、已に漢葭縣の長郭純を遣はし、試に武陵の太守(事)を守り、涪陵の民を率ゐ、遷陵の界に入り、赤沙に屯し、諸夷を誘ひ動かさし、進みて西陽を攻めしむ。郡中震ひ懼る。牧、朝吏に問うて曰はく、「西蜀傾覆し、邊境侵さる。何を以てか之を禦がん」と。皆對へて曰はく、「今、二縣は山險にして、諸夷、兵を阻む。軍を以て驚擾す可からず。驚擾せば則ち諸夷盤結せん。宜しく漸を以て安んずべし。恩信吏を遣はして教を宣べ慰勞せしむ可し」と。牧曰はく、「外境內侵し、人民を誑誘す。當に其の根柢未だ深からざるに及びて之を撲取すべし。此れ火を救ふは速かなるを貴ぶの執なり」と。外に敕して趣かに嚴せしむ。撫夷將軍高尚、牧に謂つて曰はく、「昔、潘太常、兵五萬を督し、然る後五溪の夷を討てり。是の時、劉氏連和し、諸夷、化に率へり。今、既に往日の援無くして、郭純已に遷陵に據る。而るに明府、三千の兵を以て深く入らんと欲す。尙未だ其の利を見ざるなり」と。牧曰はく、「非常の事は、何ぞ舊に循ふを得ん」と。即ち領する所(兵)を帥ゐ、晨夜、道に進み、山險に緣うて行くこと、二千里に垂なんとし、惡民の異心を懷く者・魁帥百餘人及び其の支黨凡そ千餘級を斬る。純等散走す。五溪皆平ぐ。

【六二】涪陵。今の四川省東川道彭水縣治。
【六三】遷陵。湖南省辰沅道保靖縣の東に在り。
【六四】赤沙。湖南省武陵道華容縣の南に在り。
【六五】西陽。縣の名、故城は今の四川省東川道西陽縣の北に在り。
【六六】朝吏。郡朝の吏。
【六七】潘太常云云。七十二卷明帝太和五年に見ゆ。

十二月庚戌、司徒鄭冲を以て太保と爲す。

壬子、益州を分ちて梁州と爲す。

癸丑、特に益州の士民を赦し、租税の半を復除すること五年。

乙卯、鄧艾を以て太尉と爲し、邑二萬戸を増し、鍾會を司徒と爲し、邑萬戸を増す。

皇太后郭氏歿す。

鄧艾、成都に在り、頗る自ら矜伐し、蜀の士大夫に謂ふ、『諸君、頼に艾に遭ふ、故に今日有るを得るのみ。如し、吳漢の徒に遇ひしならば、已に殄滅せしならん』と。艾、書を以て、晉公昭に言つて曰はく、『兵に、聲を先にして實を後にする者有り。今、蜀を平ぐるの執に因りて以て吳に乗せば、吳人震恐せん。席巻の時なり。然れども大舉の後、將士疲勞し、便ち用ふ可からず。且く之を徐緩し、隴右の兵二萬人・蜀の兵二萬人を留めて、鹽を煮冶を興し、軍農の要用を爲り、竝に舟船を作り、豫め・流に順ふの事を爲し、然る後使を發し、告ぐるに利害を以てせば、吳必ず化に歸し、征せずして定む可からん。今、宜しく劉禪を厚くして以て孫休を致すべし。禪を封じて扶風王と爲し、其の資財を錫ひ、其の左右を供し、郡に董卓塢有り、之が宮舎と爲し、其の子を爵し

【六八】益州は蜀・犍爲・汝山・漢嘉・江陽・朱提・越嶲を統ぶ。梁州は漢中・梓潼・廣漢・涪陵・巴・巴西・巴東を統ぶ。

【六九】蜀を平ぐるの功を賞する也。

【七〇】吳漢が成都を屠りしこと、四十二卷漢の光武建武十二年に見ゆ。

【七一】晉公昭。即ち司馬昭なり。

【七二】鹽云云。蜀に鹽井あり、朱提は銀を出し、嚴道・郫都は銅を出し、武陽・南安・臨邛・沔陽は皆鐵を出す。

【七三】董卓塢。漢末に將軍董卓、塢を扶風の郡縣に築けり。

て公侯と爲し、郡内の縣を食ましめ、以て命を歸するの寵を顯し、廣陵・城陽を開き、以て吳人を待たば、則ち威を畏れ徳に懷き、風を望みて從はん』と。昭、監軍衛瓘をして艾に諭さしむ、『事當に報を須つべし。宜しく輒ち行ふべからず』と。艾重ねて言つて曰はく、『命を銜みて征行し、指授の策を奉じ、元惡既に服せり。制を承けて拜假し、以て初附を安んずるに至りては、謂へらく權宜に合へりと。今、蜀・衆を擧げて命を歸し、地、南海を盡し、東は吳會に接す。宜しく早く鎮定すべし。若し國命を待たば、道途に往復し、日月を延引せん。春秋の義、大夫、疆を出で、以て社稷を安んじ國家を利す可き有らば、之を專らにして可なり。今、吳未だ賓せず、執、蜀と連なる。常に拘り以て事機を失ふ可からず、兵法に、進みては名を求めず、退きては罪を避けずと。艾、古人の節無しと雖も、終に自ら嫌うて以て國家の計を損せざるなり』と。鍾會、内に異志有り。姜維、之を知り、擾亂を構成せんと欲し、乃ち會に説きて曰はく、『聞く、君、淮南より已來、算に遺策無く、晉道克く昌なるは、皆、君の力なりと。今復た蜀を定め、威徳、世に振ひ、民、其の功を高しとし、主、其の謀を畏る。此を以て安にか歸せんと欲するや。何ぞ陶朱公に法

【七四】廣陵・城陽を開きて王國と爲し、以て孫休を待つ也。

廣陵は徐州に屬し、城陽は青州に屬す。魏の廣陵郡は淮陰の故城に治し、城陽郡は莒に治す。二郡の壤界實に相接する也。

【七五】大夫云云。公羊傳の言。

【七六】賓。服從する也。

【七七】進云云。孫子の言。

【七八】淮南。諸葛誕を平げしをいふ。

【七九】陶朱公。越の大夫范蠡、既に越王句踐と與に吳を滅ぼし、以て會稽の恥を雪ぎ、乃ち扁舟、五湖に汎びて、陶に止まり、其の跡を絶たんと欲し、乃ち號して陶朱公と曰ふ。

りて・舟に汎び迹を絶ち・功を全くし身を保たざるや」と。會曰はく、「君の言は遠し。我、行ふ能はず。且つ今の道たる、或は未だ此に盡きざるなり」と。維曰はく、「其の佗は則ち君の智力の能くする所なり。老夫を煩はす無し」と。是に由りて、情好・歡すること甚だしく、出づれば則ち輩を同じうし、坐すれば則ち席を同じうす。會、鄧艾が制を承け事を専らにするに因りて、乃ち衛瓘と與に、密に「艾、反狀有り」と白す。會、善く人の書に效ふ。劔閣に於て、艾の章表白事を要し、皆、其の言を易へ、辭指をして悖傲にして多く自ら矜伐せしめ、又、晉公昭の報書を毀り、手づから作りて以て之を疑はす。

〔一〕 威熙元年、春正月壬辰、詔して、檻車を以て鄧艾を徵す。晉公昭、艾が命に従はざらんことを恐れ、鍾會に敕して、進みて成都に軍せしめ、又、賈充を遣はし、兵を將ゐて斜谷に入らしめ、昭自ら大軍を將ゐ、帝の長安に幸するに従ふ。諸王公皆鄴に在るを以て、乃ち山濤を以て行軍司馬と爲し、鄴に鎮せしむ。初め鍾會、才能を以て任せらる。昭の夫人王氏、昭に言つて曰はく、

- 【八〇】 亂を爲すを言ふ也。
- 【八一】 善く云云。巧に人の筆蹟を真似する也。
- 【八二】 章表白事。章表は魏朝に奏する文。白事は晉公に上申する文。
- 【八三】 之は艾を指す。昭をして怒らしめ、又艾をして疑はしむる也。
- 【一】 威熙元年。西紀二六四年なり。是の年五月改元す。
- 【二】 楚王彪の死するや、盡く諸王公を録して鄴に置くこと七十五卷邵陵厲公嘉平二年に見ゆ。
- 【三】 行軍司馬の號、此に始まる。
- 【四】 昭の夫人王氏は王肅の女なり。晉の武帝・齊王攸を生む。後、文明皇后と諡す。

「會は、利を見て義を忘れ、好みて事端を爲す。寵過ぎば必ず亂せん。大に任す可からず」と。會が將に漢を伐たんとするに及びて、西曹屬郡悌、晉公に言つて曰はく、「今、鍾會を遣はし、十餘萬の衆を率ゐて、蜀を伐たしむ。愚謂へらく、會は單身にして任無し。餘人をして行かしむるに若かざるなり」と。晉公笑つて曰はく、「我、寧んぞ此を知らざらんや。蜀數邊寇を爲し、師老い民疲る。我今之を伐つは、掌を指すが如きのみ。而るに、衆言はく、「蜀は伐つ可からず」と。夫れ人心豫め怯るれば、則ち智勇竝に竭く。智勇竝に竭きて、而も彊ひて之を使ふは、適に敵の禽と爲る所以なるのみ。惟だ鍾會のみ、人の意と同じ。今、會を遣はして蜀を伐たしめば、蜀をば必ず滅ぼす可からん。蜀を滅ぼすの後、就ひ卿の慮の如くなりとも、何ぞ其の辨する能はざるを憂へんや。夫れ蜀已に破亡せば、遺民震恐し、與に共に事を圖るに足らず、中國の將士、各自自ら滅族せんのみ。卿、此を憂ふるを須ひず。慎んで人をして聞かしむる勿かれ」と。晉公が將に長安に之かんとするに及びて、悌復た曰はく、「鍾會が統ぶる所の兵、鄧艾に五六倍す。但だ會に敕して艾を取ふ可し。自ら行くを須ひず」と。晉公曰はく、「卿、前言を忘れ

- 【五】 漢より以來、丞相に東西曹の掾屬あり。
- 【六】 任。質任たる子弟。魏の制、凡そ將帥を遣るには、皆其の家族を留めて以て質任と爲す。會は單身にして子弟無し、故に曰ふ。
- 【七】 掌云云。易きをいふ。
- 【八】 人の意云云。吾が意と同じきをいふ。
- 【九】 就ひ云云。會若し亂を爲さば自ら能く之を辨せんとの意。
- 【一〇】 惡を作す。亂を作す也。

たりや。而して「行くを須ひず」と云ふや。然りと雖も、言ふ所は宣ぶ可からざるなり。我、要す自ら當に信意を以て人を待つべし。但だ人、當に我に負くべからざるのみ。我、豈に人に先だちて心を生ず可けんや。近日、賈護軍、我に問ふ、「頗る鍾會を疑ふや不や」と。我答へて言はく、「如今卿を遣はして行かしめば、寧んぞ復た卿を疑ふ可けんや」と。賈も亦、以て我が語を易ふる無かりしなり。我、長安に到らば、則ち自ら「了せん」と。鍾會、衛瑾を遣はし、先づ成都に至り、鄧艾を收へしめんとす。會、瑾の兵少きを以て、艾をして瑾を殺さしめ、因つて以て艾の罪と爲さんと欲す。瑾、其意を知る、然れども距むを得可からず、乃ち夜成都に至り、艾が統ぶる所の諸將に檄し、「詔を奉じて艾を收ふ。其餘は一に問ふ所無し。若し來りて官軍に赴かば、爵賞、先の如くならん。敢て出でざる有らば、誅、三族に及ばん」と稱す。鷄鳴に至る比はひ、悉く來りて瑾に赴く。唯だ艾の帳内のみ有り。平旦、門を開く。瑾、使者の車に乗り、徑に入りて艾の所に至る。艾尚ほ臥して未だ起きず。遂に艾父子を執へ、艾を檻車に置く。諸將圍りて、艾を劫はんと欲し、仗を整へて瑾の營に趣く。瑾、輕く出でて之を迎へ、偽りて表草を作り、「將に艾の事を申明せんとす」といふ。諸將、之を信じて止む。丙子、會、成都に至り、艾が京師に赴くを送る。會が憚る所は惟だ艾のみ。艾父子既

- 【一】 賈護軍。賈充なり。時に中護軍たり。
- 【二】 了。辦決する也。
- 【三】 爵賞先の如し。復た爵賞を加ふること、先に蜀を平げし時の如くならん。
- 【四】 將に艾が反心無きことを申明せんとす、と詭りて言ふ也。

に禽にせられ、會獨り大衆を統べ、威、西土に震ふ。遂に意を決して反を謀る。會、姜維をして五萬人を將りて斜谷に出で前驅を爲さしめ、會自ら大衆を將りて其の後に隨ひ、既に長安に至らば、騎士をして陸道よりし、歩兵をして水道よりせしめ、流に順ひ渭に浮び河に入らんと欲し、以爲へらく、「五日にして孟津に到る可し。騎兵と洛陽に會せん。一旦にして天下定む可きなり」と。會、晉公の書を得たり。(書)云はく、「鄧艾が或は徵に就かざらんことを恐れ、今、中護軍賈充を遣はし、步騎萬人を將り、徑に斜谷に入り、樂城に屯せしめ、吾自ら十萬を將りて長安に屯す。相見んこと近きに在り」と。會、書を得て驚き、親しむ所を呼び、之に語りて曰はく、「但だ鄧艾を取ること、(二)相國、我獨り之を辦せんことを知る。今來るは大重し。必ず我が異を覺るならん。便ち當に速かに發すべし。事成らば、天下を得可く、成らずんば、退きて蜀漢を保たん。劉備と作るを失はざらん」と。丁丑、會、悉く護軍・郡守・牙門騎督以上及び蜀の故官を請ひ、(三)太后の爲めに哀を蜀の朝堂に發し、太后遺詔して會をして兵を起して司馬昭を廢せしむと矯り、皆、坐上の人に班ち示し、議を下さしめ詖り、版に書して署置し、更めて親信する所をして代りて諸軍を領せしめ、請ふ所の羣官をば、悉く益州の諸曹屋の中に閉著し、城門・宮門をば

- 【一】 樂城。諸葛亮の築きたる成固の樂城なり。
- 【二】 相國。司馬昭をいふ。
- 【三】 異。異變なり。
- 【四】 蜀漢。蜀郡・漢中郡の地をいふ。
- 【五】 此等は皆會の軍に従つて成都に在る者なり。
- 【六】 太后は郭太后をいふ。明元郭太后は去年歿す。
- 【七】 蜀は成都に都し、朝堂あり。

皆閉ぢ、兵を嚴して圍み守る。衛瓊詐りて『疾篤し』と稱し、出でて【三】外廨に就く。會、之を信じ、復た憚る所無し。【二】姜維、會をして盡く北來の諸將を殺さしめ、己因りて會を殺し、盡く魏の兵を坑にし、復た漢主を立てんと欲し、密書して劉禪に與へて曰はく、『願はくは陛下、數日の辱を忍べ。臣、社稷をして危くして復た安く、日月をして幽くして復た明かならしめんと欲す』と。會、維の言に従ひ諸將を誅せんと欲し、猶豫して未だ決せず。會の帳下督丘建、本胡烈に屬す。會、之を愛信す。建、烈が獨り坐するを惑み、會に啓して、一親兵を内れ、出でて飲食を取るを聽さしむ。諸牙門、例に隨ひ、各一人を内る。烈給きて親兵に語り、及び疏して子淵に與へて曰はく、『丘建密に消息を説く。會已に大坑、白楸數千を作り、悉く外兵を呼びて入れ、人ごとに【二】白楸を賜ひ、散將に拜し、次を以て楸殺し、坑中に内れんと欲す』と。諸牙門の親兵、亦咸此の語を説き、一夜に轉た相告げ、皆徧し。己卯、日中、胡淵、其の父の兵を率ゐ、雷鼓して門を出づ。諸軍、期せずして、皆鼓謀して出づ。會て之を督促する者無くして、而も争うて先づ城に赴く。時に會方に姜維に鎧【二六】杖を給す。『外に【二七】匈匈たる聲の失火に似たる者有り』と白す。頃く有りて、『兵走りて城に向ふ』と白す。會驚き、維に謂つて曰はく、『兵來るは、惡を作さんと欲するに似たり。當に云何すべき』と。

【三】 外廨。外舎なり。
 【二】 姜維の心、始終、漢の爲めにす、千載の下、炳炳として丹の如し。

【二四】 白楸。楸は棒と同じ。
 【二五】 白楸。白きかぶりもの。魏の武帝の製する所にして、狀、弁の如く、四角を缺く。

【二六】 杖。仗と通ず。
 【二七】 匈匈。喧擾なる貌。

維曰はく、『但だ當に之を撃つべきのみ』と。會、兵を遣はし、悉く閉づる所の諸牙門・郡守を殺さしむ。【二八】内人共に【二九】机を擧げて以て門を拄ふ。兵、門を斫れども破る能はず。斯須にして、城外、梯に倚りて城に登り、或は城屋を燒き、蟻のごとく附きて亂れ進み、矢下ること雨の如し。牙門・郡守各屋に緣りて出で、其の軍士と相得たり。姜維、會の左右を率ゐて戦ひ、手づから五六人を殺す。衆、維を格斬し、争ひ前みて會を殺す。會の將士の死する者數百人、漢の太子璿及び姜維の妻子を殺す。軍衆、鈔略し、死喪・狼籍たり。衛瓊、諸將を部分し、數日にして乃ち定まる。鄧艾の本營の將士、追うて艾を檻車より出し、迎へ還る。衛瓊、自ら會と共に艾を【三〇】陥れしを以て、其の變を爲さんことを恐れ、乃ち護軍田續等を遣はし、兵を將ゐて艾を襲はしむ。縣竹の西に遇ひ、艾父子を斬る。艾が江油に入るや、田續進まず。艾、續を斬らんと欲す。既にして之を捨す。瓊が續を遣はすに及びて、謂つて曰はく、『以て江油の辱に報ゆ可し』と。【三一】鎮西

【二八】 内人。會が閉ぢて屋内に在る所の者。
 【二九】 机。机案。
 【三〇】 衛瓊、鎮西軍司を行ひ、而して杜預、鎮西長史たれば、同僚たり、而して軍事は瓊に任せしなり。
 【三一】 伯玉。衛瓊の字。
 【三二】 恕。杜恕は七十三卷明帝景初元年に見ゆ。

長史杜預、衆に言つて曰はく、『伯玉は其れ免れざらんか。身、名士と爲り、位望已に高く、既に德音無く、又、下を御するに正を以てせず。將た何を以てか其の責に堪へんや』と。瓊、之を聞き、駕を候たずして預に謝す。預は【三三】恕の子なり。鄧艾の餘子、洛陽に在る者、悉く誅に伏す。其の妻及び

孫を西城に徙す。鍾會の兄毓、嘗て密に晉公に言つて曰はく、「會は術を挟み、保し難く、専ら任す可からず」と。會が反するに及びて、毓已に卒す。晉公、鍾繇の勳と毓の賢とを思ひ、特に毓の子峻・迪を原し、官爵、故の如し。會の功曹向雄、會の尸を收め葬る。晉公召して之を責めて曰はく、「往者、王經の死するや、卿、東市に哭し、而して我問はざりき。鍾會、躬づから叛逆を爲せるに、又輒ち收め葬れり。若し復た相容さば、當に王法を如何すべき」と。雄曰はく、「昔、先王、骼を掩ひ鬻を埋め、仁、朽骨に流る。當時、豈に先づ其の功罪をトして、而る後收め葬らんや。今、王誅既に加はり、法に於て已に備はる。雄、義に感じて收め葬り、教も亦闕くる無し。法、上に立ち、教、下に弘まる。此を以て物を訓へば、亦可ならずや。何ぞ必ずしも雄をして死に背き生に違ひ、以て世に立たしめんや。明公、枯骨を讐對とし、之を中野に捐つるは、豈に仁賢の度ならんや」と。晉公悦び、與に宴談して之を遣る。

二月丙辰、車駕、洛陽に還る。

庚申、明元皇后を葬る。

【一七二】 西。縣の名、魏興郡に屬す。故城は陝西省漢中道安康縣の西北に在り。

【一七三】 王經云云。前卷景元元年に見ゆ。

【一七四】 骼は枯骨。鬻は肉有る骨。禮記月令篇に、孟春の月、骼を掩ひ鬻を埋む、とあり。

【一七五】 明公云云。會已に誅せられたるに、晉公、復た枯骨を以て讐敵と爲し、收め葬らしめざるをいふ。

【一七六】 明元皇后。郭太后の諡。

初め劉禪、巴東の太守襄陽の羅憲をして、兵二千人を率ゐ、永安を守らしむ。成都敗れぬと聞き、吏民驚き擾る。憲、「成都亂る」と稱する者一人を斬る。百姓乃ち定まる。禪の手救を得るに及びて、乃ち統ぶる所を帥ゐ、都亭に臨すること三日。吳、蜀敗れぬと聞き、兵を起して西に上る。外は救援に託し、内は憲を襲はんと欲す。憲曰はく、「本朝傾覆す。吳、唇齒たるに、我が難を恤へずして、盟に背き利を徼む。不義なること甚だし。且つ漢已に亡ぶ。吳何ぞ久しきを得ん。我寧ぞ能く吳の降虜と爲らんや」と。城に保し甲を繕め、將士に告誓し、厲ますに節義を以てす。憤激せざるもの莫し。

吳人、鍾・鄧敗れ、百城に主無しと聞き、蜀を兼ねるの志有り。而るに巴東固く守り、兵、過ぐるを得ず。乃ち撫軍、歩協をして衆を率ゐて西せしむ。憲、力弱く、禦ぐ能はず。參軍楊宗を遣はし、圍を突きて北に出で、急を安東將軍陳懿に告げしめ、又、文武の印綬・任子を送り、晉公に詣らしむ。協、永安を攻む。憲與に戦ひ、大に之を破る。吳主怒り、復た鎮軍陸抗等を遣はし、衆三萬人を帥ゐ、憲の圍を増さしむ。

三月丁丑、司空王祥を以て太尉と爲し、征北將軍何曾を司徒と爲し、左僕射荀顛を司空と爲す。

己卯、晉公の爵を進めて王と爲し、十郡を増し封す。王祥・何曾・荀

【一七七】 永安。縣の名、故城は今の四川省東川道奉節縣の東に在り。

【一七八】 都亭。永安の都亭。

【一七九】 歩協。歩騭の子、撫軍將軍たり。

【一八〇】 時に吳、陸抗を以て鎮軍將軍と爲し、西陵を都督せしむ。

【一八一】 高貴郷の甘露三年、晉公始めて八郡に封ぜられ、帝の景元三年、司州の弘農・雍州

顓、共に晉王に詣る。顓、祥に謂つて曰はく、「相王、尊重にして、何侯と【四〇】一朝の臣と、皆已に敬を盡せり。今日便ち當に相率ゐて拜すべし。疑ふ所無きなり」と。祥曰はく、「相國は尊しと雖も、要するに是れ魏の宰相なり。吾等は魏の三公なり。王と公とは相去ること一階のみ。安んぞ天子の三公にして輒ち人を拜す可き者有らんや。【四一】（若シ之ヲ拜セバ）魏朝の望を損し、晉王の徳を虧かん。君子は人を愛するに禮を以てす。我は【四二】（之ヲ拜）爲さざるなり」と。入るに及びて、顓遂に拜す。而して祥獨り長揖す。王、祥に謂つて曰はく、「今日にして然る後、君が顧みらるるの重きを知るなり」と。

の馮翊を加へ封ぜられ、凡そ十郡。今、又、十郡を増し封ぜられ、凡そ二十郡。
 【三】 何侯。何曾をいふ。
 【四〇】 一朝の臣。魏の舉朝の臣なり。
 【四一】 宜適。適當なり。
 【四二】 建寧は漢の益州郡（今の雲南省舊雲南大理府等の地）なり、蜀の後主建興元年、建寧郡と改む。味縣（今の滇中道曲靖縣の西十里）に治す。

劉禪、家を擧げて、東して洛陽に遷る。時に擾攘倉猝にして、禪の大臣、從ひ行く者無し。惟だ祕書令郤正及び殿中督汝南の張通、妻子を捨て、單身、禪に隨ふ。禪、正が相導すること【四三】宜適にして、擧動闕くる無きに頼る。乃ち慨然として歎息し、正を知るの晩きを恨む。初め漢の【四四】（吳）建寧の太守霍弋、南中を都督す。魏の兵至ると聞き、成都に赴かんと欲す。劉禪、敵に備ふること既に定まるを以て、聽かず。成都、守られず。弋、素服し、大に臨すること三日。諸將咸弋に勸む、「宜しく速かに降るべし」と。弋、曰はく、「今、道路隔塞し、未だ主の安危を詳かにせず。去就は大故なり。

苟くもす可からざるなり。若し魏、禮を以て主上を遇せば、則ち境を保ちて降るとも、晩からざるなり。若し萬一危辱せば、吾、將に死を以て之を拒がんとす。何ぞ遲速を論せんや」と。禪の東遷の問を得、始めて【四五】六郡の將守を率ゐ、上表して曰はく、「臣聞く人生は三に在り。之に事、ふること一の如し。惟だ難の在る所には、則ち其の命を致すと。今、臣、國敗れ主附き、死を守るに、所無し。是を以て質を委し、敢て貳有らじ」と。晉王、之を善しとし、南中都尉に拜し、委ぬるに本任を以てす。丁亥、劉禪を封じて【四六】安樂公と爲す。子孫及び羣臣、侯に封せらるる者、五十餘人。晉王、禪と宴し、之が爲めに故の【四七】蜀技を作す。旁人、皆、之が爲めに感愴す。而るに禪は喜笑すること自若たり。王、賈充に謂つて曰はく、「人の無情なること、乃ち此に至れば、諸葛亮をして在らしむと雖も、之を輔けて久しく全くすること能はじ。況んや姜維をや」と。佗日、王、禪に問うて曰はく、「頗る蜀を思ふや否や」と。禪曰はく、「此の間樂し。蜀を思はざるなり」と。郤正、之を聞き、禪に謂つて曰はく、「若し王後に問はば、宜しく泣きて答へて、「先人の墳墓、遠く岷蜀に在り。乃ち心西に悲み、日として思はざる無し」と曰ひ、因つて其の目を閉づべし」と。會、王復た問ふ。禪、對ふること前の如し。王曰はく、「何ぞ乃ち郤正の語に似たるや」と。禪驚き視て曰はく、「誠に

【四三】 問。聞と通ず。報道。
 【四四】 南中は七郡なるに、此に六郡と言ふは、蓋し越嶲は既に魏に降りたればなり。
 【四五】 人生は三に在り。蜀志霍峻傳には、「人は三に生ずるに作る。三とは君と親と師となり。」
 【四六】 安樂。燕國に屬す。
 【四七】 蜀技。蜀の舞樂。

命の如し』と。左右皆笑ふ。

夏四月、【三】新附督王稚、海に浮びて吳の【四】句章に入り、其の長吏及び男女二百餘口を略して還る。

五月庚申、晉王奏して、【五】五等の爵を復し、【六】騎督以上六百餘人を封す。

甲戌、改元す。

癸未、舞陽の文宣侯懿を追命して晉の宣王と爲し、忠武侯師を景王と爲す。

羅憲、攻めらるること凡そ六月、救援到らず、城中疾病すること太半。

或るひと憲に説く、『城を棄てて走れ』と。憲曰はく、『吾、城主と爲り、百姓の仰ぐ所なり。危くして安んずる能はず、急にして之を棄つるは、君子爲さざるなり。命を此に畢へん』と。陳騫、晉王に言ひ、荊州の刺史胡烈を遣はし、步騎二萬を將ゐて、西陵を攻め、以て憲を救はしむ。秋七月、吳の師退く。晉王、憲をして因りて舊任に仍らしめ、【七】陵江將軍を加へ、萬年亭侯に封す。

晉王・奏して、司空荀顛をして禮儀を定めしめ、中護軍賈充をして法律を正ししめ、尙書僕射裴秀をして官制を議せしめ、太保鄧沖をして總べて裁せしむ。

吳、【八】交州を分ちて廣州を置く。

吳主、疾に寝ね、口、言ふ能はず、乃ち手書して丞相濮陽興を呼びて入れ、子璽をして出でて之を拜せしむ。休、興の臂を把り、璽を指して以て之に託す。癸未、吳主・殂す。諡して景帝と曰ふ。【九】羣臣、朱皇后を尊びて皇太后と爲す。吳人、蜀初めて亡び、【一〇】交趾擄叛し・國內恐患するを以て、長君を得んと欲す。左典軍萬彧、嘗て【一一】烏程の令と爲り、烏程侯皓と相善く、『皓の才識明斷は、【一二】長沙の桓王の儔なり。又、加・之學を好み、法度を奉遵す』と稱し、屢・之を丞相興・左將軍布に言ふ。興・布、朱太后に説き、皓を以て嗣と爲さんと欲す。朱后曰はく、『我は寡婦人なり。安んぞ社稷の慮を知らん。苟くも吳國隕つる無く、宗廟頼む有らば、可なり』と。是に於て、遂に迎へて【一三】皓を立つ。元興と改元し、大赦す。

八月庚寅、中撫軍司馬炎に命じて、【一四】相國の事に副貳せしむ。

【三】 新附督。蓋し吳人の新に附きたる者を以て、別に一部と爲し、督を置き以てこれを領する也。

【四】 句章。縣の名、會稽郡に屬す。今の浙江省會稽道慈谿縣。

【五】 五等の爵。公・侯・伯・子・男。周の制なり。秦、五等の爵を廢し、漢の列侯は戸數を以て差と爲す。獻帝建安二十一年、魏王操、名號侯を置き、以て軍功を賞す。虛封此れより始まる。今五等の爵を復すと雖も、亦虛封なり。

【六】 蜀を平ぐる功を賞するなり。
【七】 陵江將軍。魏の置く所。江流を陵駕し以て吳會を蕩平せんと欲する也。

【八】 漢の武帝の元鼎元年、百越を開き、交趾州刺史を置き、龍編に治す。獻帝建安八年、改めて交州と曰ひ、蒼梧廣信縣に治す。十六年、徙りて南海の番禺縣に治す。是に至りて、分ち二州と爲し、廣州は番禺（今の廣東省粵海道番禺縣）に治し、交州は龍編（安南河内省に在り）に治す。

【九】 交趾擄叛。呂興が叛せしをいふ。
【一〇】 烏程。今の浙江省錢塘道烏程縣。

【一一】 長沙の桓王。孫策の諡。
【一二】 皓。字は元宗、孫和の子。
【一三】 五官將の故事に依る也。

初め鍾會が漢を伐つや、辛憲英、其の夫の從子羊祜に謂つて曰はく、「會は事に在りて縱恣なり。久しきを持し下に處るの道に非ず。吾、其の他志有らんことを畏るるなり」と。會、其の子郎中琇を請うて參軍と爲す。憲英憂へて曰はく、「他日、吾、國の爲めに憂へ、今日、難、吾が家に至る」と。琇固く晉王に請ふ。王聽かず。憲英、琇に謂つて曰はく、「行け。之を戒めよ。軍旅の間、以て濟す可き者は、其れ惟だ仁恕か」と。琇竟に全きを以て歸る。詔して、琇が嘗て會の反するを諫めたるを以て、爵關内侯を賜ふ。

九月戊午、司馬炎を以て撫軍大將軍と爲す。

辛未、詔して、呂興を以て安南將軍と爲し、交州の諸軍事を都督せしめ、南中の監軍霍弋を以て、遂に交州の刺史を領し、便宜を以て長吏を選するを得しむ。弋、表して建寧の爨谷を遣はし、交趾の太守と爲し、牙門董元・毛吳・孟幹・孟通・爨能・李松・王妻等を率ゐ、兵を將ゐて興を助けしむ。未だ至らず。興、其の功曹王統に殺さる。

吳主、朱太后を貶して景皇后と爲し、父和を追諡して文皇帝と曰ひ、母何氏を尊びて太后と爲す。冬十月丁亥、詔して、壽春にて獲たる所の吳の相國參軍事徐紹を以て散騎常侍と爲し、水曹

【六三】 他日、先日なり。
 【六四】 琇は司馬師の夫人の從父弟なり。故に會を諫めしを以て封を得。
 【六五】 爨氏は、建寧の大姓にして、世々者帥たり、後、隋唐に至りて東爨西爨と爲る。咸陽の西南なる昆明は、諸爨の居る所なり。
 【六六】 水曹は吳の相府の置く所なり。吳未だ嘗て相國を置かず。魏人、晉王が相國たるを以て、因つて亦吳の丞相參軍を稱して相國參軍と爲す。

掾孫或を給事黃門侍郎と爲し、以て吳に使せしめ、其の家人の此に在る者は、悉く自ら隨ふるを聽し、必ずしも還らしめず、以て大信を開廣す。晉王因りて書を吳主に致し、諭すに禍福を以てす。

初め晉王、王肅の女を娶り、炎及び攸を生む。攸を以て景王の後を繼がしむ。攸は性孝友にして、才藝多く、清和平允にして、名聞、炎よりも過ぎたり。晉王、之を愛し、常に曰はく、「天下は景王の天下なり。吾、攝して相位に居る。百年の後、大業宜しく攸に歸すべし」と。炎は立ちて髮地に委し、手垂れて都を過ぐ。嘗て從容として裴秀に問うて曰はく、「人、相有りや否や」と。因つて異相を以て之に示す。秀、是に由りて心を歸す。羊琇、炎と善く、炎の爲めに策を畫し、時政の宜しく損益すべき所を察し、皆、炎をして豫め之を記せしめ、以て晉王の訪問に備ふ。晉王、攸を以て世子と爲さんと欲す。山濤曰はく、「長を廢し少を立つるは、禮に違ひ不祥なり」と。賈充曰はく、「中撫軍は、人に君たるの徳有り。易ふ可からざるなり」と。何曾・裴秀曰はく、「中撫軍は、總明神武にして、世に超ゆるの才有り、人望既に茂に、天表此の如し。固に人臣の相に非ざるなり」と。晉王、是に由りて意定まり、丙午、炎を立てて世子と爲す。

【六七】 中國の信を廣くし、吳人の心を揣離せんとする也。
 【六八】 景王、司馬師の諡。
 【六九】 其の三弟。翼(音クラウ)、鉅(音マウ)、寇(音ハウ)。

吳主、太子章及び其の三弟を封じて、皆王と爲す。妃滕氏を立てて皇后と爲す。初め吳主の立つや、優詔を發して士民を恤み、倉廩を開きて貧乏を振はし、宮女を科出して以て妻

無き者に配し、禽獸の苑中に養はるる者をば皆之を放つ。當時、翕然として稱して明主と爲す。既に志を得るに及びて、麤暴驕盈にして、忌諱多く、酒色を好む。大小、望を失ふ。濮陽興・張布、竊に之を悔ゆ。或るひと諸を吳主に譖す。十一月朔、興・布・入朝す。吳主、之を執へ、廣州に徙し、道にして之を殺し、三族を夷ぐ。後の父滕牧を以て衛將軍と爲し、尙書の事を録せしむ。牧は胤の族人なり。

【七〇】 滕胤は孫綝の殺す所と爲る。

【七一】 屯田官云云。屯田官を置くこと、六十二卷漢の獻帝建安元年に見ゆ。

是の歲、屯田官を罷む。

卷の第七十九

晉紀一

世祖武皇帝上の上

泰始元年、春三月、吳主、光祿大夫紀陟・五官中郎將洪璆をして、徐紹・孫或と偕に來りて報聘せしむ。紹行きて濡須に至る。「紹、中國の美を譽む」と言ふ者有り。吳主怒り、追ひ還して之を殺す。

夏四月、吳、甘露と改元す。

五月、魏帝、文王に殊禮を加へ、王妃を進めて后と曰ひ、世子を太子と曰ふ。

癸未、大赦す。

- 【一】 世祖武皇帝。諱は炎、字は安世、姓は司馬氏、宣王懿の孫、文王昭の長子。文王の廟を太祖と號す、故に帝の廟を世祖と號す。
- 【二】 泰始元年。西紀二六五年なり。是の年十二月、方めて禪を受けて改元す。此れ猶ほ魏の咸熙二年なり。
- 【三】 徐紹・孫或。二人、吳に聘すること、前卷前年に見ゆ。
- 【四】 文王は司馬昭の諡。殊禮を加ふとは、旌旗・車馬・樂舞・冕服、皆、帝者の儀の如きを謂ふ。

秋七月、吳主、逼りて景皇后を殺し、景帝の四子を吳に遷し、尋いで又其の長者二人を殺す。

八月辛卯、文王卒す。太子嗣ぐ。相國・晉王と爲る。

九月乙未、大赦す。

戊午、魏の司徒何曾を以て晉の丞相と爲す。癸亥、票騎將軍司馬望を以て司徒と爲す。

乙亥、文王を崇陽陵に葬る。

冬、吳の西陵の督步闡、吳主に表請し、徙りて武昌に都せしむ。吳主、之に従ひ、御史大夫丁固、右將軍諸葛靚をして建業を守らしむ。闡は

の子なり。

十二月壬戌、魏帝、位を晉に禪る。甲子、出でて金墉城に舍す。太

傅司馬孚・拜辭し、帝の手を執り、流涕歔歔して、自ら勝へず、曰はく、「臣、

死するの日、固より大魏の純臣なり」と。丙寅、王、皇帝の位に即く。大

赦し、改元す。丁卯、魏帝を奉じて陳留王と爲し、宮に鄴に即かしむ。優

崇の禮、皆、魏初の故事に倣ふ。魏氏の諸王、皆、降りて侯と爲る。宣

王を追尊して宣皇帝と爲し、景王を景皇帝と爲し、文王を文皇帝と爲し、王太后を尊びて皇太后と曰

ひ、皇叔祖孚を封じて安平王と爲し、叔父幹を平原王と爲し、亮を扶風王と爲し、

駿を汝陰王と爲し、彤を梁王と爲し、倫を琅邪王と爲し、弟攸を齊王

と爲し、鑿を樂安王と爲し、機を燕王と爲し、又、羣從司徒望等十七人

を封じて、皆王と爲す。石苞を以て大司馬と爲し、鄭冲を太傅と爲し、王祥

を太保と爲し、何曾を太尉と爲し、賈充を車騎將軍と爲し、王沈を驃騎將

軍と爲し、其餘の文武、位を増し爵を進むること差有り。乙亥、安平

王孚を以て太宰と爲し、中外の諸軍事を都督せしむ。未だ幾くならずし

て、又、車騎將軍陳騫を以て大將軍と爲し、司徒義陽王望・司空荀顛と與

に、凡そ八公、同時に並に置く。帝、魏氏の孤立の敵に懲る、故に大に宗

室を封じ、授くるに職任を以てす。又、諸王に詔して、皆、自ら國中の

長吏を選ぶを得しむ。衛將軍齊王攸、獨り敢てせず、皆、上請せしむ。

詔して、魏の宗室の禁錮を除き、部曲の將及び長吏の質任を納る

るを罷む。

帝、魏氏の刻薄奢侈の後を承け、矯むるに仁儉を以てす。太常の丞許奇

は、允の子なり。帝將に太廟に事有らんとす。朝議以はく、

奇の父、誅を受けたり。宜しく左右

【五】景皇后云云。吳主、景后を貶し、四弟を封ずること、前卷前年に見ゆ。

【六】西陵。即ち夷陵。吳主權黃武元年、夷陵を改めて西陵と曰ふ。宜都郡ここに治す。今の湖北省荆南道宜昌縣。

【七】吳主權の時、黠。西陵の督たり。

【八】魏帝。魏の元帝、時に年二十。魏の文帝始めて漢の禮を受け、五世に傳へ、四十六年にして亡ぶ。

【九】金墉城。洛陽城の西北角に在り。

【一〇】魏初の故事。六十九卷魏の文帝黃初元年に見ゆ。

【一】望は孚の子なり。帝、諸王を封じ、郡を以て國邑と爲す。二萬戸を大國と爲し、上中下三軍兵五千人を置く。萬戸を次國と爲し、上軍下軍兵三千人を置く。五千戸を小國と爲し、一軍兵五百人を置く。王國に之かず。京師に官す。

【二】魏云云。魏、宗室を防禁すること甚だ峻にして、又錮して、仕進するを得ざらしめしが、今、これを除きし也。

又。諸將の征伐し、及び長吏の州郡に仕ふる者は、皆、質任を京師に納れしが、今亦これを罷めし也。

【三】奇の父云云。奇の父允、誅せられしこと、七十六卷高貴郷公正元元年に見ゆ。